

## 新基本計画の検討状況等について

## 1 新基本計画における葛飾区の将来人口推計（再推計）について

別添 1 のとおり

## 2 基本計画書構成（案）について

別添 2 のとおり

## 3 区民のご意見を伺う会の開催について

新基本計画策定にあたり、広く区民の意見を取り入れるため「区民のご意見を伺う会」を開催する。

## (1) 実施日時及び会場

	開催日時	会 場
第 1 回	平成 24 年 4 月 13 日（金） 午後 6 時 30 分から 8 時 30 分まで	男女平等推進センター （多目的ホール）
第 2 回	平成 24 年 4 月 15 日（日） 午後 2 時から 4 時まで	金町地区センター （ホール）
第 3 回	平成 24 年 4 月 21 日（土） 午後 2 時から 4 時まで	新小岩北地区センター （ホール）

## (2) 開催内容

①基本計画（中間のまとめ）の説明

②意見聴取

## (3) 区民への周知等

①広報かつしか（3月25日号）（予定）及び区ホームページ等により、一般区民の参加者を募集し、電子申請又は電話（コールセンター）で事前に申込みをしていただく。

②区内関係団体等に個別にご案内し、出席者の推薦を依頼する。

## (4) 実施結果の公表

出された意見の概要、意見に対する区の考え方等をホームページで公開する。

#### 4 葛飾区基本計画策定検討会議の開催状況について

##### (1) 基本計画策定検討会議開催状況

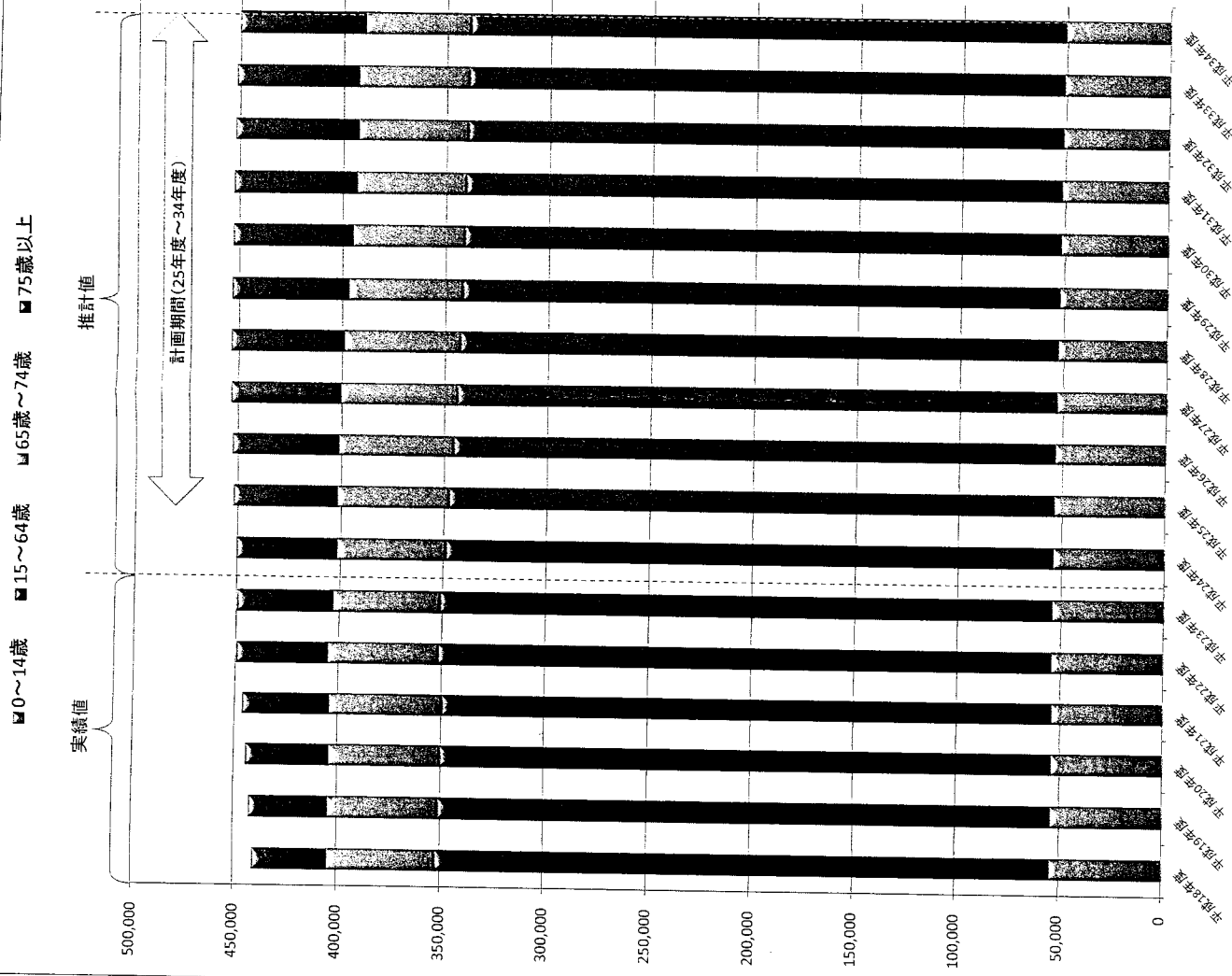
	種別	開催日時	開催場所
第3回	第1分野策定検討会議 －健康と福祉－	平成24年2月16日 午後2時から4時まで	男女平等推進センター 洋室D
第3回	第2分野策定検討会議 －街づくりと産業－	平成24年2月14日 午前9時30分から正午まで	男女平等推進センター 多目的ホール
第3回	第3分野策定検討会議 －生涯学習とふれあい－	平成24年2月7日 午後2時から4時まで	男女平等推進センター 多目的ホール

##### (2) 第3回葛飾区基本計画策定検討会議次第及び提出資料

別添3のとおり

# 新基本計画における葛飾区の将来人口推計 <再推計>

	(単位:人)				
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	[75歳以上]
実績値					
平成18年度	440,869	54,864	297,911	88,094	36,025
平成19年度	442,616	54,676	296,934	91,006	37,950
平成20年度	444,373	54,545	296,137	93,691	40,105
平成21年度	446,437	54,449	295,527	96,461	42,084
平成22年度	449,704	54,741	297,311	97,652	44,412
平成23年度	449,668	54,671	296,779	98,218	46,494
平成24年度	450,458	54,452	294,664	101,342	48,537
平成25年度	452,360	54,197	293,824	104,339	50,290
平成26年度	452,955	53,917	291,902	107,136	51,421
平成27年度	453,480	53,463	290,662	109,355	53,066
平成28年度	453,946	53,065	290,028	110,853	54,847
平成29年度	453,658	52,644	289,347	111,667	56,622
平成30年度	453,300	52,325	288,926	112,049	58,165
平成31年度	452,878	51,925	288,652	112,301	59,503
平成32年度	452,408	51,609	288,283	112,516	59,595
平成33年度	451,921	51,286	288,319	112,316	59,269
平成34年度	450,722	50,911	287,990	111,821	61,210
推計値					
計画期間					



## 【新基本計画将来人口推計値】(基準日各年10月1日) 住民基本台帳人口の推計値+外国人登録人口の推計値

- 住民基本台帳人口は、コーホート要因法により推計  
 <移動率> 平成23年～28年は、平成18年～23年の純移動率と同一  
 平成28年～33年は、平成13年～18年の純移動率と平成18年～平成23年の純移動率の平均値
- <出生率> 平成33年以降は、平成13年～18年の純移動率と同一  
 平成19年以降上昇反転した出生率の水準を今後も維持していくものとして推計
- <生残率> 平成17年の葛飾区生命表から計算した生残率を基準に、国立社会保障・人口問題研究所が「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)で想定した平均寿命(中位推計)を考慮して将来の生残率を推計
- 外国人登録人口は、近年増加傾向にあったが、平成23年は減少となった。震災の影響が考えられ、現時点では今後の動向が読み取りづらいことから、平成23年10月時点の人口を各年の人口とした。

【実績値】(基準日各年10月1日)  
住民基本台帳人口+外国人登録人口



新基本計画における葛飾区の将来人口推計（年齢階層別）＜再推計＞

年齢	実績値														推計値																		
	実績値														計画期間																		
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
総数	440,869	442,616	444,373	446,437	449,704	449,668	450,458	452,360	452,955	453,480	453,946	453,658	453,300	452,878	452,408	451,921	450,722	442,616	444,373	446,437	449,704	449,668	450,458	452,360	452,955	453,480	453,946	453,658	453,300	452,878	452,408	451,921	450,722
0～4歳	18,128	17,860	17,893	17,972	18,404	18,573	18,524	18,316	18,018	17,821	17,536	17,178	16,993	16,735	16,582	16,355	16,193	17,860	17,893	17,972	18,404	18,573	18,524	18,316	18,018	17,821	17,536	17,178	16,993	16,735	16,582	16,355	16,193
5～9歳	18,401	18,326	18,066	18,022	17,858	17,623	17,513	17,648	17,731	17,786	17,893	17,987	17,730	17,522	17,270	17,000	16,742	18,326	18,066	18,022	17,858	17,623	17,513	17,648	17,731	17,786	17,893	17,987	17,730	17,522	17,270	17,000	16,742
10～14歳	18,335	18,490	18,586	18,455	18,479	18,475	18,415	18,233	18,168	17,856	17,636	17,479	17,602	17,668	17,757	17,931	17,976	18,490	18,586	18,455	18,479	18,475	18,415	18,233	18,168	17,856	17,636	17,479	17,602	17,668	17,757	17,931	17,976
15～19歳	18,840	18,790	18,786	18,836	19,040	19,034	19,406	19,908	19,713	19,588	19,478	19,630	19,506	19,377	18,943	18,579	18,656	18,790	18,786	18,836	19,040	19,034	19,406	19,908	19,713	19,588	19,478	19,630	19,506	19,377	18,943	18,579	18,656
20～24歳	24,480	24,387	24,127	23,715	23,405	22,812	22,580	23,552	23,834	24,121	23,949	23,939	24,188	24,185	24,319	24,279	23,947	24,387	24,127	23,715	23,405	22,812	22,580	23,552	23,834	24,121	23,949	23,939	24,188	24,185	24,319	24,279	23,947
25～29歳	30,447	30,079	29,888	29,527	29,366	28,628	28,153	27,572	27,138	26,750	26,681	26,391	26,279	26,349	26,540	26,614	26,619	30,079	29,888	29,527	29,366	28,628	28,153	27,572	27,138	26,750	26,681	26,391	26,279	26,349	26,540	26,614	26,619
30～34歳	38,040	36,520	34,966	33,675	33,060	31,991	31,315	30,708	30,300	29,948	29,840	29,428	28,724	28,218	27,737	27,582	27,310	36,520	34,966	33,675	33,060	31,991	31,315	30,708	30,300	29,948	29,840	29,428	28,724	28,218	27,737	27,582	27,310
35～39歳	38,158	38,590	39,177	39,272	39,258	38,134	36,706	35,156	33,673	32,616	31,638	30,981	30,440	30,060	29,645	29,352	28,999	38,590	39,177	39,272	39,258	38,134	36,706	35,156	33,673	32,616	31,638	30,981	30,440	30,060	29,645	29,352	28,999
40～44歳	31,686	33,194	34,111	35,211	35,909	37,916	38,524	39,292	39,385	39,016	37,906	36,509	34,913	33,459	32,374	31,308	30,688	33,194	34,111	35,211	35,909	37,916	38,524	39,292	39,385	39,016	37,906	36,509	34,913	33,459	32,374	31,308	30,688
45～49歳	26,746	27,530	28,780	29,815	31,352	31,664	33,236	34,161	35,183	35,650	37,763	38,307	39,067	39,117	38,766	37,583	36,283	27,530	28,780	29,815	31,352	31,664	33,236	34,161	35,183	35,650	37,763	38,307	39,067	39,117	38,766	37,583	36,283
50～54歳	26,708	25,899	25,521	25,808	26,082	26,677	27,438	28,564	29,528	31,022	31,219	32,776	33,690	34,650	35,104	37,161	37,662	25,899	25,521	25,808	26,082	26,677	27,438	28,564	29,528	31,022	31,219	32,776	33,690	34,650	35,104	37,161	37,662
55～59歳	34,769	33,078	30,992	29,031	27,504	26,336	25,472	25,108	25,322	25,529	26,210	26,900	27,988	28,917	30,351	30,585	32,041	33,078	30,992	29,031	27,504	26,336	25,472	25,108	25,322	25,529	26,210	26,900	27,988	28,917	30,351	30,585	32,041
60～64歳	28,037	28,867	29,789	30,637	32,335	33,587	31,834	29,803	27,826	26,422	25,344	24,486	24,131	24,320	24,504	25,101	25,785	28,867	29,789	30,637	32,335	33,587	31,834	29,803	27,826	26,422	25,344	24,486	24,131	24,320	24,504	25,101	25,785
65～69歳	27,446	27,826	28,241	29,240	28,112	26,400	27,210	28,043	28,853	30,395	31,637	29,999	28,089	26,261	24,907	23,877	23,070	27,826	28,241	29,240	28,112	26,400	27,210	28,043	28,853	30,395	31,637	29,999	28,089	26,261	24,907	23,877	23,070
70～74歳	24,623	25,230	25,345	25,137	25,128	25,324	25,595	26,006	26,862	25,904	24,369	25,046	25,795	26,537	28,014	29,170	27,541	25,230	25,345	25,137	25,128	25,324	25,595	26,006	26,862	25,904	24,369	25,046	25,795	26,537	28,014	29,170	27,541
75～79歳	17,143	17,942	18,997	19,734	20,919	21,704	22,195	22,277	22,087	22,173	22,466	22,715	23,029	23,731	22,897	21,482	22,091	17,942	18,997	19,734	20,919	21,704	22,195	22,277	22,087	22,173	22,466	22,715	23,029	23,731	22,897	21,482	22,091
80～84歳	10,495	11,221	11,961	12,642	13,111	13,773	14,431	15,339	15,958	16,913	17,670	18,076	18,169	18,033	18,079	18,384	18,622	11,221	11,961	12,642	13,111	13,773	14,431	15,339	15,958	16,913	17,670	18,076	18,169	18,033	18,079	18,384	18,622
85歳以上	8,387	8,787	9,147	9,708	10,382	11,017	11,911	12,674	13,376	13,970	14,711	15,831	16,967	17,739	18,619	19,403	20,497	8,787	9,147	9,708	10,382	11,017	11,911	12,674	13,376	13,970	14,711	15,831	16,967	17,739	18,619	19,403	20,497



# 基本計画書構成（案）

## 基本計画の策定にあたって 青木区長

### 基本構想

- 1 将来像
- 2 基本的方向
- 3 基本目標

### 基本計画の理念

## 目次

### 第1章 基本計画の役割と前提

- 1 計画の役割
- 2 計画の期間
- 3 区の現況と将来人口推計
- 4 計画策定の視点
- 5 財政計画

### 第2章 推進プロジェクト

検 討 中

### 第3章 重点課題とその取り組み

- 1 子どもが元気に育ち、豊かな人間力を育む環境づくり  
検 討 中
- 2 健康でともに支えあい、いきいき暮らせる地域社会づくり  
検 討 中
- 3 住み続けたいと思える、安全・安心なまちづくり  
検 討 中
- 4 葛飾の良さを活かした、魅力と活力あふれるまちづくり  
検 討 中
- 5 区民とともに築く、人にとやさしく住みよいまちづくり  
検 討 中

### 第4章 基本目標別計画

#### 体系

#### 計画書の読み方

#### 第1分野 健康と福祉

- 1 健康
- 2 医療
- 3 衛生
- 4 高齢者支援
- 5 障害者支援
- 6 子ども・家庭支援
- 7 低所得者支援
- 8 地域福祉

#### 第2分野 街づくりと産業

- 9 地域街づくり
- 10 防災・生活安全
- 11 交通
- 12 公園・水辺
- 13 環境
- 14 産業
- 15 観光

#### 第3分野 生涯学習とふれあい

- 16 人権・平和・ユニバーサルデザイン
- 17 地域活動
- 18 文化・国際
- 19 学校教育
- 20 地域教育
- 21 区民学習
- 22 スポーツ

### 第5章 行財政運営の取組指針

検 討 中

資料編

区をとりまく状況  
策定経過





## 第3回葛飾区基本計画策定検討会議

### 【第1分野－健康と福祉－】

平成24年2月16日（木）午後2時～  
男女平等推進センター多目的ホール

#### 1 開会

#### 2 報告事項

- (1) 新基本計画における葛飾区の将来人口推計（再推計）について

#### 3 議事

- (1) 基本計画書構成（案）について

- (2) 基本計画（基本目標別計画部分）（案）について

#### 4 その他

#### 5 閉会

#### 【配布資料】

省略 資料1 新基本計画における葛飾区の将来人口推計（再推計）

省略 資料2 基本計画書構成（案）

資料3 基本計画（基本目標別計画部分）（案）【－健康と福祉－】

省略 補足資料 第2回葛飾区基本計画策定検討会議【第1分野－健康と福祉－】  
委員ご意見とその対応

省略 参考資料 今後の計画策定スケジュール



# 基本計画（基本目標別計画部分）（案）

## 基本目標 1 安心して健やかに暮らせるまち（健康と福祉）

### 政策 1 健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします …………… 1

### 政策 2 医療

必要な医療を受けられるようにします …………… 7

### 政策 3 衛生

衛生的で快適な環境を整え、健康被害を防止します …………… 12

### 政策 4 高齢者支援

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるようにします …………… 17

### 政策 5 障害者支援

障害者が地域社会の中でともに支えあう一員としていきいきと暮らせるようにします …… 24

### 政策 6 子ども・家庭支援

安心して子どもを産み育てられるようにします …………… 30

### 政策 7 低所得者支援

生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします …………… 37

### 政策 8 地域福祉

支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします …… 39



政策 1

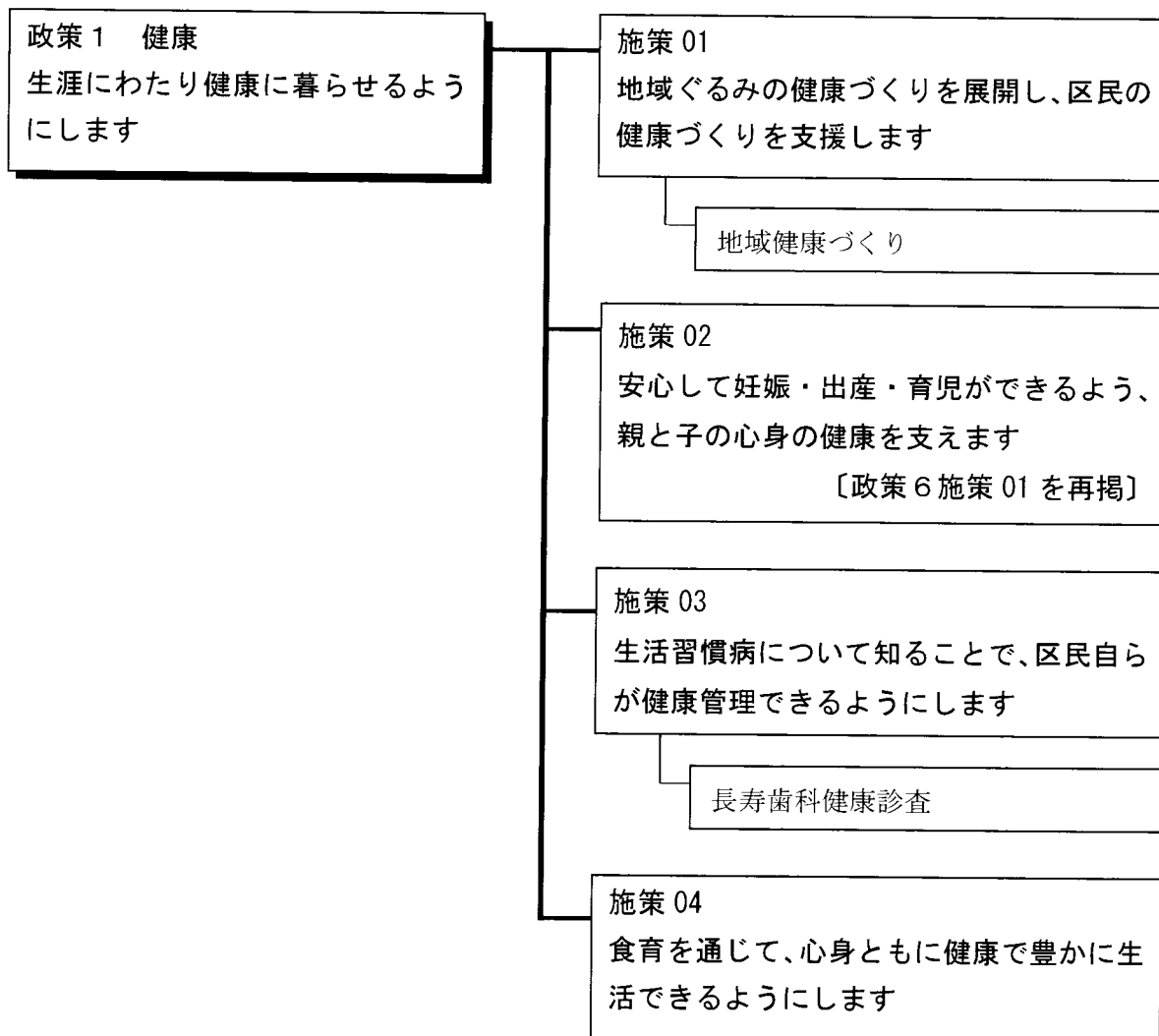
健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

【政策の概要】

健康づくりや食育、生活習慣病の予防に関する知識の普及啓発、健康診査・検診の実施により、区民が自分の健康状態を知り、主体的に食生活や運動などの生活習慣を改善できるようにします。また、区民の主体的な健康づくり活動への支援を通じて、地域ぐるみの健康づくりを展開していきます。

【施策の体系】



施策 01 地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の平均寿命は、平成17年の生命表によると、男性が77.7歳で23区中19位、女性が84.5歳で23区中20位となっています。また、全国平均（男性78.53歳、女性85.49歳）よりも低い状況です。
- 平成20年の早世率（全死亡者のうち65歳未満で死亡した者の割合）は、全国が15.9%、東京都が17.6%であるのに対し、本区は18.2%と高い状況です。

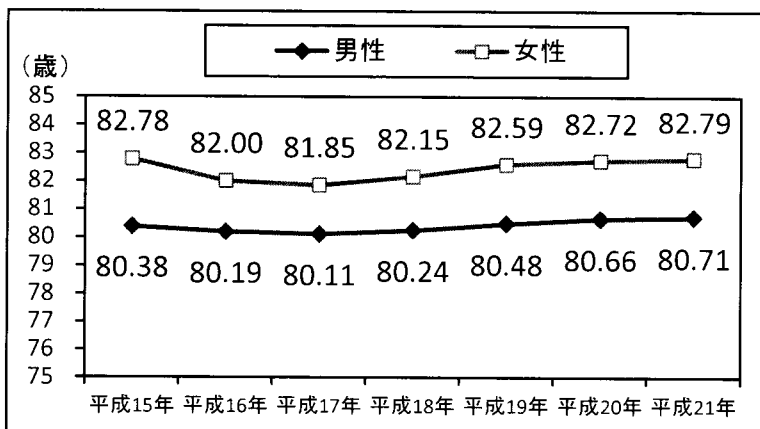


図 葛飾区の65歳健康寿命

出典:地域保健課資料

- 本区の65歳健康寿命（65（歳）+65歳の人が日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる平均期間（年））は、平成21年には男性80.71歳、女性82.79歳であり、男女とも横ばいの状況です。
- 葛飾区民の健康状況は他区と比較して良好とはいえませんが、平成23年度に実施した政策・施策マーケティング調査によると、日頃から健康づくりに取り組んでいる区民の割合は約6割に留まっています。
- 地域において、区民が自ら健康増進に取り組むことができる体制づくりが求められています。

【施策の方向】

- 健康寿命の延伸と早世の防止を実現していくために、地域ぐるみの健康づくりを展開します。
- 区民が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするため、健康づくりについて啓発を行うほか、健康増進の取り組みを支援します。
- 健康づくりに自発的に取り組む地域団体や自主グループを育成・支援するとともに、健康づくり推進員と協力し、健康づくりにおける区民との協働を進めます。

【区民の役割】

- 健康づくりや疾病に関する情報に関心を持つとともに、地域で行われる健康づくり活動や健康講座等に参加するなど、自ら健康増進に取り組みましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
地域健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の健康情報を分析することにより健康課題を抽出し、それらの課題に応じた健康講座を身近な地域で開催します。</li> <li>・健康講座の参加者により、健康づくりに自主的に取り組むグループを組織化し、支援していくほか、町会等の地域団体に対して、健康づくりへの取り組みを働きかけます。</li> </ul>

### 施策 03 生活習慣病について知ること、区民自らが健康管理できるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 人口の高齢化や社会生活環境の急激な変化等に伴い、糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等に代表される生活習慣病の増加が大きな問題となっています。
- 平成21年度の特健康診査の結果によると、本区は東京都や特別区の平均と比べて、40歳～74歳の生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）の有病率や、40歳～50歳代男性のメタボリックシンドローム<sup>注）</sup>の予備群や該当者の割合がやや高い傾向にあります。

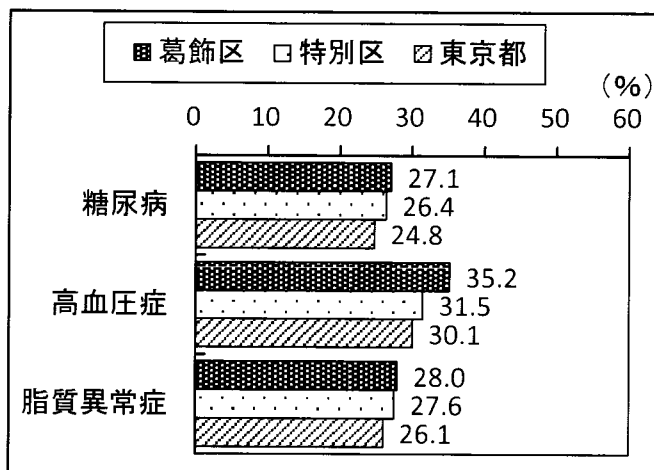


図 平成 21 年度生活習慣病の有病率(40 歳～74 歳)

出典:東京都国民健康保険団体連合会  
「特定健診・保健指導支援システム」

- 葛飾区保健医療実態調査（平成20年）によると、喫煙をしている区民の割合は、男性は36.2%、女性は16.1%です。
- 政策・施策マーケティング調査によると、健康診断や人間ドックを定期的に受診している区民の割合は約7割です。
- 区民の死亡原因の約3分の1はがんによるものです。がんは早期に発見し、早期に治療すれば、治る確率は高くなります。区が行うがん検診の受診率は、ここ数年、大腸がん検診を中心に上向きの傾向にあります。大幅な向上には至っていません。
- 生活習慣病である歯周病は、年齢とともに有病率が高くなっています。生涯を通じて歯と口腔の健康を維持し豊かな食生活を営むためには、歯周病を予防し、歯の喪失を防ぐことが重要です。

注) メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満を共通要因として、高血糖、脂質異常、高血圧が引き起こされる状態のこと。

#### 【施策の方向】

- 生活習慣病を予防するには、食生活や喫煙、運動習慣等の生活習慣を改善することが重要であるため、区民が生活習慣病に関する正しい知識や予防意識を持てるよう、普及啓発を行います。
- 区民が自ら健康管理ができるように、健康診査の機会を確保し、受診率の向上を図ります。
- がんによる早世を予防し、生涯にわたって生活の質を維持向上させるために、がん検診をより区民が利用しやすい方法で実施することなどにより、受診率の向上を図り、がんの早期発見・早期治療につなげます。



【区民の役割】

- 食生活や喫煙・飲酒状況、運動習慣等を振り返り、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防や改善に向けて、継続的な取り組みを行きましょう。また、必要に応じて肥満度や血圧等を測定するとともに、健康診査を定期的に受診することで、自らの健康状態を確認し、病気の早期発見につなげましょう。

【事業者の役割】

- 企業・団体は、従業員の健康診査や保健指導等を行い、健康管理に努めましょう。飲食店等は、禁煙・分煙を進め、利用者の健康を守りましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
長寿歯科健康診査	・75歳の高齢者を対象に、歯科健診と口腔機能のチェックを行い、歯と口腔の健康づくりを進めます。また、対象年齢の拡大を検討します。

## 施策 04 食育を通じて、心身ともに健康で豊かに生活できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 近年、食の大切さに対する意識は希薄になり、栄養摂取の偏りや朝食欠食など心身の健康に影響を与える様々な問題が生じており、食の安全に対する不安感も高まっています。このような状況の中、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することをめざす「食育」の重要性が注目されてきました。
- 区民の食育への関心を高めていくためには、様々な分野や視点から関係者が連携して総合的に取り組むことが必要です。
- 食育を推進していくためには、食に関する様々な情報を発信し、共有することにより、食育に対する理解と地域における自発的な取り組みを促すことが課題となっています。

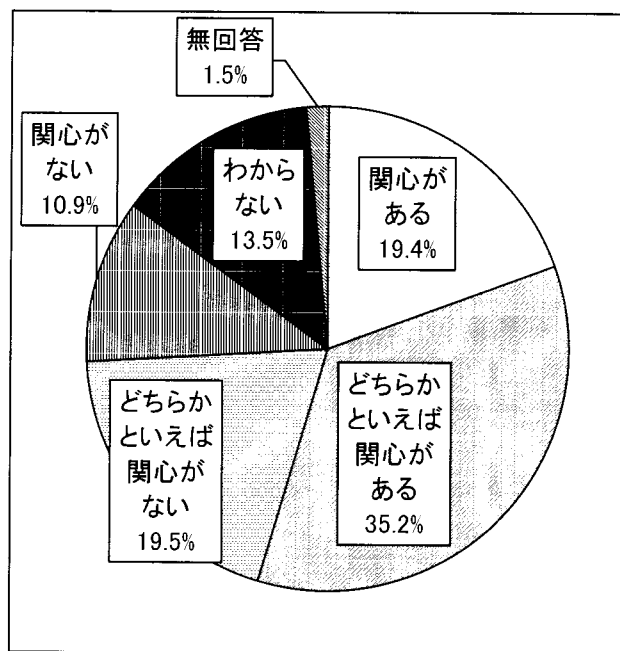


図 食育への関心

出典：「葛飾区食育（食生活）実態調査」（平成 22 年度）

### 【施策の方向】

- 区民の食育への関心を高めるために、食育にかかわっている区民や事業者等によるネットワークづくりを進め、地域の力を活用して食育の輪を広げます。
- 区民一人ひとりが食育に取り組めるように、分かりやすい情報を発信するとともに、食に関する体験の場を増やします。
- 家庭、学校、保育園や地域などを対象に区の関係部署が様々な事業を展開し、区民の食育活動を支援していきます。

### 【区民の役割】

- 進んで食に関する知識や食を選択する力を身につけましょう。

### 【事業者の役割】

- 食品関係事業者や飲食店等は、栄養バランスに配慮した商品を提供するとともに、栄養等の表示や食育に関する情報の発信に努めましょう。

政策2

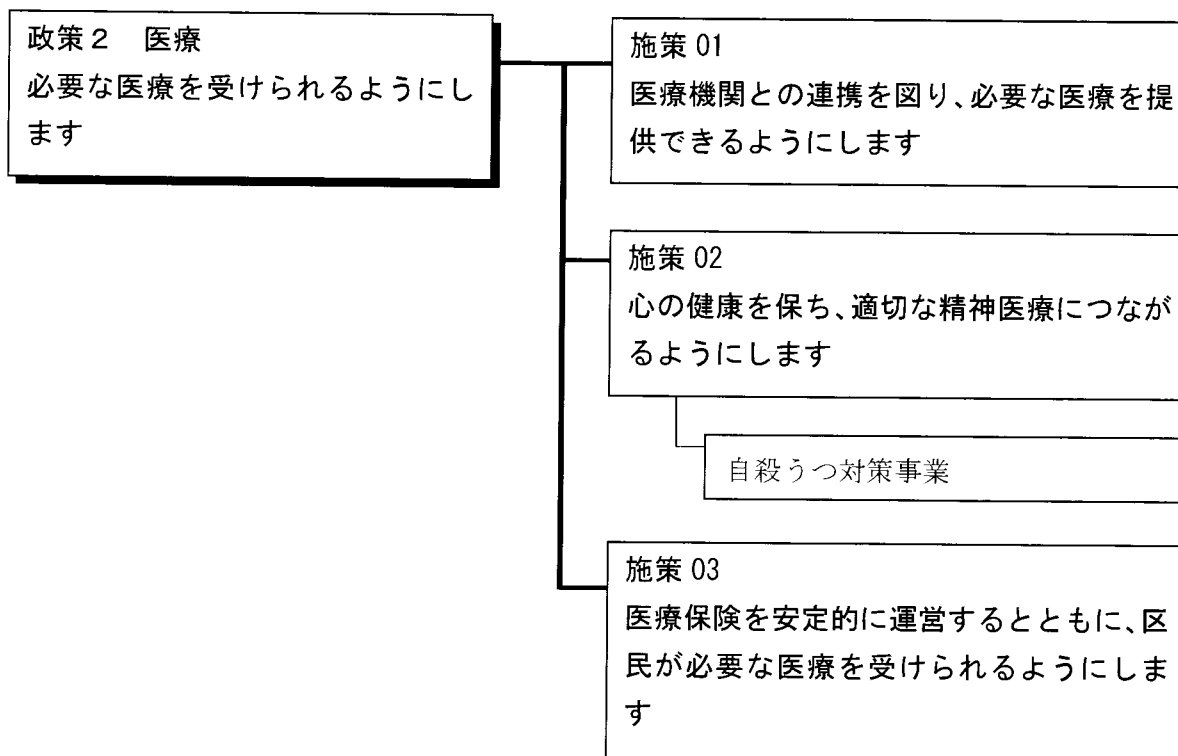
医療

必要な医療を受けられるようにします

【政策の概要】

地域における医療体制の整備や休日・夜間の応急診療体制の確保、災害時の医療救護体制の再構築、国民健康保険制度の安定的な運営を行っていくとともに、精神障害のある方を適切に医療につなぐ支援の強化により、区民が必要なときに必要な医療を安心して受けられるようにします。

【施策の体系】



## 施策01 医療機関との連携を図り、必要な医療を提供できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 医療技術の進歩により入院日数の短縮が進んだことや高齢化の進行により、在宅で医療を受ける人の数は増加しています。
- 当区では、休日・夜間の応急診療所の運営や、障害児・者や寝たきり高齢者に対する歯科診療の提供などを行っており、休日応急診療は、年間約3万人の利用があります。
- 大規模災害の発生に備えて、区内14箇所を医療救護所に、2箇所を歯科医療救護所に指定し、職員の動員体制の整備や医療救護活動用物品の備蓄を図ってきましたが、災害時における医療人材の確保など、現在の医療資源を踏まえた見直しが求められています。

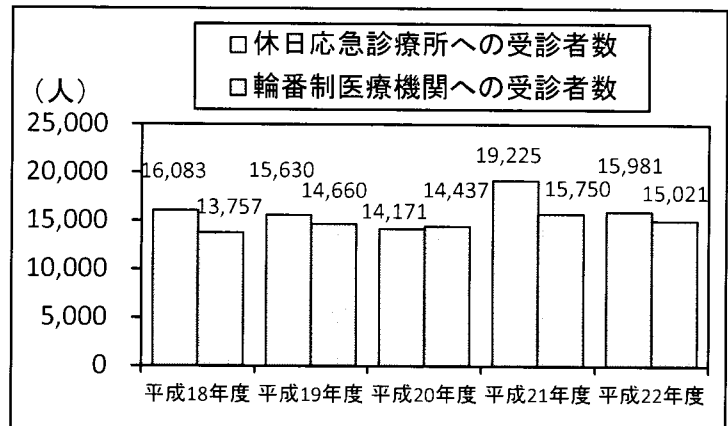


図 休日応急診療事業の受診者数 出典:地域保健課資料

### 【施策の方向】

- 区民が質の高い医療を地域で安定的に受けられることができるよう、医療資源の確保に努めるとともに、医療機関等の連携強化を図り、在宅医療体制などを充実します。
- 休日や夜間などの応急の医療体制を引き続き確保します。
- 大規模災害時に区民の生命を守るため、災害時の医療救護体制の再構築を進めていきます。

### 【区民の役割】

- かかりつけ医を持ち、症状について気軽に相談できる関係を築きましょう。

## 施策 02 心の健康を保ち、適切な精神医療につながるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区の精神疾患による通院者数（自立支援医療受給者）は、平成18年度から21年度までは年間5,000人程度でしたが、平成22年度には約5,700人となり、増加傾向にあります。また、精神疾患に対する医療を度々中断することで病状が悪化する場合や、症状があっても医療に結びついていない場合も少なくありません。

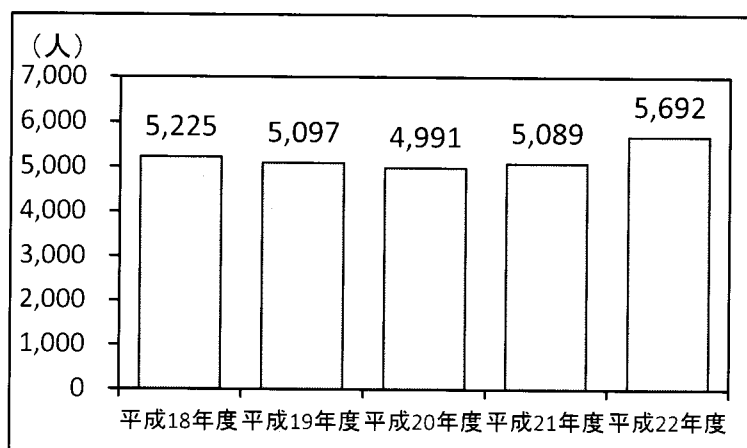


図 精神疾患による通院者数(自立支援医療受給者数)

出典:保健予防課資料(各年度末現在)

□ 社会の複雑化・多様化や経済・雇用状況の悪化に伴い、心のバランスを崩し、「うつ病」などの心の病気にかかる人が増加しています。また、区内では、毎年100人程度が自殺しています。自殺者の多くがその直前にうつ状態になっていると指摘されていることから、その対策が求められています。

### 【施策の方向】

- 精神に障害のある方が安定して在宅生活を送れるよう、適切に医療につなぎ、生活上の指導や治療の継続の支援をします。また、症状悪化や困難事例に迅速に対応するため、保健師等による援助体制の強化と関係機関との綿密な連携を図ります。
- 自殺の危険性や抑うつ状態に本人や周囲の人が気付き、早期に必要な医療や専門相談機関への相談につながるよう、自殺予防や「うつ」についての正しい知識を普及啓発していきます。

### 【区民の役割】

- 自殺予防や「うつ」について、正しい知識を身につけましょう。

### 【事業者の役割】

- 企業・団体は、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組み、悩みを相談しやすい環境を作りましょう。

基本目標 1 安心して健やかに暮らせるまち（健康と福祉）

---

【計画事業】

事業名	事業内容
自殺うつ対策事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・自殺予防や「うつ」について、正しい知識を普及するために、講演会の実施やリーフレットの作成・配布等により、啓発を行います。</li><li>・自殺の危険性や抑うつ状態に気付くことができる人材を育成するため、ゲートキーパー研修を実施します。</li></ul>

### 施策 03 医療保険を安定的に運営するとともに、区民が必要な医療を受けられるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 国民健康保険制度は、被用者保険と比べて、高齢者の割合が高いため1人当たりの医療費が高い一方で、無職者の割合が高いため保険料負担能力が低いという構造的な問題を抱えています。こうした中で、平成22年度は、一般会計から国民健康保険事業特別会計に約72億円の一般財源を繰り入れて、財政運営を行っています。このうち、約51億円は、保険料を抑制するために高額療養費に係る保険給付費に充てたり、保険料未納額の補填のために繰り入れる法定外のものであります。
- 近年、糖尿病などの生活習慣病は、増加傾向にあります。また、高齢社会が到来する中で、加齢による重症化が進む傾向にあり、医療費が増加する原因となっています。生活習慣病は、運動や食事などの生活習慣の改善により、発症や重症化を防止することができます。区は、医療保険者として、被保険者の健康の保持と医療費の増加抑制のために、40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者に対し、特定健康診査と特定保健指導を実施しています。
- 難病等により継続的な治療が必要で医療費が高額となる方に対して、経済的負担の軽減を行っています。

#### 【施策の方向】

- 未納者への働きかけを強化するなど、保険料収入の安定的な確保に努めます。
- 特定健康診査の受診率や特定保健指導の利用率を向上させることにより、生活習慣病の発症と重症化の防止を図り、医療費の増加の抑制に努めます。
- 難病等の医療費を助成することにより、区民が必要な医療を受けられるようにします。

**政策 3**

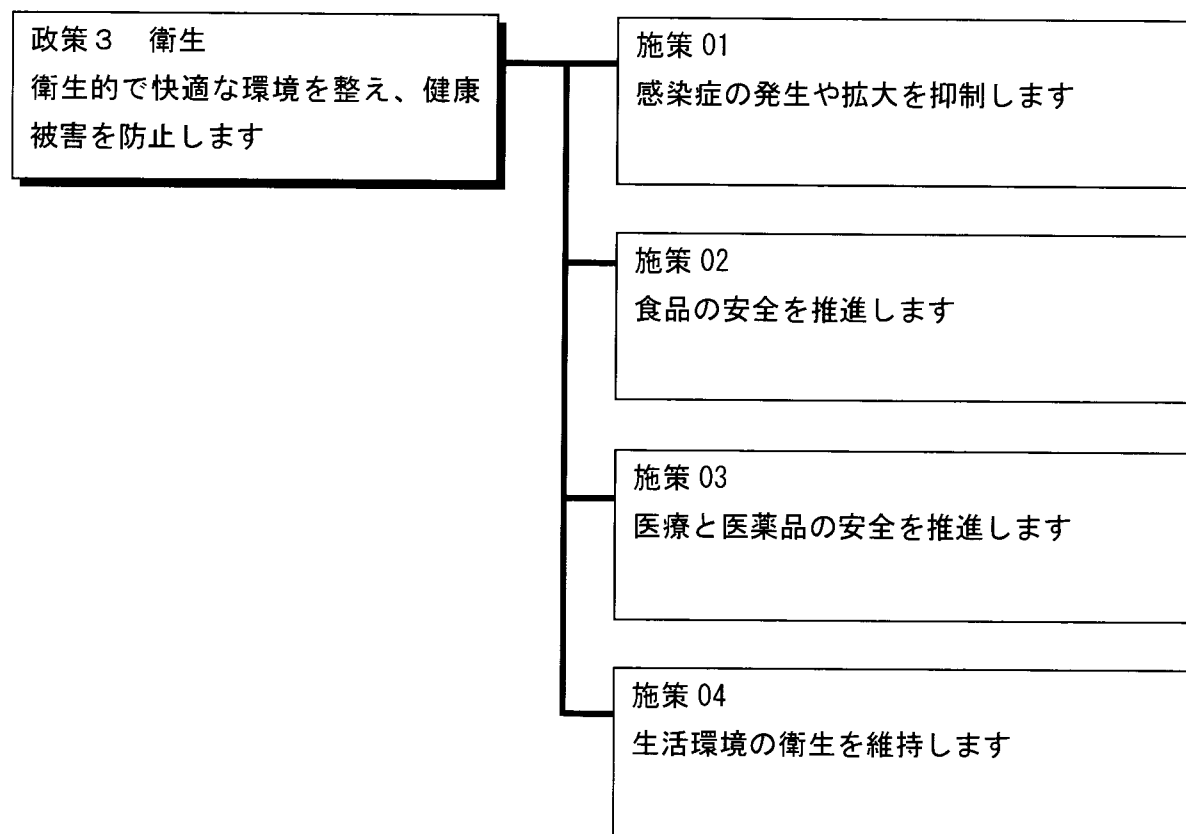
**衛生**

衛生的で快適な環境を整え、健康被害を防止します

【政策の概要】

新型インフルエンザ等の感染症対策、食中毒事件の発生防止などの食品安全対策、医薬品事故防止などの医療・医薬品の安全対策、生活環境の衛生対策を推進することにより、快適で安心できる生活環境を確保し、健康に対する被害を防止します。

【施策の体系】





## 施策 01 感染症の発生や拡大を抑制します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の結核患者発生数は減少を続けていますが、国や東京都よりも罹患率が高い状態です。
- 近年、新型インフルエンザが世界で大流行し、基礎疾患のある人や妊婦などのハイリスクな人だけではなく、免疫を持たない若者にも感染が広がりました。このような新しいウイルスの誕生や多剤耐性菌の発生は、大きな問題となっています。
- 感染症の予防接種は、昨今のワクチンの開発状況等もあり、対象となる疾病が増加していることから、公費助成の拡充が求められています。

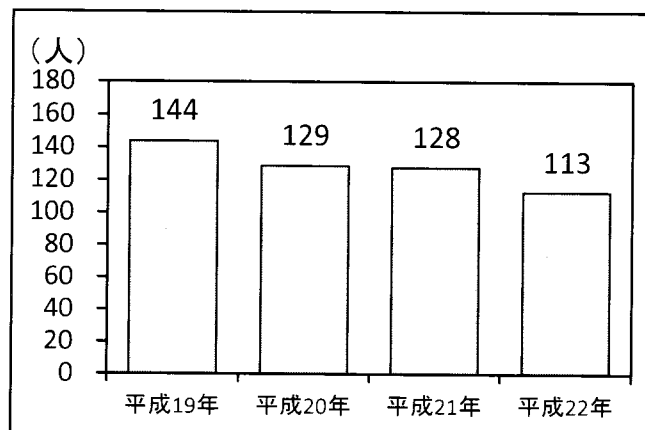


図 結核患者数 出典:保健予防課資料

### 【施策の方向】

- 結核対策については、患者発生時の疫学調査に力を入れるとともに、医療機関や薬局など関係機関との連携体制を強化し、患者の治療を成功させるための服薬支援を行います。また、結核発病のリスクが高い方を対象としたまん延防止策を実施し、罹患率の減少、結核の撲滅に取り組みます。
- 新型インフルエンザ等の新興感染症については、「葛飾区新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、感染拡大防止等の健康危機管理対策を進めます。
- 感染症の流行や疾病の重篤化を予防するためには、予防接種が有効です。対象とする疾病・ワクチン等の拡充については、国の動向を踏まえ、接種率向上とあわせ、適切に実施していきます。

### [区民・事業者の役割]

- 平常時から、区や医療機関等が提供する情報に関心を持ち、感染症予防に努めましょう。また、感染症発生時には、感染拡大の防止に協力するとともに、感染症患者等に対する偏見や差別をなくしましょう。

## 施策02 食品の安全を推進します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 大規模食中毒事件の発生や原発事故による放射能汚染、表示の偽造等様々な事件事故が重なり、食品の安全に対する区民の関心が高まっています。
- 食中毒事件は、区内でも発生していますが、東京都全体の発生傾向をみると、食肉の生食などの食習慣の変化に伴い、食中毒の原因菌も変化してきています。
- 食品等の収去検査適合率、食品等の表示適合率は、95%以上の高水準を維持しています。

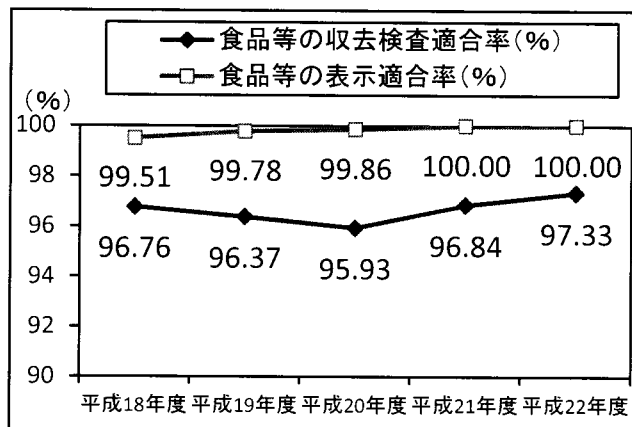


図 食品安全に関する指標 出典：生活衛生課資料  
注：適合率とは、食品衛生法で定められた規格等に適合している割合のこと。

### 【施策の方向】

- 食品関係事業者への監視指導を適正に行うとともに、事業者の衛生管理意識を高めるため、食品衛生協会と連携して、自主管理による食品衛生の取り組みを推進します。
- 食中毒等の疑いを探知した場合には、区民の健康を守るため、迅速に調査対応する健康危機管理に努めます。
- 食品のリスクに関し、正確な情報提供を行うほか、区民・事業者・行政が意見交換を行う場を設けることにより、食品の安全について、区民が理解を深め、自ら判断できるように努めます。

### 【区民の役割】

- 食品の安全についての情報に興味を持ち、食品のリスクを正しく理解しましょう。

### 【事業者の役割】

- 食品関係事業者は、食品衛生協会に加入して情報収集に努めるなど、自主的な衛生管理体制の強化に努めましょう。

### 施策 03 医療と医薬品の安全を推進します

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 近年、医療事故等の発生による医療不信が社会問題になり、保健所にも、患者等から医療に関する苦情や相談が多く寄せられています。医療の質の向上と患者とのコミュニケーションの改善が求められています。
- 平成21年に医薬品販売の規制緩和と安全使用を目的とした薬事法の改正が行われ、薬局以外の医薬品販売が認められるようになりました。

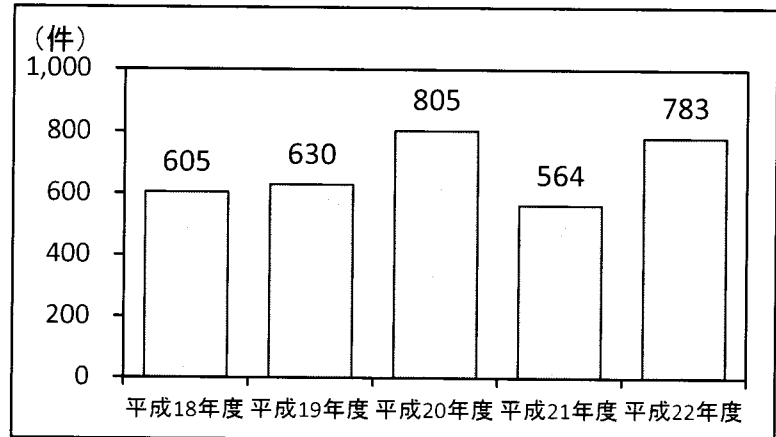


図 医療に関する区民からの相談件数  
出典：生活衛生課資料

#### 【施策の方向】

- 患者等から寄せられる医療や医療機関に関する苦情や相談に対し、迅速に対応するための体制を強化します。
- 医薬品の事故防止や適正使用を推進するために、従来の薬局に加えて、今後増加が予想されるコンビニエンスストア等における医薬品販売への監視体制を強化します。

#### 【区民の役割】

- 治療内容や医薬品等に対する疑問は、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等に質問し、納得した上で医療を受けましょう。

#### 【事業者の役割】

- 医療機関は、患者に対して、医療や医薬品等の効果やリスクについて十分な説明を行い、分かりやすい医療をめざしましょう。

## 施策 04 生活環境の衛生を維持します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 美容所の空気検査や公衆浴場の浴槽水の水質検査など、区民が利用する施設の衛生検査や指導を実施し、区民の安全確保に努めています。
- ネズミによる被害や害虫の発生に関する相談は依然として多くあり、これら害獣、害虫の被害防止に関する情報提供が望まれています。
- 犬や猫などのペットは、家族の一員として人々の精神的な支えとなっていますが、その一方で、鳴き声や臭い、ふん尿などに関する苦情や相談が近隣住民から多く寄せられています。

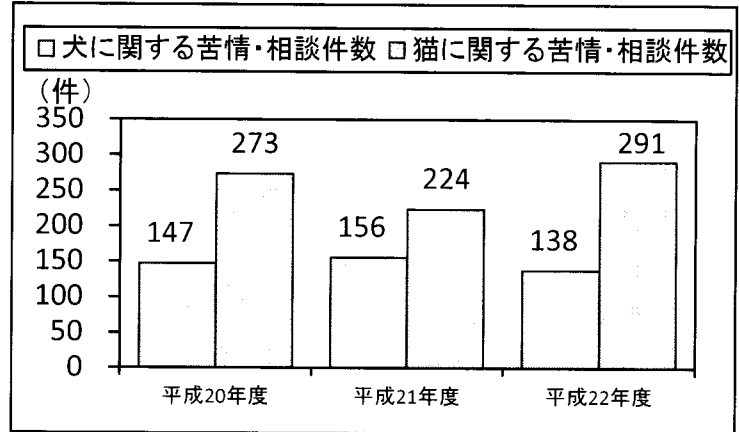


図 犬・猫に関する苦情・相談件数 出典：生活衛生課資料

### 【施策の方向】

- 美容所や公衆浴場などの環境衛生関係施設に対しては、法律に基づき許可基準や衛生基準を定め、衛生検査をもとに監視指導を行っていきます。また、衛生管理に必要な情報を積極的に提供するなど、店舗の自主管理による衛生環境保持の取り組みを一層支援していきます。
- 住居内におけるネズミや害虫の対策法、水や空気の衛生に関する情報など、衛生的な居住環境を維持するために区民が求める知識や情報の提供を行います。
- 犬や猫の飼い主に対して、動物の適正な飼養に関する意識の向上を図るとともに、地域住民の動物愛護に関する理解を求めます。

### 【区民の役割】

- 所有地や家屋におけるネズミや衛生害虫の発生防止に努めるとともに、近隣住民と協力しながら、地域の衛生的な居住環境を守りましょう。
- 犬や猫の飼い主は、近隣に迷惑をかけないように適正に飼養しましょう。

### 【事業者の役割】

- 環境衛生関係事業者は、環境衛生協会等に参加し、情報収集に努めるなど、衛生的な店舗環境を保持するための自主管理を徹底しましょう。

**政策 4**

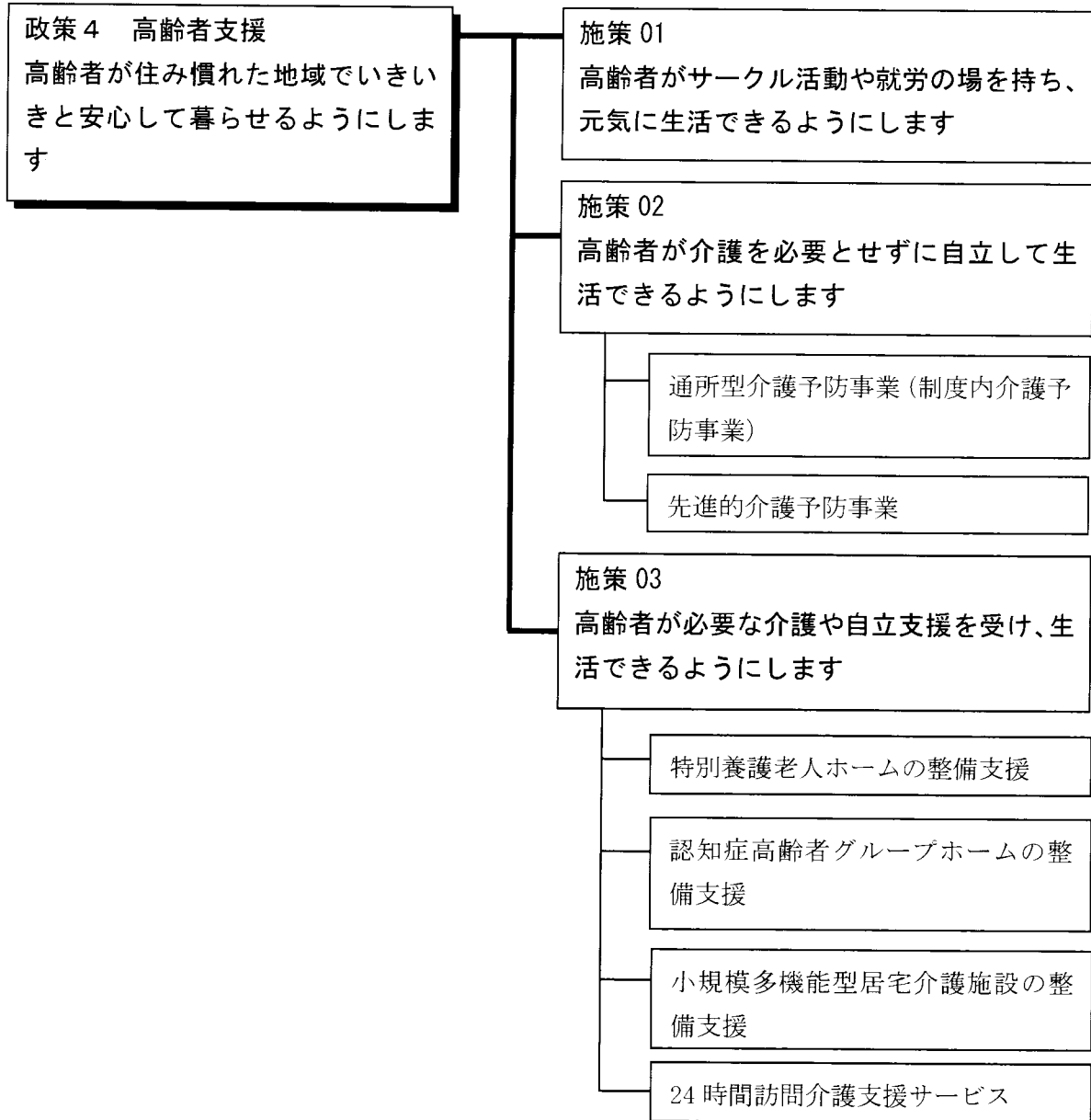
**高齢者  
支援**

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるようにします

【政策の概要】

高齢化が急速に進む中、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせるように、高齢者自身がこれまでの経験や知識を活かして地域で活躍できる環境づくりを進めるとともに、早い時期からの介護予防への取り組みを支援します。また、必要な介護サービスの確保に努め、介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにします。

【施策の体系】



## 施策 01 高齢者がサークル活動や就労の場を持ち、元気に生活できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の平成23年度の高齢化率は21.8%ですが、10年後（平成34年度）には24.8%になると推計されています。
- 本区の高齢者の8割以上は元気であり、これまでの生活に根差した豊富な経験や知識を持っています。こうした高齢者が生涯にわたり健康を維持しながら、仕事や社会貢献活動を通して、地域の中でいきいきと活躍できるための環境づくりが求められています。
- 自主組織である高齢者クラブは、社会奉仕活動や健康増進、レクリエーションなどの場となっており、60歳以上の区民の約1割が加入しています。平成23年4月現在、区内には154クラブがありますが、登録者数は減少傾向にあります。
- シルバー人材センターは、原則60歳以上の区民に対して仕事を提供しており、60歳以上の区民のうち約3,000人が登録しています。登録者数は増加傾向にあり、会員の就業率は約7割です。

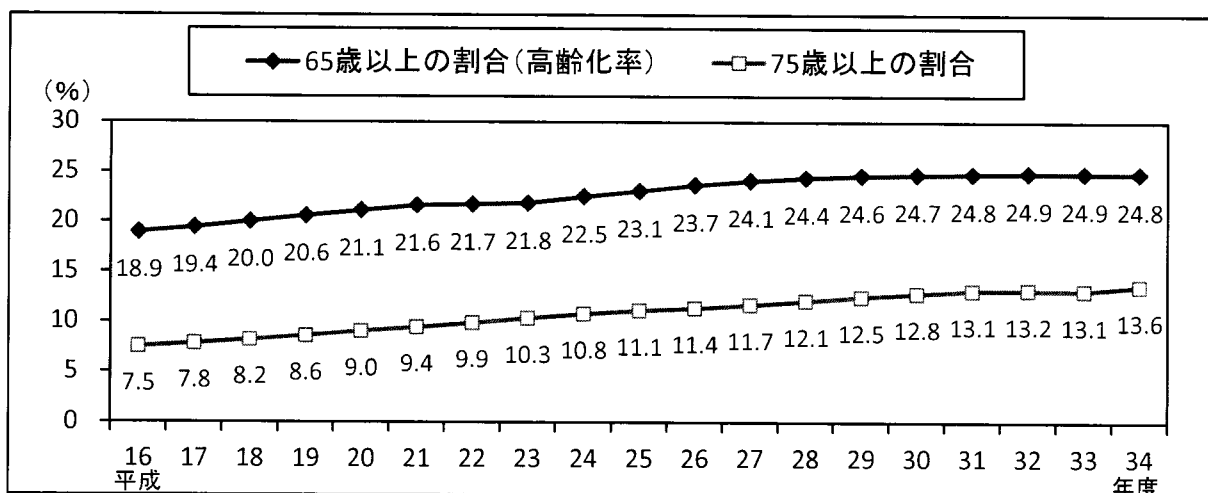


図 65歳以上人口の割合(高齢化率)、75歳以上人口の割合  
出典:住民基本台帳人口、外国人登録人口(平成23年度以降は推計値)

### 【施策の方向】

- 高齢者が地域活動やボランティア活動の担い手として、これまでに培ってきた経験や知識、能力を活かして活躍できるような環境づくりを進めます。
- 高齢者がいつまでも地域の中でいきいきと暮らせるように、地域交流の場の確保や就労の支援など、社会参加を促進する多様な事業を行います。
- 高齢者がそれぞれのライフスタイルにあった生きがいをもち、意欲的に活動できるよう、生涯学習や生きがい活動を支援します。

## 基本目標 1 安心して健やかに暮らせるまち（健康と福祉）

---

### 〔区民の役割〕

- 生涯現役の姿勢で、自らの経験や知識を活かして、仕事をしたり、地域のボランティア活動やサークル活動に参加しましょう。

### 〔事業者の役割〕

- 企業・団体は、高齢者雇用の推進を検討しましょう。

施策 02 高齢者が介護を必要とせずに自立して生活できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 高齢化が進み、特に75歳以上の人口は、平成23年度の46,494人から平成34年度の61,210人へと約1.4倍に急増すると推計されています。
- 本区の平成22年度の介護保険第1号被保険者（65歳以上の区民）に占める要支援・要介護者の認定率は14.2%で、23区の中では2番目に低い割合となっています。今後、高齢者人口の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者の更なる増加が予測されます。高齢者がいつまでも自立して生活できるよう、早期からの介護予防が求められています。

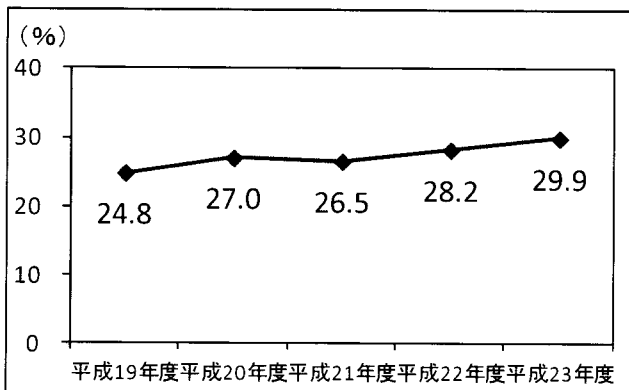


図 介護予防に取り組んでいる区民の割合  
出典：「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

- 政策・施策マーケティング調査の結果によると、介護予防に取り組んでいる区民の割合は徐々に高まっていますが、介護予防事業の参加者はまだ少ない状況です。

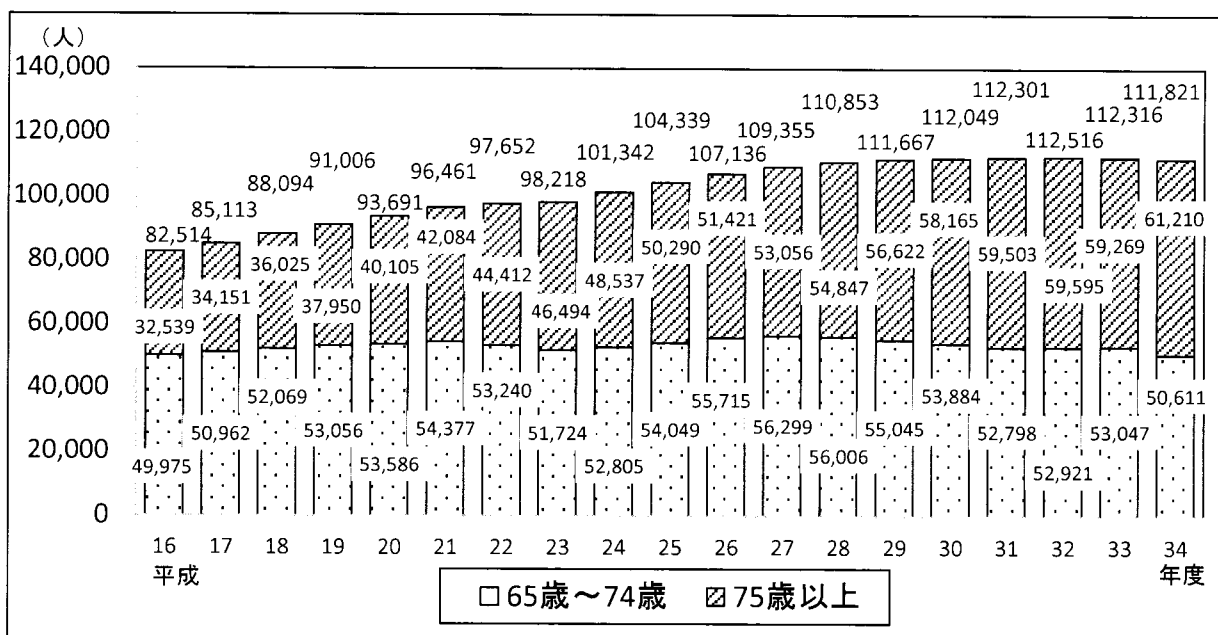


図 年齢区別にみた高齢者人口  
出典：住民基本台帳人口、外国人登録人口（平成23年度以降は推計値）



【施策の方向】

- 民間事業者等と連携しながら、効果的で、気軽に取り組むことができる介護予防事業を展開し、高齢者の取組意欲を高めていきます。特に、要支援・要介護状態になるおそれが高いと認められる高齢者に対しては、積極的に介護予防の必要性をPRし、介護予防事業への参加の勧奨を行っていきます。
- 地域において介護予防を指導できる人材を育成するほか、自主的に介護予防に取り組むグループの育成や支援を行います。

[区民の役割]

- いつまでも介護を必要とせずに生活できるよう、早い時期から介護予防事業や地域の介護予防活動に参加し、積極的に介護予防に取り組みましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
通所型介護予防事業（制度内介護予防事業）	・要支援・要介護状態になるおそれの高い虚弱な高齢者を対象に、運動器の機能向上、口腔機能の向上、栄養改善などを目的とした介護予防事業を実施します。
先進的介護予防事業	・すべての高齢者を対象に、大学や民間企業、団体と連携して、身体機能の維持や認知症予防などを目的とした介護予防事業を実施します。

### 施策 03 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 高齢化の進行に伴い、要介護・要支援認定者数は年々増加しており、平成12年度末の約7千人から平成22年度末の約1万5千人へと約2.2倍に増えています。このため、介護保険による保険給付のほか、おむつの支給・使用料助成などの介護保険を補完するサービスの利用者も増えています。

□ 平成22年度に実施した葛飾区世論調査によると、要介護時に望む生活として、「自宅で介護保険サービスなどを利用しながら生活を続けたい」が約5割で最も多く、次いで、「特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所したい」が約2割となっています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、在宅サービスの充実や介護施設の整備が求められています。

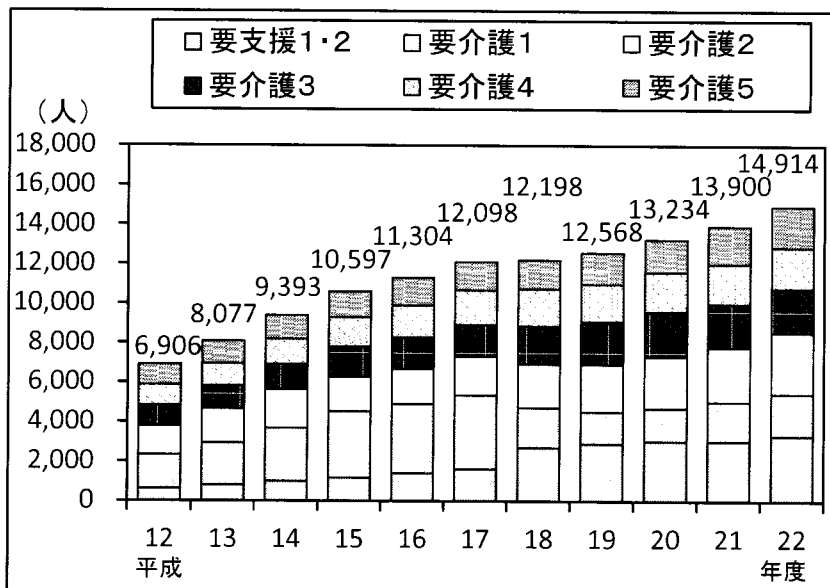


図 要介護(要支援)認定者数 出典:介護保険課資料(各年度末)

#### 【施策の方向】

□ 高齢者が要介護・要支援状態となった場合であっても、可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した生活を営めるように、介護保険の介護サービスや介護予防サービス、介護保険を補完する生活支援サービスを総合的に提供できるようにします。

□ 必要な介護サービスの量を確保するため、介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づいて、居宅サービスを充実させるとともに、介護施設の整備の促進を図ります。

【計画事業】

事業名	事業内容
特別養護老人ホームの整備支援	・特別養護老人ホーム <sup>注1)</sup> の整備を計画する社会福祉法人に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。
認知症高齢者グループホームの整備支援	・認知症高齢者グループホーム <sup>注2)</sup> の整備を計画する事業者に対して、施設整備費及び施設開設準備費の一部を助成し、整備を促進します。
小規模多機能型居宅介護施設の整備支援	・小規模多機能型居宅介護施設 <sup>注3)</sup> の整備を計画する事業者に対して、施設整備費及び施設開設準備費の一部を助成し、整備を促進します。
24時間訪問介護支援サービス	・単身や日中独居となる在宅の要介護者が、24時間365日、安心して緊急時の訪問介護が受けられるよう、介護保険の「夜間対応型訪問介護サービス」を利用している方を対象に、同サービスにおける通報システムを活用し、昼間の時間帯においても緊急時にヘルパーを派遣します。

注 1) 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で在宅で介護を受けることが困難な高齢者が入所して、介護を受けられる施設をいう。

注 2) 認知症高齢者グループホーム

認知症の高齢者が介護や日常生活の援助を受けながら、共同生活を行う住居をいう。

注 3) 小規模多機能型居宅介護施設

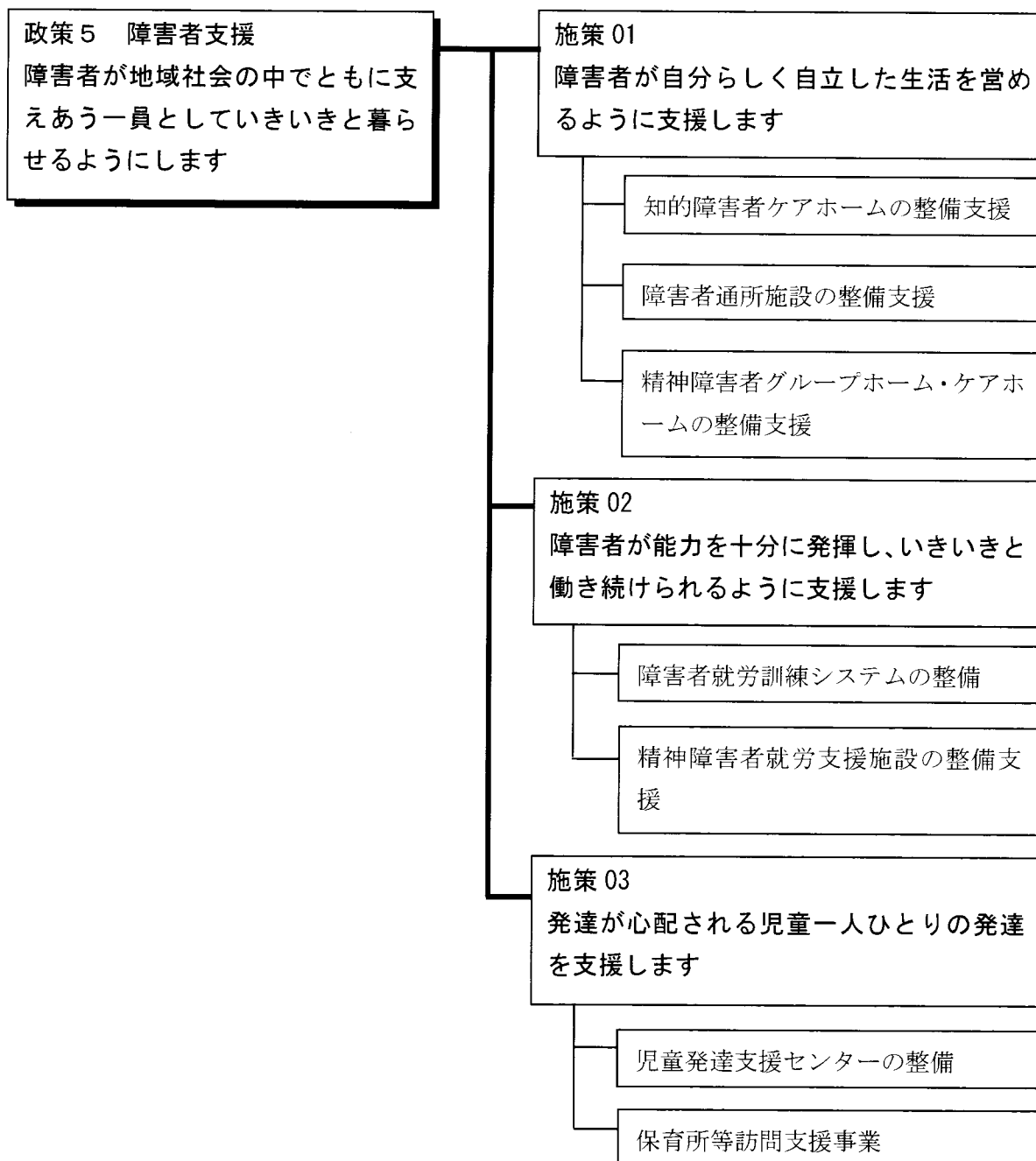
要介護状態になっても在宅生活が継続できるよう、「通い」を中心として、利用者の状態や希望に応じて「ヘルパーの訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを受けられる施設をいう。

**政策 5** 障害者支援 障害者が地域社会の中でともに支えあう一員としていきいきと暮らせるようにします

【政策の概要】

障害者が地域社会の中で自立した生活を営み、また、いきいきと働き続けられるように、障害の状況に応じた相談支援体制の充実や生活の場の確保、就労支援等に取り組みます。また、発達が心配される児童が、一人ひとりの状況に応じた適切な療育を受けられるようにします。

【施策の体系】



## 施策 01 障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 東京都では、障害のある方が様々なサービスを受けるため、身体に障害がある方に対して身体障害者手帳、知的障害のある方に対して愛の手帳、精神に障害がある方に対して精神障害者保健福祉手帳をそれぞれ交付しています。これらの手帳の保持者数は、年々増加傾向にあります。

□ 国は、現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活体制の整備等を内容とする「（仮称）障害者総合福祉法」を制定し、平成25年8月までの施行をめざしています。

□ 介護者が高齢になったり、援護者がいない場合でも、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、障害者を地域で支えるための相談支援体制や生活支援の場の充実が求められています。

□ 近年は、複数の障害を併せ持つ障害者や、高次脳機能障害や発達障害などへの対応、障害者の虐待への対応が課題となっています。

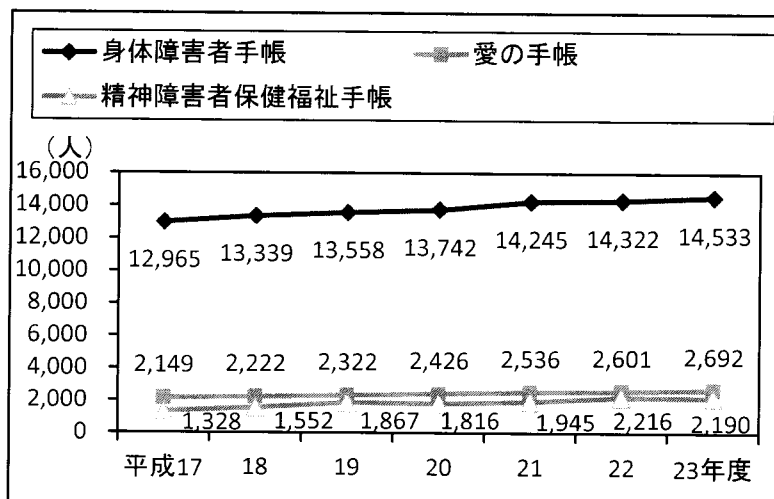


図 障害者手帳の保持者数  
出典：障害福祉課資料（各年度4月1日現在）

### 【施策の方向】

□ 身体、知的、精神の3障害にまたがる多様な障害の相談支援に適切に対応していくため、福祉・保健の相談機関が各々の専門性を高め、相互に連携して取り組みます。また、障害者虐待の防止や早期発見・早期対応に取り組みます。

□ （仮称）障害者総合福祉法の制定の動向を注視し、国の議論を踏まえ、必要な検討をしていきます。

□ 障害者の地域における生活の場を確保するため、必要な施設整備の促進を図ります。

□ 特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、進路希望の動向に応じて、必要な施設整備の促進を図ります。

基本目標 1 安心して健やかに暮らせるまち（健康と福祉）

【計画事業】

事業名	事業内容
知的障害者ケアホームの整備支援	・知的障害者ケアホーム <sup>注1)</sup> の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。
障害者通所施設の整備支援	・障害者通所施設の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。特に特別支援学校の卒業生等の日中活動を支援するため、進路の中心となる生活介護 <sup>注2)</sup> や就労継続支援B型 <sup>注3)</sup> のサービスを提供する施設整備を促進します。
精神障害者グループホーム・ケアホームの整備支援	・精神障害者グループホーム・ケアホーム <sup>注4)</sup> の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。

注 1) 知的障害者ケアホーム

知的障害者が夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を受けながら、共同生活を行う住居をいう

注 2) 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

注 3) 就労継続支援B型

一般企業等への就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

注 4) 精神障害者グループホーム・ケアホーム

精神障害者グループホームは、精神障害者が夜間や休日、相談や日常生活の援助を受けながら、共同生活を行う住居をいい、精神障害者ケアホームは、精神障害者が夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を受けながら、共同生活を行う住居をいう。

## 施策 02 障害者が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 障害者雇用率制度の改正により、平成22年7月から障害者雇用納付金制度<sup>注)</sup>の対象事業主が中小企業にも拡大されたほか、短時間労働者（週20時間以上30時間未満）の適用範囲が、精神障害者だけではなく身体障害者や知的障害者にも拡大されるなど、障害者の雇用機会の拡大につながる条件が整備されました。

- 本区の障害者就労支援センターからの延べ就労者数は、平成18年度の202人から平成22年度の379人へと約1.9倍に増えていますが、3年間離職しなかった障害者の割合（就労定着率）は約4割に留まっています。
- 障害者の就労環境は、景気の動向に大きく左右されるため、更なる新規職場開拓、就労定着支援の強化が求められています。

#### 注) 障害者雇用納付金制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」によって、事業主が、その「常時雇用している労働者数」の1.8%以上の障害者を雇用することが定められており、雇用率が未達成の場合には、障害者雇用納付金を納めなければならない制度をいう。

### 【施策の方向】

- 18歳以上の勤労意欲のある障害者に対して、企業実習や作業訓練等を行うとともに、ハローワーク等との連携を強化することにより、一般企業への就労を促進します。
- 一般企業に就労した障害者の職場定着支援や余暇・生活支援を充実します。
- 福祉的就労の観点から、障害者通所施設や精神障害者の就労支援施設等の整備の促進を図ります。

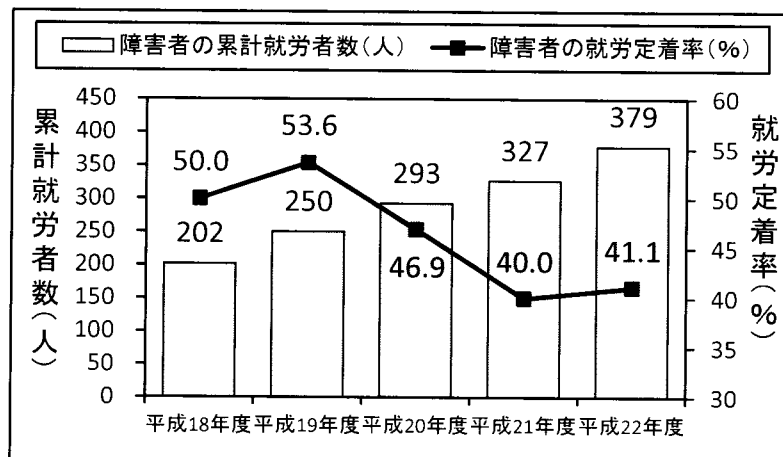


図 障害者の就労者数(累計)、就労定着率

出典：障害福祉課資料 注：就労定着率は、「3年間の就労者数から3年間の離職者数を除いた数」÷3年間の就労者数」の式で算出する。

## 基本目標 1 安心して健やかに暮らせるまち（健康と福祉）

### 〔区民の役割〕

- 障害に対する理解を深めるとともに、障害者が社会参画しやすいよう、周囲で必要な手助けを行っていきましょう。

### 〔事業者の役割〕

- 企業・団体は、就労意欲を持った障害者の雇用を推進しましょう。また、雇用された障害者が職場に定着し、能力を発揮できるよう、職場の環境整備や従業員の理解促進に努めましょう。

### 【計画事業】

事業名	事業内容
障害者就労訓練システムの整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・18歳以上の勤労意欲のある障害者に対して、就労支援プランに基づき、企業実習、作業訓練等を行い、一般企業への就労を支援します。</li><li>・一般就労に向けての経験を積む場として、区が期限を設けて障害者を雇用する「葛飾区チャレンジ雇用」を実施します。</li><li>・一般就労した後も、働き続けることができるよう、障害の特性に合わせて、職場定着支援と余暇・生活支援を行います。</li></ul>
精神障害者就労支援施設の整備支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・精神障害者就労支援施設の整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成し、整備を促進します。</li></ul>



### 施策 03 発達に心配される児童一人ひとりの発達を支援します

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 就学前児童の発達相談や巡回・訪問事業の実施により、発達障害を早期に見出す体制を充実してきました。その一方で、発達の遅れが心配される児童に対する専門的な支援（療育）を行う区内の療育機関が不足しています。
- 療育機関と保育園、幼稚園、学校との連携による、児童一人ひとりの状況に合わせた切れ目のない支援が求められています。

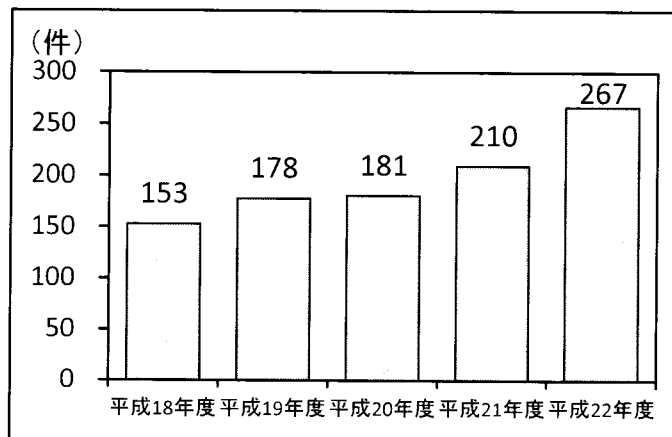


図 子ども発達センターの発達相談件数

出典：障害者施設課資料

注：子ども発達センターの発達相談は、平成 23 年度より子ども総合センターに事業移管した。

#### 【施策の方向】

- 児童発達支援センター<sup>※</sup>を計画的に整備することにより、地域の療育ニーズに的確に対応していきます。
- 児童発達支援センター等の療育機関と子ども総合センター、保育園、幼稚園、学校が密接に連携することで、発達障害の早期発見から療育機関における専門的な支援まで、児童一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行っていきます。

注）児童発達支援センター

平成 22 年 12 月の児童福祉法の改正により創設された児童発達支援を行う地域の中核施設。発達に心配のある児童の集団・個別指導（療育）に加え、保育所等に在籍する児童の訪問による支援にも対応する。

#### 【計画事業】

事業名	事業内容
児童発達支援センターの整備	・増加する療育ニーズに対応するため、児童発達支援センターの整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。
保育所等訪問支援事業	・児童発達支援センター職員が、保育所や幼稚園を訪問し、当該施設の職員とともに発達に障害のある児童への支援を行います。

政策 6

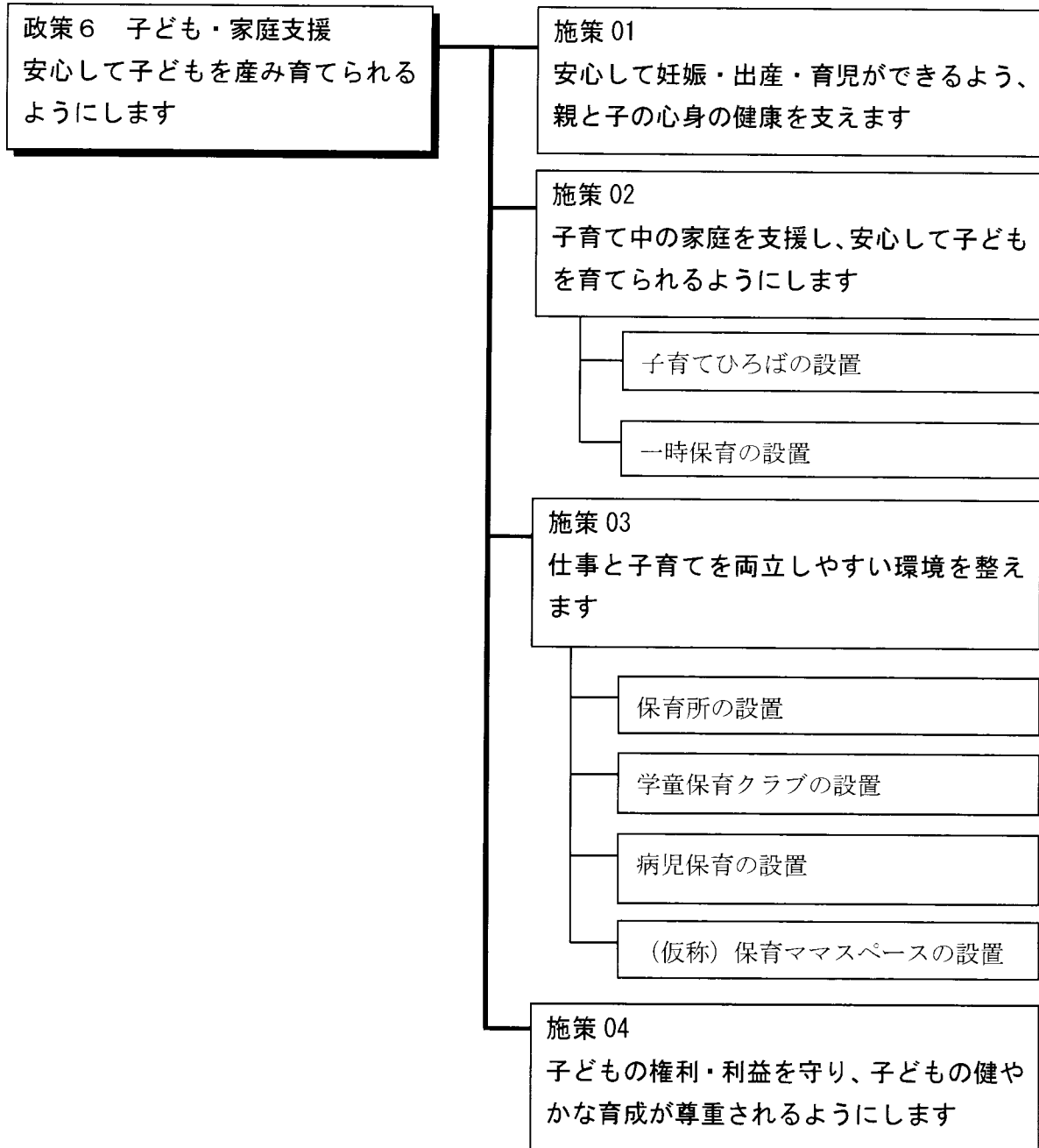
子ども・  
家庭支援

安心して子どもを産み育てられるようにします

【政策の概要】

妊娠・出産・育児の期間を通して親と子が心身ともに健康でいられるための支援、仕事と子育てを両立しやすい保育環境の整備、在宅で子育てをしている家庭を対象とした育児支援に取り組みます。さらに、児童虐待などの深刻な事態を未然に防ぐなど、子どもの健やかな育成に向けた支援を行います。

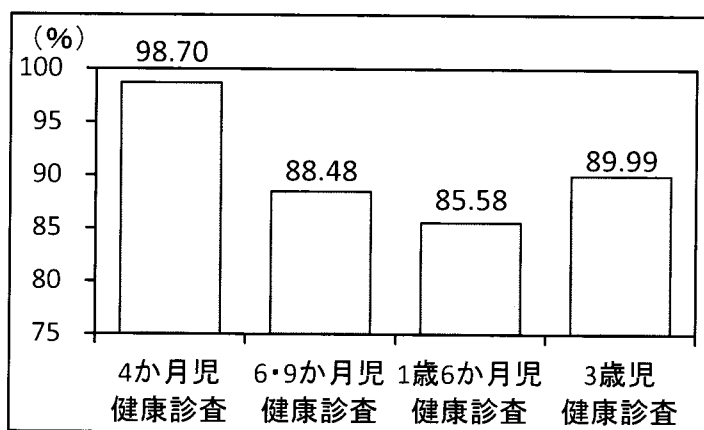
【施策の体系】



## 施策 01 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成21年の周産期死亡率（1千対）は、全国は4.2、東京都は3.9、本区は4.1であり、本区は全国や都と同水準にあります。しかし、平成21年の0～4歳の死亡率（10万対）は、全国で65.0、東京都で64.1、本区で68.5であり、全国や都の平均と比べて良好とは言えません。
- 妊婦健康診査費用の一部助成や乳幼児健康診査を実施していますが、6・9か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査では、未受診者が1割強みられます。



乳幼児健康診査の受診率  
出典:「葛飾区の保健衛生事業概要」(平成22年度)

- 乳児健康診査時に実施したアンケートによると、子育てに自信が持てない母親の割合が2割弱みられます。

### 【施策の方向】

- 母親と子の健康を保持増進するために、妊娠前、妊娠中の女性及び乳幼児を持つ全ての家庭を対象に、保健指導を実施するとともに、妊婦・乳幼児健康診査における受診率の更なる向上を図ります。
- 乳幼児健康診査と子ども総合センターにおける相談との連携を強化することにより、発達に支援が必要な子どもの早期把握に努め、適切な支援につないでいきます。
- 生後4か月になるまでの赤ちゃんを保健師・助産師が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実施などを通じて、母親の育児不安や孤独感を軽減します。また、夫婦が協力して育児をしていけるよう、両親学級への父親の参加を促進していきます。

### 〔区民の役割〕

- 親も子どもも心身ともに健康に暮らせるように、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を適切に受診しましょう。

## 施策 02 子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 乳児健康診査時に実施したアンケートによると、育児について相談相手のいる母親が約9割いる一方で、子育てに自信を持ってない母親が2割弱います。
- 少子化の進行や核家族化、近所付き合いの希薄化などを背景に、家庭や地域の子育て力が低下しています。
- 出産や通院などで保育することが難しい場合や、保護者自身の活動、リフレッシュの場合などにも利用できる、在宅の子育て家庭向けの保育サービスのニーズが高まっています。
- 子育てにかかる経済的な負担感が大きくなってきており、保護者に対する経済的な支援が求められています。
- 子ども・子育て新システムに関する実施方法等の詳細について、現在、国での議論が行われています。

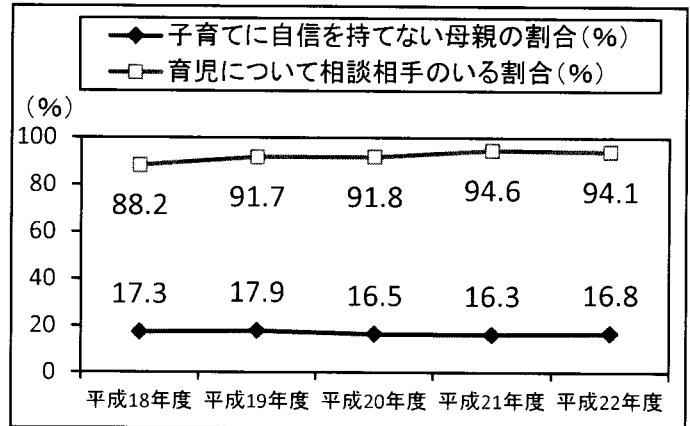


図 子育てに対する不安、相談相手のいる割合  
出典：乳児健康診査時に実施したアンケート

### 【施策の方向】

- 在宅で子育てをしている親の育児不安や孤独感を解消するために、子育て中の親同士が出会い、気軽に情報交換や相談のできる場づくりを進めます。
- 在宅での子育てを支援するため、保護者自身の活動やリフレッシュなどの場合にも利用しやすい保育サービスを提供します。
- 医療費の助成や私立幼稚園に通っている子どもの保護者に対する保育料の補助などにより、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。
- 子ども子育て新システムの動向を注視し、国の議論が進行していく中で、区の方針などの詳細を検討していきます。

### 【区民の役割】

- 地域全体で子どもたちを見守り、子育て家庭が地域で孤立することがないように、子育て支援の輪を広げましょう。また、妊婦や子ども連れの方が困っている時には、声かけをしましょう。

【事業者の役割】

- 小売店等は、子育て支援の観点から、子どもを連れていても利用しやすいような工夫に努めましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
子育てひろばの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子で遊べる場、子育て中の親同士が仲間づくりや相談ができる場として、「子育てひろば」の整備を保育所の整備に合わせて進めます。整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。</li> </ul>
一時保育の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親のリフレッシュなどにより保育が一時的に必要なときに子どもを預かる施設の整備を、保育所の整備に合わせて進めます。整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。</li> </ul>

### 施策 03 仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 景気の悪化やライフスタイルの変化に伴い、共働き家庭が増えており、保育サービスの利用児童数や学童保育クラブの入会児童数は年々増加しています。
- 本区では、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、これまでも計画的に保育所の整備を進め、保育定員を増やしてきましたが、保育所の待機児童数は年々増加傾向にあります。
- 保護者の就労形態の多様化や、子どもの病気時の対応など、多様な保育需要への対応が求められています。
- 子ども・子育て新システムに関する実施方法等の詳細について、現在、国での議論が行われています。

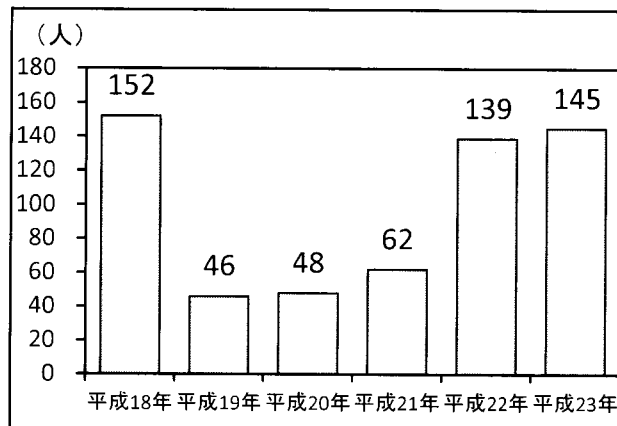


図 保育所待機児童数(各年4月1日)  
注:国基準による待機児童数

#### 【施策の方向】

- 待機児童数の状況に応じ、認可保育所や認証保育所を計画的に整備するほか、家庭福祉員などの保育資源を活かすことにより、待機児童の解消を図ります。
- 保護者の就労形態の多様化に対応するため、認可保育所等において延長保育の実施を拡充します。また、子どもの病気療養中などにおける保育需要に対応するため、病児保育の実施を拡充します。
- 放課後、保護者の就労などにより適切な監護が受けられない小学校低学年の児童を保育するため、需要に応じて、学童保育クラブを小学校内等に整備していきます。
- 子ども子育て新システムの動向を注視し、国の議論が進行していく中で、区の方針などの詳細を検討していきます。

#### 【事業者の役割】

- 妊娠中や子育て中の従業員にとって、育児休業や短時間勤務、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就業、再雇用制度など、柔軟に働き方を選択できるしくみを整備しましょう。また、そのしくみを利用しやすいよう、職場の風土づくりを進めましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
保育所の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>待機児童の解消を図るため、需要に応じて、認可保育所や認証保育所の整備を進めます。整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。</li> </ul>
学童保育クラブの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後、保護者の就労等により適切な監護が受けられない小学校低学年の児童を保育するため、需要に応じて、学童保育クラブを小学校内等に整備します。また、学童保育クラブを開設する社会福祉法人等に対して、施設開設準備費の一部を助成します。</li> </ul>
病児保育の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気療養中の子どもを保育できる施設の整備を、保育所の整備に合わせて進めます。整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。</li> </ul>
(仮称) 保育ママスペースの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>区が選定した事業者が、保育スペースを設置し、家庭福祉員によるグループ型保育を実施した場合に、設置費や運営費の一部を助成します。</li> </ul>

## 施策 04 子どもの権利・利益を守り、子どもの健やかな育成が尊重されるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 区内の児童虐待の通告件数は、平成22年度には131件あり、児童虐待の早期発見・早期対応は、引き続き緊急の課題です。

□ 核家族化や近所付き合いの希薄化などに伴い、身近な相談相手が少なくなっていることを背景に、子ども総合センター等には、子育てや家庭に関する相談が多く寄せられています。

□ ひとり親家庭に対する生活や経済的自立の支援が求められています。

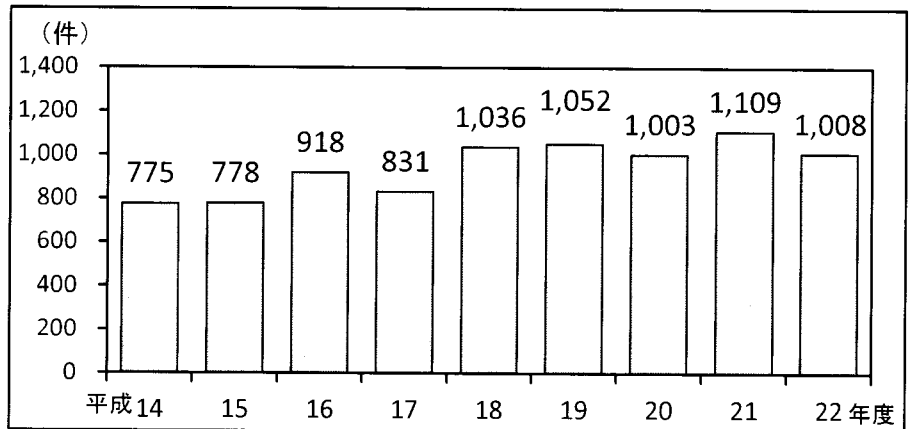


図 子どもと家庭の総合相談の件数 出典:子ども家庭支援課資料

### 【施策の方向】

□ 子ども総合センターを中心に、関係機関が連携して、児童虐待の予防・早期発見・早期対応に取り組めます。また、育児不安や孤独感などに悩む保護者に対する相談体制を充実させることにより、児童虐待などの深刻な事態を未然に防ぐようにします。

□ ひとり親家庭に対して、経済的な問題、就労、子どもの養育などの様々な悩み相談に応じて助言や情報提供を行うほか、就業・自立に向けた支援を行います。

### [区民の役割]

□ 周囲の子どもの状況に関心を持つことで、虐待等の可能性に気づき、相談機関に通報するなど、子どもの安全確保に協力しましょう。

### [事業者の役割]

□ 保育所や幼稚園、学校、医療機関等は、子どもに対する虐待の兆候を見逃さないようにし、虐待の早期発見・早期対応に努めましょう。



**政策 7**

**低所得者  
支援**

生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします

**【政策の概要】**

生活に困窮した状態になっても、安心して生活できるように、生活保護制度を適正に運営するとともに、就労が可能な方に対しては自立に向けた支援を行います。

**【施策の体系】**

政策 7 低所得者支援  
生活に困窮する区民が安心して生活できるようにします

施策 01  
生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにします

施策 01 生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区の平成23年4月中の生活保護受給世帯は、8,881世帯、保護率は27.0‰です。特に平成20年のリーマンショック以降、生活保護受給世帯が急増しています。

□ 生活保護受給世帯の中心は、無年金や低年金の高齢者であり、高齢化の進展で、受給世帯の更なる増加が見込まれています。また、社会や雇用環境の変化により、経済の低迷時には、就労可能な方でも、失職したり十分な収入を得ることができず、生活困窮状態へとつながりやすい状況になっています。

□ 本区のひとり親世帯の数は、平成22年国勢調査の時点で、母子世帯が2,215世帯（うち6歳未満の子どもがいる世帯430世帯）、父子世帯が296世帯（うち同32世帯）です。

□ 平成22年度の東京都の母子生活支援施設実態調査によると、東京都における施設利用世帯の就労収入は、月額15万円未満が7割以上となっており、低所得世帯が多くを占めています。

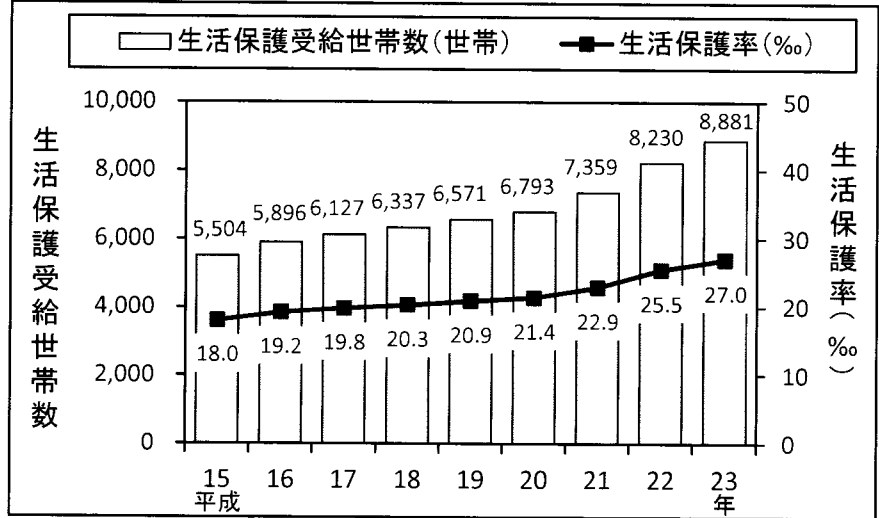


図 生活保護受給世帯数、生活保護率

出典：西・東生活課資料 注：各年度4月中、保護停止中を含む。

【施策の方向】

□ 生活保護制度の適正な運営に努め、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活保護の不正受給に関しては厳正に対処していきます。

□ 生活保護受給世帯の自立を支援するため、就労が可能な被保護者の個性や特性に合わせた適切な就労支援を行います。

□ 母子世帯の母が経済的に自立して安定した生活を送れるようにするため、就職に有利な資格の取得を目的とした給付金の支給や就労の支援を行います。

**政策 8**

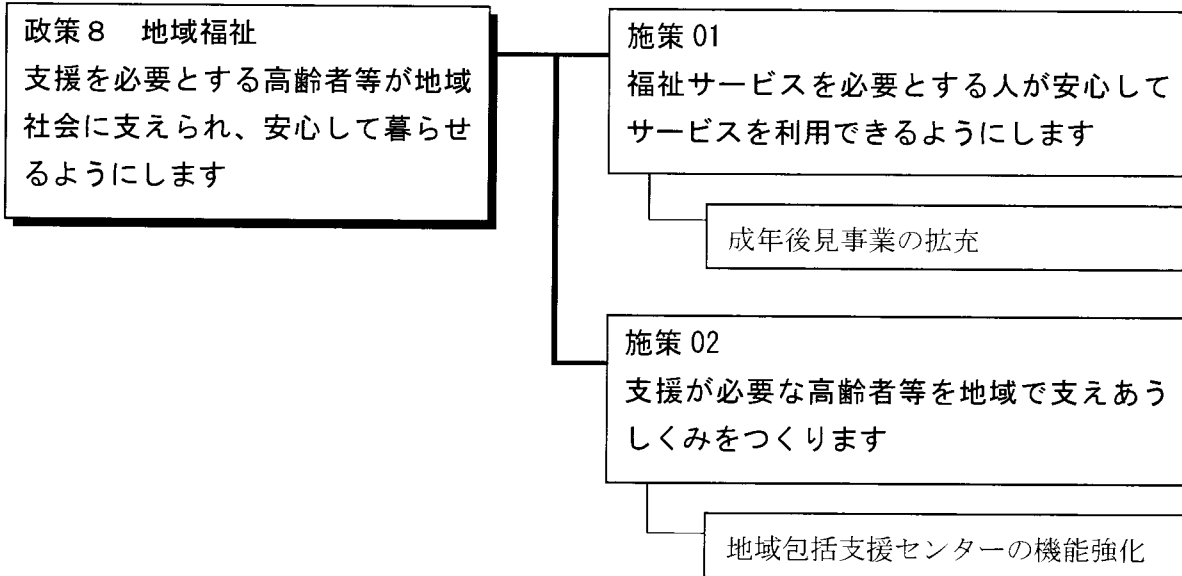
**地域福祉**

支援を必要とする高齢者等が地域社会に支えられ、安心して暮らせるようにします

**【政策の概要】**

ひとり暮らし高齢者等の地域での見守りや地域の支えあいを進め、支援を必要とする区民が早期に適切な福祉サービスを利用できるようにしていきます。また、判断能力が十分ではない認知症高齢者等の権利擁護を推進するとともに、区民が福祉サービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、情報提供の充実やサービスの質の向上を図ります。

**【施策の体系】**



## 施策 01 福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 要介護・要支援認定者の増加や、障害者手帳保持者の増加、保育サービス利用者の増加など、福祉サービスの利用者は増えています。このため、サービス供給量の増加が質の低下につながらないよう、福祉サービスの質を確保していくことが求められています。また、福祉サービスを必要とする区民が、自分に合ったサービスを容易に選択できるための支援が求められています。

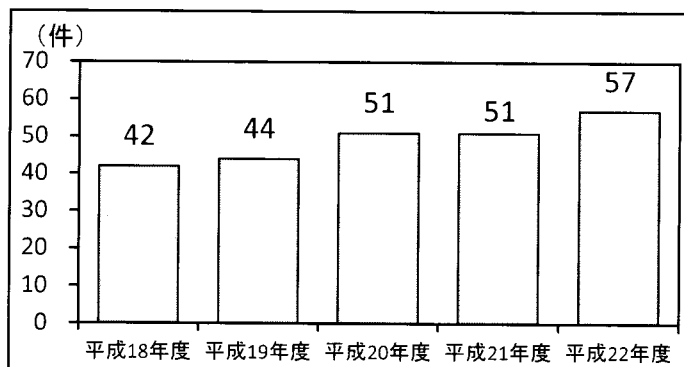


図 第三者評価受審件数(区内福祉サービス提供事業所で第三者評価を受審した事業所数)  
出典:福祉管理課資料

- 本区では、第三者の評価機関が専門的かつ客観的な立場で行った福祉サービス提供事業所に対する評価結果を、サービス利用者に対して情報提供しているほか、福祉サービス苦情調整委員の設置等により、福祉サービスの質の向上に努めてきましたが、これらの制度の認知度を高め、利用を促進することが課題となっています。
- 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の増加が予測されています。認知症高齢者をはじめとした判断能力が十分でない方の権利が守られ、安心して生活できるための支援が求められています。

### 【施策の方向】

- 区民が必要な福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、最新の情報提供を行い、利用相談に対応します。また、事業者に対して、福祉サービス第三者評価の受審促進を図ります。
- 福祉サービス苦情調整委員制度や、訪問介護員のレベルアップ研修の実施などにより、福祉サービスの質の向上を図ります。
- 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の利用支援の拡充を検討していきます。

### 【事業者の役割】

- 福祉サービス事業者は、サービスの質の向上に努めるとともに、利用者の利便性を高めるため、第三者による評価を積極的に受審し、情報提供していきましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
成年後見事業の拡充	・社会福祉協議会の権利擁護センターの機能を強化し、成年後見制度の利用相談や利用支援を充実するほか、市民後見人の育成と活用を進めます。

## 施策02 支援が必要な高齢者等を地域で支えあうしくみをつくりま

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者を地域社会全体で支えるしくみづくりが求められています。
- 本区では、区内を7つの日常生活圏域に分け、それぞれに1か所ずつ地域包括支援センターを設置するとともに、分室などの相談窓口を開設し、高齢者の支援を行っています。
- 警察署の調べによると、区内における60歳以上の方の孤独死（人に看取られることのない不審死（自殺を含む））は、平成20年に229名、平成21年に168名、平成22年に205名発生しており、地域の見守り体制の強化が求められています。

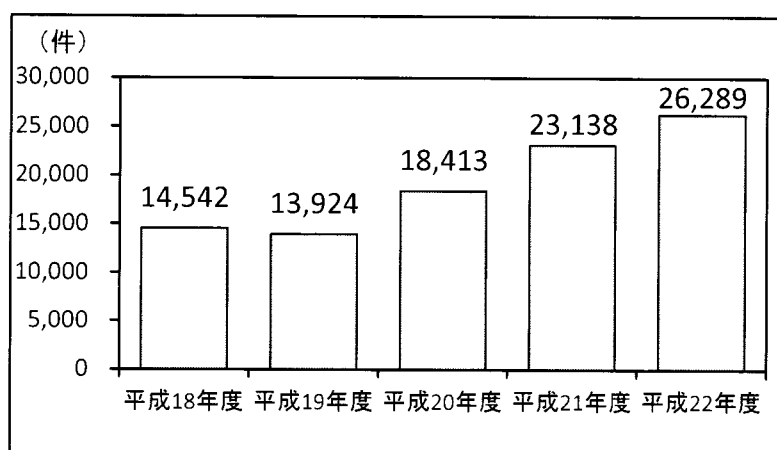


図 地域包括支援センターの相談件数

出典:高齢者支援課資料

### 【施策の方向】

- 地域における高齢者支援の中核機関である地域包括支援センターの周知を図るとともに、機能の強化を図ります。支援の必要なひとり暮らし高齢者や認知症の疑いのある高齢者等の積極的な把握に努め、早期の支援につなげていきます。
- 「かつしかあんしんネットワーク事業」を進め、地域におけるひとり暮らし高齢者等の見守りを強化することにより、孤独死や虐待を防止していきます。
- 社会福祉協議会が実施する小地域福祉活動との連携を強化するなど、区民との協働により、住民同士が地域全体で支えあい、助けあう地域づくりを推進します。

## 基本目標 1 安心して健やかに暮らせるまち（健康と福祉）

### 【区民の役割】

- ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者等を地域全体で見守っていきましょう。また、支援が必要な方に相談機関を紹介したり、虐待等が疑われる場合には、相談機関に通報しましょう。

### 【事業者の役割】

- 企業・団体は、「かつしかあんしんネットワーク」への参加等を通じて、地域での見守りに協力しましょう。

### 【計画事業】

事業名	事業内容
地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域包括支援センターの人員体制を強化することにより、家族や地域住民等から相談や通報があった場合だけでなく、戸別訪問等の実施により積極的に支援の必要なひとり暮らし高齢者や認知症の疑いのある高齢者等の把握を行い、早期に必要な支援につないでいきます。</li></ul>





# 基本計画（基本目標別計画部分）（案）

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

政策 9 地域街づくり	
区民と協働して地域の特性を活かした活力ある住みよい街をつくります .....	1
政策 10 防災・生活安全	
災害や犯罪から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします .....	14
政策 11 交通	
安全かつ快適に移動できるまちにします .....	26
政策 12 公園・水辺	
多様な役割を持つ場として、地域の中に公園などの快適空間を整備します .....	37
政策 13 環境	
人と自然が共存できる環境を守ります .....	42
政策 14 産業	
産業を活性化させ、豊かな地域社会を形成します .....	57
政策 15 観光	
まちの魅力を高め、情報を広く発信し、多くの人で賑わうようにします .....	65



政策9

地域  
街づくり

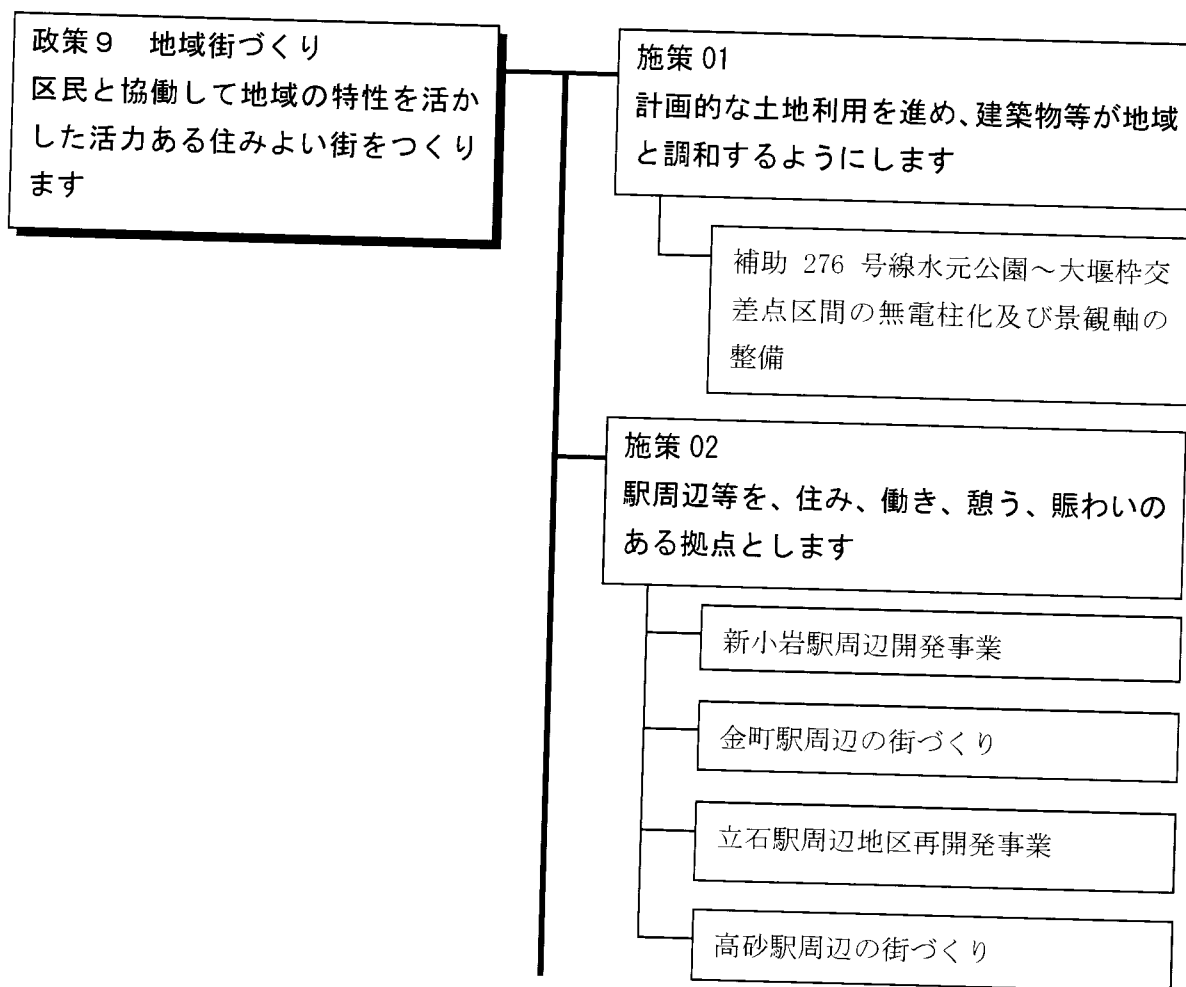
区民と協働して地域の特性を活かした活力ある住みよい街をつくります

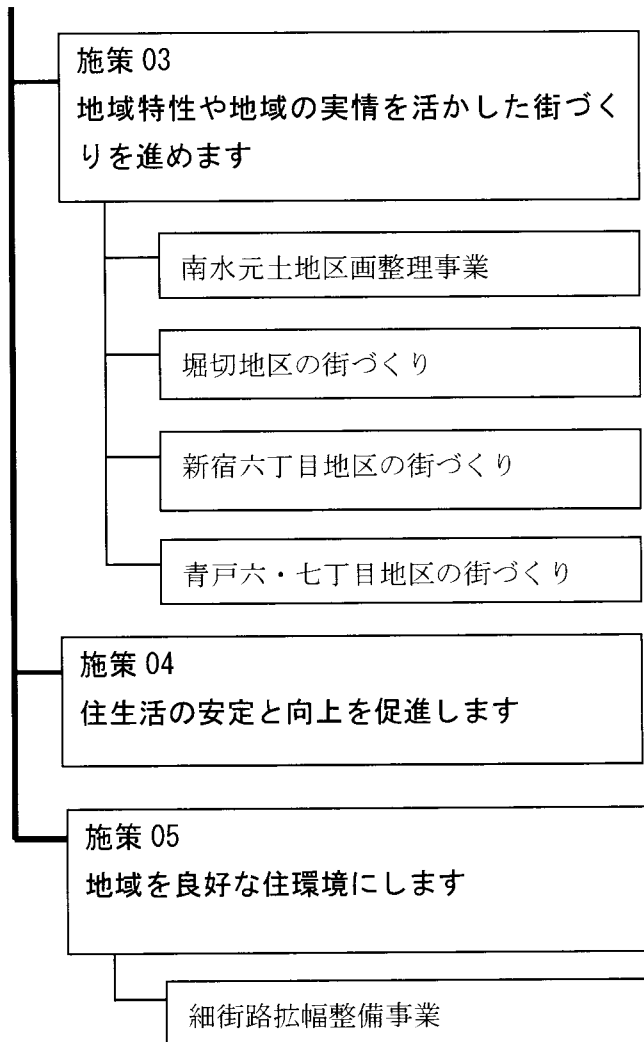
【政策の概要】

地域住民の意向を踏まえながら、区民・事業者と協働し、計画的な土地利用や秩序ある街並みの誘導、駅周辺部における拠点の整備に取り組みます。

また、自らの発想に基づく区民の主体的な取組みを支援しながら、地区計画等を活用し、各地域の特性や実情を活かした街づくりを推進するとともに、住環境の改善を図ります。

【施策の体系】





## 施策01 計画的な土地利用を進め、建築物等が地域と調和するようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内では、住宅用地や自動車駐車場等の空地系利用が主な土地利用となっており、近年いずれも増加している一方、工業用地は著しく減少しており、産業構造の変化が土地利用にも現れています。また、農地などの自然系土地利用も減少しています。
- 本区では、葛飾区都市計画マスタープラン<sup>注1)</sup>に基づき、それぞれの地域が、これまでの歴史や風土に培われた個性と特徴を活かして発展するとともに、相互に補完し合いながら全体として、安全、便利、快適なよりよいまちの形成を図ることをめざしています。そのためには、都市活力をけん引する駅周辺拠点の推進とネットワークの形成、密集市街地整備の推進、地区計画<sup>注2)</sup>によるまちづくりの推進等が課題となっています。
- 本区では、平成18年10月に「葛飾区区民参加による街づくり推進条例」を策定するなど、「区・区民・事業者によるパートナーシップ型のまちづくり」を進めてきましたが、区民が主体的に取り組むまちづくりを一層推進するため、更なる取組みが求められています。
- 区内の景観は、多くの人々で賑わう鉄道駅周辺、荒川・江戸川・中川・新中川などの大規模な河川、都心部近郊に位置しながら昔ながらの風景を今にとどめている畑や社寺、住宅と工場が混在する区域など、多様なものとなっています。葛飾らしい個性と魅力ある街を形成していくためには、各地区の実情に合わせた良好な景観を保全・整備することが求められており、景観を誘導する仕組みづくりが課題となっています。

表 宅地及び畑の土地面積の推移

	宅 地								畑	
	総数		住宅地		商業地		工業地			
	実数 (ha)	対前年 増減率 (%)	実数 (ha)	対前年 増減率 (%)	実数 (ha)	対前年 増減率 (%)	実数 (ha)	対前年 増減率 (%)	実数 (ha)	対前年 増減率 (%)
平成18年	16,716	—	15,354	—	600	—	762	—	472	—
平成19年	16,705	▲ 0.1	15,336	▲ 0.1	606	1.0	763	0.1	462	▲ 2.1
平成20年	16,659	▲ 0.3	15,310	▲ 0.2	609	0.5	740	▲ 3.0	451	▲ 2.4
平成21年	16,555	▲ 0.6	15,380	0.5	541	▲ 11.2	634	▲ 14.3	442	▲ 2.0
平成22年	16,596	0.2	15,385	0.0	539	▲ 0.4	671	5.8	430	▲ 2.7

出典：葛飾区都税事務所資料

注1：本表は、固定資産税の課税対象となる評価面積である。

注2：小数点第1位を四捨五入しているため、総数と個別の積み上げた数値が合わない場合がある。

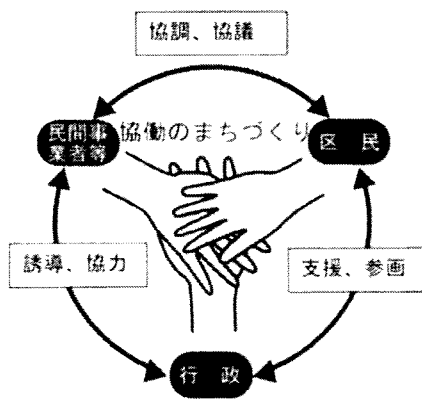


図 3者協働によるパートナーシップのまちづくり  
出典:「葛飾区都市計画マスタープラン」

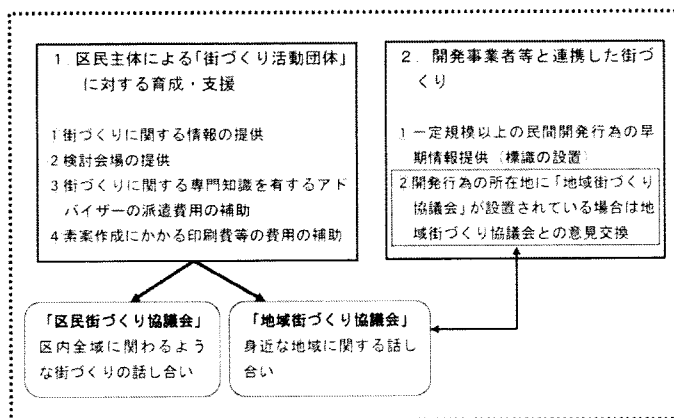


図 葛飾区区民参加による街づくり推進条例の枠組  
出典:「葛飾区都市計画マスタープラン」

注1) 葛飾区都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として区が行うまちづくりの総合的な指針として定めたもの。策定から20年後の平成42年を目標年次として、区全体の都市将来像やまちづくりの目標を示すとともに、地域の特性を踏まえた地域別のまちづくりの方針やその実現に向けた基本的な考え方などを示す。

注2) 地区計画

住民の身近な地区で、その地区の将来に向けての街づくりの目標や方針を定めるとともに、地区内で建物を建築したり、開発を行う場合に守らなくてはならない地区独自の制限を都市計画法に基づいて定め、その地区の特性に応じたきめ細かい街づくりを進めていく制度をいう。

【施策の方向】

- 地域の実情に応じた多様な土地利用を実現するため、様々な土地利用・誘導手法の検討・活用を図ります。また、区民主体の総合的なまちづくりの展開に向け、区民参加による街づくり推進条例の運用面の強化や、他の支援制度との連携などについて検討を進めます。
- 各地区の特性に応じた葛飾らしい良好な景観の形成を図るため、景観法に基づく景観計画の策定などを検討します。
- 建築物の高さを適切に誘導し、秩序ある街並みを形成するため、各地区の土地利用の特性に応じた望ましい建築物の高さ制限の方針を定めます。



<無電柱化された幹線道路>

[区民の役割]

- 地域街づくりに関わる各種計画や条例、方針等の策定にあたっては、自らが街づくりの主体であることを自覚し、区の実行に積極的に参画しましょう。

[事業者の役割]

- 秩序ある調和のとれた街並みの形成に向け、定められたルールに則った開発や建築行為を行いましょ。また、開発や建築行為を行うにあたっては、区民の理解を得るように努めましょ。

【計画事業】

事業名	事業内容
補助 276 号線水元公園～大堰梓交 差点区間の無電柱化及び景観軸の 整備	・水元公園と新宿地区を結ぶ補助 276 号線は、水元公園に導く緑の回廊として、無電柱化や歩道の緑化などを行います。

## 施策02 駅周辺等を、住み、働き、憩う、賑わいのある拠点とします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、人々が住み、働き、憩う、個性あふれる魅力と賑わいに満ちた拠点を形成し、都市としての求心力や活力を高めていくため、新小岩駅や金町駅などをはじめとする鉄道駅の周辺部を都市機能集積拠点として位置付け、複合的な都市機能の集積や交通結節点機能の強化、回遊性の向上などに取り組んでいます。
- 人口減少・超高齢社会の到来や地球温暖化に代表される環境問題の深刻化などが懸念される中、本区が都市としての持続可能性を確保するためには、住み・働き・憩うといった多様な都市機能が集積し、自動車に依存せずに移動できる鉄道駅周辺部において、引き続き、それぞれの鉄道駅の特徴に応じた集約的な土地利用を誘導し、賑わいと活力にあふれる街づくりを進めていく必要があります。



<金町六丁目地区>



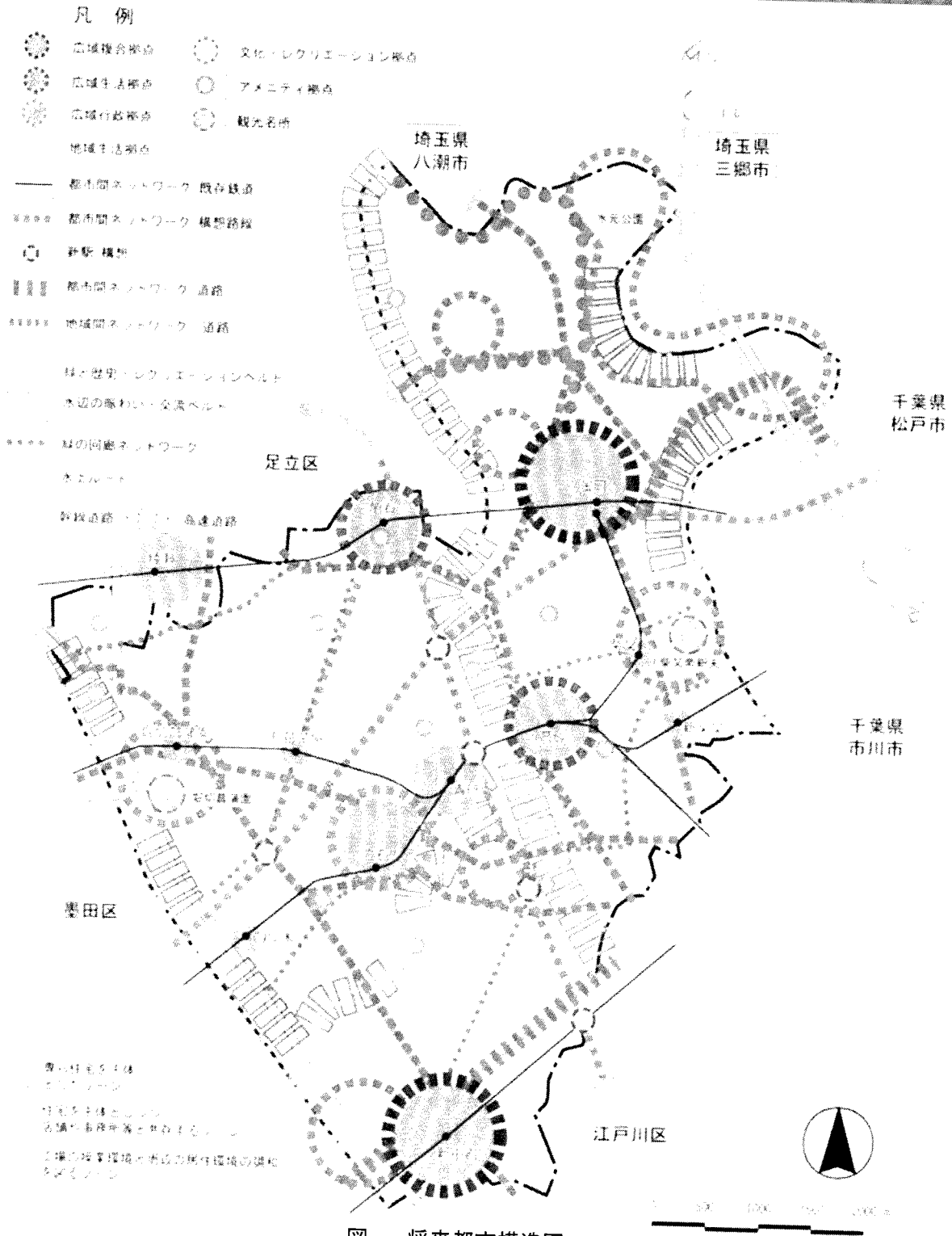


図 将来都市構造図  
出典：「葛飾区都市計画マスタープラン」

【施策の方向】

- 新小岩駅、金町駅、亀有駅、高砂駅及び立石駅周辺の商業地は、本区の顔にふさわしい地区として、区内外からより多くの人々が集い、憩える、個性あふれる魅力と賑わいに満ちた広域的な都市機能集積拠点の形成を進めます。
- その他の駅周辺では、それぞれの地区の特性に応じた駅前広場や道路などの都市基盤施設の整備を進めるとともに、地元商店街等の活性化を支援し、生活に根ざした区民に身近な地域密着型の拠点形成を図ります。

【計画事業】

事業名	事業内容
新小岩駅周辺開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新小岩駅周辺地区の総合的な都市基盤、環境整備を図るために、広場や南北自由通路、生活幹線道路の整備など、駅周辺の一体的なまちづくりを推進します。</li> </ul>
金町駅周辺の街づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金町六丁目駅前地区の市街地再開発事業に対する支援を行うとともに、駅北口周辺地区については、周辺の道路や駅前広場の基盤整備等により交通結節点機能を向上させるとともに、新たな賑わいの創出などを図り、広域複合拠点としての都市機能の充実をめざします。</li> </ul>
立石駅周辺地区再開発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業によるまちづくりを推進するため、再開発を検討する地元権利者組織に対する支援を行い、権利者の合意形成を促進します。事業実施段階においては、円滑で適切な事業実施に向けて、再開発の施行者である市街地再開発組合の取組みを支援します。</li> </ul>
高砂駅周辺の街づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高砂駅周辺の交通利便性や防災性を向上させ、魅力と活力ある広域生活拠点を形成するため、地元住民による街づくり勉強会への支援等を行い、鉄道立体化と一体となった街づくりを推進していきます。</li> </ul>

### 施策03 地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 南水元一丁目・二丁目地区では、道路や公園などの都市基盤施設を整備し、宅地としての利用価値を増進させるため、平成16年2月から土地区画整理事業に着手するとともに、都市基盤施設の整備にあわせた土地の有効利用を誘導するため、地区計画を活用した街づくりを進めています。
- 小菅一丁目地区では住民からの提言に基づいた街づくり、新宿六丁目地区では大学と公園を核とした街づくり、青戸六・七丁目地区では防災性や快適性等の向上、堀切地区では防災性の向上や賑わいの再生など、各地域の実態や特性を活かした取組みを推進しています。
- 区内には土地区画整理事業を施行すべき区域として、当該事業を都市計画として決定したものの、事業化に至らぬまま市街化が進行し、事業の実施が困難となっている地区があります。

#### 【施策の方向】

- 今後も引き続き、地元関係者の理解と協力のもと、土地区画整理事業や地区計画などを活用し、それぞれの地域の特性や地域の実情を活かした街づくりを進めることによって、面的に市街地の機能向上を図ります。
- 土地区画整理事業を施行すべき区域では、それぞれの地区の実情や熟度に応じて、土地区画整理事業や地区計画等、きめ細やかな整備手法の導入を検討し、安全・安心で快適に暮らすことができる市街地の形成を図ります。

【計画事業】

事業名	事業内容
南水元土地区画整理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の道路や公園などの都市基盤施設を整備改善し、宅地の利用価値を増進させるとともに、防災性の向上や良好な住環境の形成を図ります。</li> </ul>
堀切地区の街づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区のまちづくり協議会により提案された「堀切地区まちづくり構想」を基に、その実現に向けた街づくり活動を支援するとともに、駅周辺の活性化や災害に対する脆弱性などの課題を解消するため、各地区の特性に応じた街づくり計画を策定し、事業を推進します。</li> </ul>
新宿六丁目地区の街づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画制度や用途地域の改正などにより、大学を核として、地区の特性を生かした街づくりを進めます。防災・環境面でも質の高い街づくりを進めるため、道路や公園などの基盤整備を行います。</li> </ul>
青戸六・七丁目地区の街づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画制度等を活用し、地区の特性を生かした街づくりを進めます。安全・快適で利便性の高い街づくりを推進するため、道路や公園などの基盤整備を行います。</li> </ul>

## 施策04 住生活の安定と向上を促進します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成12年以降の着工新設住宅戸数は、平成16年までは増加基調で推移していたものの、その後は増減を繰り返しながら、減少基調に転じつつあり、平成21年には3,403件、過去10年間で最も多かった平成18年の5,293件の約6割の水準となっています。
- 住宅に困窮している方々を対象に、“住宅のセーフティネット”としての役割を担っている公共賃貸住宅として、平成23年4月1日現在、区内には区営住宅10団地、331戸のほか、東京都が都営住宅を、都市再生機構がUR賃貸住宅などをそれぞれ供給しています。

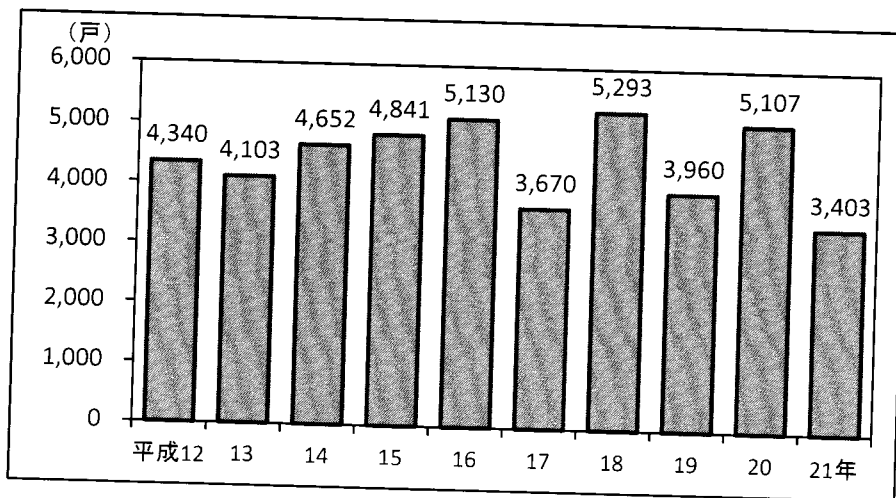


図 着工新設住宅戸数の推移 出典：東京都都市整備局資料

### 【施策の方向】

- 少子高齢社会の到来を迎える中で、持続可能な地域社会を構築するため、若者から高齢者、単身からファミリーまで、多様な世代が暮らし続けることができる住宅・住環境の形成を図る必要があります。このため、東京都や都市再生機構が所管する団地の建て替えに際し、多様なタイプの住戸の供給を要請するほか、都営住宅の移管による区営住宅の整備、高齢者向け優良賃貸住宅への家賃助成などにより、多様な世代が暮らし続けることができる住宅の確保に努めます。
- 住宅の質的充実をめざし、最低居住面積水準<sup>注</sup>が確保された良質な住宅供給の誘導や、分譲マンションの適切な維持管理と将来の建替え準備に向けた情報提供及び相談事業の充実を図ります。

#### 注) 最低居住面積水準

国民が安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、平成18年9月に国土交通省が策定した住生活基本計画（全国計画）に定められた目標の1つであり、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準を示す。

※ 世帯人数別の面積（例） 単身 25㎡、2人 30㎡[30㎡]、3人 40㎡[35㎡]、4人 50㎡[45㎡]  
 [ ]内は、3～5歳児が1名いる場合

## 基本目標2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

---

### 〔区民の役割〕

- 自己所有住宅の適切な維持管理に努めましょう。

### 〔事業者の役割〕

- 次世代に継承することができる良好・良質な住宅の供給に努めましょう。

## 施策 05 地域を良好な住環境にします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内には、土地区画整理事業などによる面的整備が未実施となっている地区があります。これらの地区では、幅員が4メートルに満たない狭い道路が数多くあります。こうした道路は通風・採光などの生活面や、災害が発生した時の消火活動・避難・延焼防止などの防災面など、さまざまな問題をかかえています。このような地区の住環境の改善及び防災性の向上が街づくりをするうえで主要な課題となっています。

### 【施策の方向】

- 災害時の避難路や緊急車両の通行路の確保などの防災機能や、日常の生活面での安全性・快適性を高めていくため、道路の幅員が4mに満たない細街路の拡幅整備事業を効率的に進めていきます。
- 良好な集合住宅の確保に努めるとともに、無秩序な開発や宅地の狭小化を防止するための指導を実施し、良好な市街地の形成を促進していきます。

### 【区民・事業者の役割】

- 安全で住みよい街づくりを進めるため、集合住宅の遊び場等の整備や防犯灯・ごみ集積所の設置、細街路拡幅整備事業による道路の拡幅等に協力しましょう。

### 【計画事業】

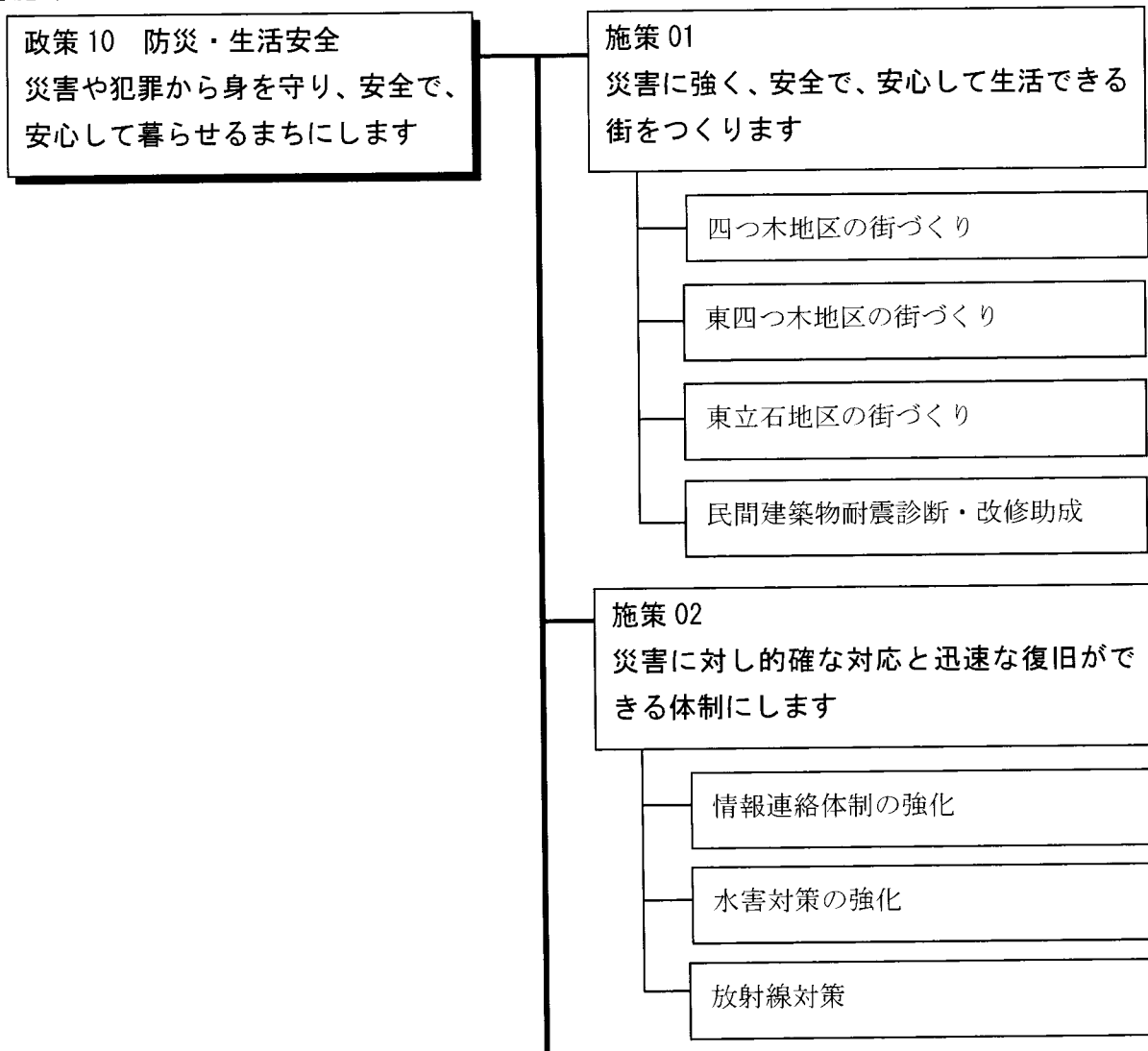
事業名	事業内容
細街路拡幅整備事業	・幅員の狭い道路を4メートルの道路とするために、建物の建築時に道路中心を明確にし、拡幅整備をします。また、建設予定がない場合でも、関係権利者の協力により拡幅可能な箇所を整備していきます。

**政策 10** 防災・生活安全 災害や犯罪から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします

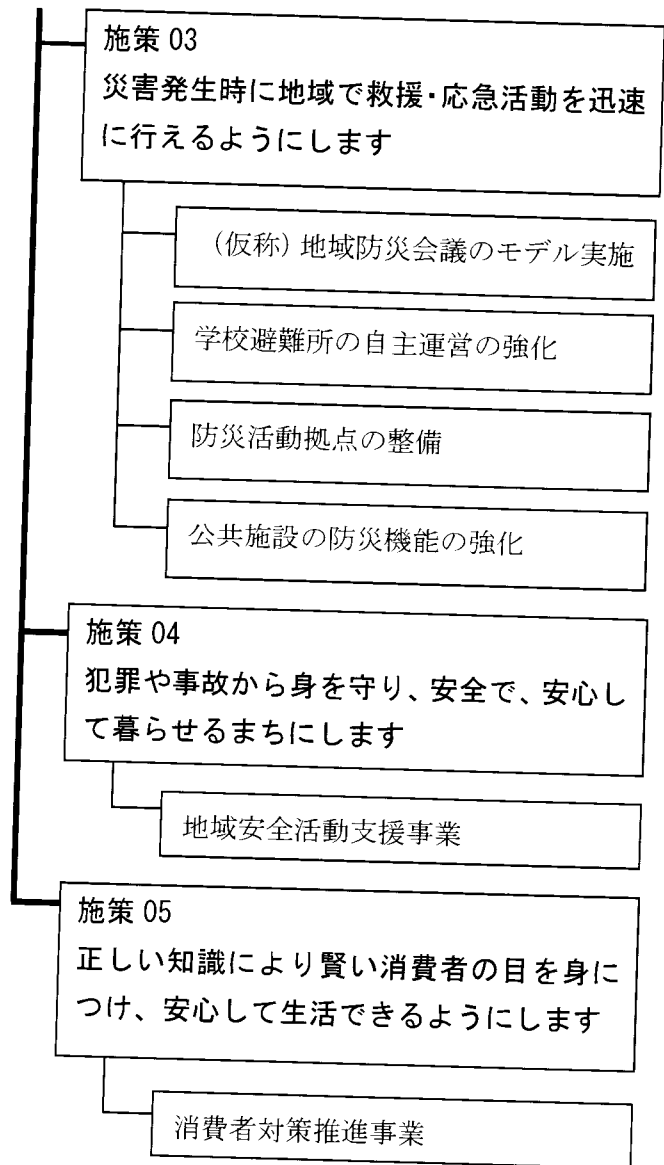
【政策の概要】

地震発生時の被害軽減や防災・防犯機能の向上を図るために、関係機関との連携のもと、災害危険度の高い地域での都市基盤・防災拠点の整備や水害対策、建築物の不燃化・耐震化、自主的な防犯活動の促進など、ハード・ソフトの両面にわたり、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めていきます。

【施策の体系】







施策 01 災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくりま

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区は、低地で軟弱な地盤の上に形成されているとともに、戦後、急速に進行した市街化に道路・公園などの都市基盤施設の整備が追いつかず、さらに、住宅と工場が混在した木造密集市街地も多数存在するなど、地震や水害などの災害に対して脆弱な都市構造となっています。

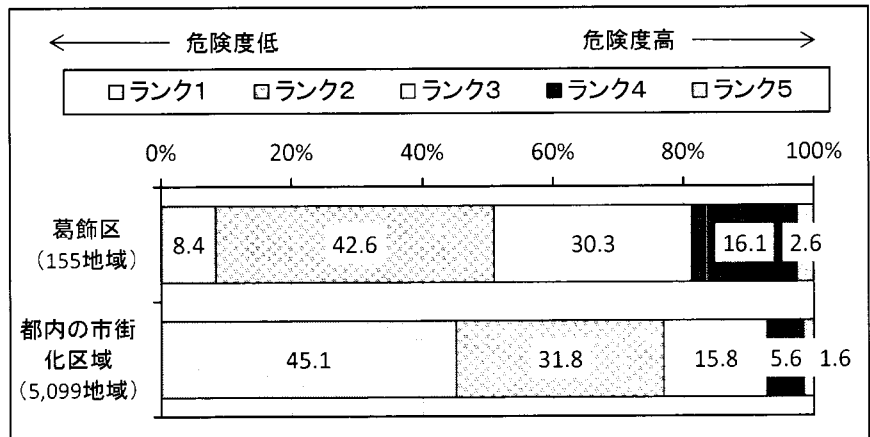


図 地震に関する地域危険度  
 (建物の倒壊や延焼の危険性を表す総合危険度)  
 出典:東京都「第6回地震に関する危険度測定調査」(平成20年2月)

- 東京都では、平成22年1月に改定した「防災街づくり推進計画」の中で、震災時の危険性が高く、かつ、特に老朽化した木造建築物が集積するなど、防災上整備すべき緊急性が高い地域を「整備地域」に位置付け、積極的な防災対策に取り組むこととしています。
- 区内では、立石・四つ木・堀切地域及び新小岩駅周辺地域が「整備地域」に指定されており、特に立石・四つ木地区は、基盤整備事業などを重点化して展開し、早期に防災性の向上を図る「重点整備地域」に指定されています。
- 本区では、不測の災害が発生した場合でも、被害を最小限に食い止められるとともに、区民の日常生活における安全を確保できる街づくりをめざし、これらの防災上整備すべき緊急性の高い地域での震災対策や、密集市街地の住環境の改善に努めています。
- 区内に架かる橋梁のうち、建設後50年以上が経過した高齢化橋梁が占める比率は、平成21年度現在は6%（1橋）であるのに対し、概ね20年後の平成41年度には56%（10橋）に拡大する見込みです。

【施策の方向】

- 今後も引き続き、密集市街地の住環境を改善し、防災性の向上を図るとともに、災害時の避難・救援・消火活動を円滑に行えるようにするため、道路の拡幅や災害時に一時的に避難できる公園・広場の整備、老朽化した住宅の建替えによる不燃化・耐震化の促進などを総合的に進めていきます。
- 建築物の倒壊などから人命を保護し、避難道路の閉塞を防ぐなど、地震発生時の被害軽減と防災上安全な街づくりをめざし、耐震診断や耐震改修等の必要性に対する区民の意識を高めるとともに、

基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

診断・改修等に対する助成事業を実施することで、建築物の耐震化を促進していきます。また、建物や敷地の安全性の向上を図ることを目的とした、地盤の液状化対策を進めていきます。

- 大規模な地震が発生した場合の人的・物的な被害を最小限に食い止め、かつ、避難路や緊急車両の通行路を適切に確保するため、予防保全の観点から計画的に橋梁の点検や補修などを進めます。

【区民・事業者の役割】

- 建築物の不燃化・耐震化に努めましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
四つ木地区の街づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集住宅市街地整備促進事業により、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・広場の整備、細街路の拡幅、老朽化した住宅の建替えなどを促進するとともに、地区計画制度を導入し災害に強い街づくりを進めます。また、基盤整備の推進とともに建物の共同化等による市街地の不燃化や商店街の再生を図ります。</li> </ul>
東四つ木地区の街づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集住宅市街地整備促進事業により、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる公園・広場の整備、細街路の拡幅、老朽化した住宅の建替えなどを促進するとともに、地区計画制度を導入し災害に強い街づくりを進めます。</li> </ul>
東立石地区の街づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集住宅市街地整備促進事業により、主要生活道路や災害時に一時的に避難できる小広場の整備、細街路の拡幅、老朽化した住宅の建替えなどを促進するとともに、地区計画制度を導入し災害に強い街づくりを進めます。</li> </ul>
民間建築物耐震診断・改修助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造建築物や民間の公益施設・分譲マンション等の耐震化の促進を図るとともに、地震による住宅の倒壊から高齢者等の生命を守るため、耐震シェルターの設置に対する助成を行います。また、地盤の液状化対策を進めます。</li> </ul>

## 施策 02 災害に対する確な対応と迅速な復旧ができる体制にします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では「葛飾区地域防災計画」に掲げた地震被害の減災目標の実現に向け、防災行政無線のデジタル化、装備品・備蓄品の整備、避難施設の確保や食糧・生活必需品等調達のための関係業界や事業者との協力協定の締結、防災設備の適切な維持・改修などを推進してきましたが、東日本大震災の経験と教訓から、これまでの取組みを見直すべき点も出てきています。
- 本区は東京都の東部低地帯にあり、満潮時には海面以下となる地域が大きく広がっています。このため、万が一、大規模な水害が発生した場合には、広域避難が前提となりますが、地震災害と風水害が連続して発生する複合的な災害など、避難する時間がない事態の発生に備え、身近な避難場所の確保が求められています。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質（事故由来放射性物質）の影響に対して、区民に不安が生じています。区では事故以来、学校、保育園、公園などの空間放射線量の測定や放射線量低減の取組みに加え、学校等のプール水や給食に含まれる放射性物質の検査を実施してきました。今後も、事故由来放射性物質の影響に対する区民の不安を解消するための対策を、更に進める必要があります。

### 【施策の方向】

- 災害時に迅速かつ確な応急対策及び復興対策が展開できるよう、情報通信手段の整備、食糧・水・生活必需品等の確保、より実践的な総合防災訓練等の実施、帰宅困難者・駅前滞留者対策、地域と協働して取り組む復興への事前対策などについて、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、推進していきます。
- 水害対策として、身近な避難場所の確保について早期の検討を進めます。また、堤防整備の促進を国や都に働きかけます。
- 事故由来放射性物質の影響に対する区民の不安を解消するため、空間放射線量の測定や放射線量低減の取組みなど様々な対策を進めます。

### 【事業者の役割】

- 災害時における事業継続の実効性を高めるとともに、地域社会の一員として、帰宅困難者・駅前滞留者対策や救援・応急活動の支援など、事業所内にとどまらない災害応急体制づくりに取り組みましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
情報連絡体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における地域の情報を速やかに収集するため、災害対策拠点となっている地区センターと地域住民との間で情報の収集・伝達が可能な連絡体制を構築するとともに、高所カメラの設置や災害時優先電話の導入などについて検討を進めます。</li> </ul>
水害対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対策として身近な避難場所を確保するため、中高層建築物へ避難できる仕組みづくりや上階に避難場所や非常用発電機等を設けた浸水対応型建築物の整備推進、安全に避難できる高台の確保等の検討を早期に進めます。また、治水安全度の向上を図るため、中川の堤防高不足の解消や耐震補強の促進を国や都に働きかけます。</li> </ul>
放射線対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内の空間放射線量の定点測定を継続実施し、その結果を公表するとともに、事故由来放射性物質の影響に対する正しい知識・情報の普及啓発、公共施設での測定と測定結果に応じた除染等の作業、放射線測定機器の貸出し、必要に応じた給食の検査などの対策を進めます。</li> </ul>

### 施策03 災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします

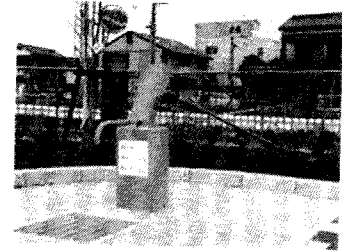
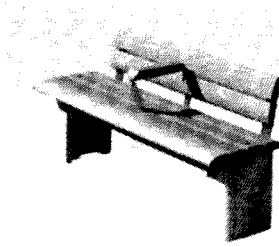
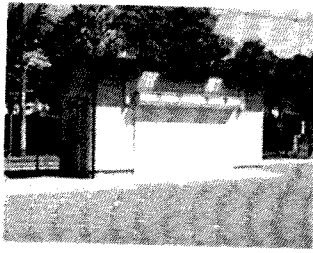
#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 防災対策については、これまでもハード面、ソフト面の対策を両輪として取り組んでいますが、東日本大震災など大規模な災害における教訓からも、ハード面の万全な対策をめざすことには限界があることがわかっています。
- 東日本大震災の発災時において、近隣住民による助け合いによって多くの命が助かったことから、人と人とのつながりや絆、助け合いの大切さが改めて認識されています。広域にわたり甚大な被害をもたらす災害に対しては、区、警察、消防などの防災関係機関だけの対応にもおのずと限界があります。今後の防災対策を進める上では、災害対策の基本理念である自助、共助、公助のうち、自助と共助の視点を基本に据えた、区民が主体、あるいは区と協働して取り組む防災対策を一層推進していくことが必要です。
- 本区では、地域の消火活動や安全確保のための防災市民組織が自治町会単位で設置されており、このうち32の自治町会では市民消火隊が組織されています。また、各地域において災害発生時に自主的な救援・応援活動を行う役割を担っている消防団は、平成23年4月現在、27分団が組織されています。
- 地域の人々が「自分たちのまちは、自分たちで守る」ことを目的に、消火・救助活動や被災者に対する生活支援を行うため、防災設備を備えた公園を防災活動拠点として位置付け、その整備を推進しています。平成23年3月末現在、整備目標量30箇所に対し、26箇所が整備済みとなっています。
- 災害時には、避難者を収容する場所や、災害対策活動を展開したり、救援物資等を受け入れたりする場所が必要となります。地域の防災力をより効果的・効率的に高めていくためには、小・中学校や地域コミュニティ施設など、地域住民の日常生活にとって身近な公共施設が、災害対策本部と十分連携しながら、災害時には迅速かつ円滑な救急・応援活動を実践するための防災拠点として、適切に機能を発揮できるようにすることが求められます。

#### 【施策の方向】

- 「自助」「共助」という自主防災意識の高揚と防災知識の向上を図るため、防災講習会・防災リーダー研修会の充実、広報紙やパンフレット、啓発ビデオの貸出等による広報の強化、起震車等を活用した防災訓練への参加促進などに取り組み、様々な機会をとらえて防災意識の啓発等に努め、区民の防災行動力の向上を図ります。
- 消防団が各地域における防災のリーダーとして、今後も引き続き、地域住民をけん引していただけるよう、組織力の維持・向上を図るために必要な支援や助成を行うとともに、防災市民組織が実施する防災訓練など、地域の自主的な取組みを支援します。
- 公共施設の建替えや改修にあわせて、災害時の転活用にも配慮した防災上必要な設備等の整備を進めていきます。

- 防災活動拠点については、引き続き、地震に関する地域危険度が高い地域での整備を進めていきます。



＜防災活動拠点に設置されている設備の一例＞  
（左から右へ：防災倉庫、かまど兼用ベンチ、雨水貯留槽手押しポンプ）

〔区民の役割〕

- 「自らの命は自らが守る」という考えに立ち、常日頃から予期せぬ災害に備え準備するとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」ための地域の活動に積極的に参加・協力しましょう。

〔事業者の役割〕

- 地域社会の一員として「被害を出さない」、「地域に貢献する」ことを原則に、防災対策に取り組みましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
（仮称）地域防災会議のモデル実施	・地域の防災資源を活用して、地震や水害などの災害にどう立ち向かっていくかを地域住民が主体となって検討する会議体を設置します。その検討の中で、地域特性を踏まえた防災計画を策定し、適宜、計画の実効性を検証しながら、自助、共助の意識の醸成を図っていきます。
学校避難所の自主運営の強化	・学校避難場所の運営会議や訓練を充実させることにより、避難する住民自らが避難所を開設し運営していく自主運営意識を高め、より実践的な避難所運営をめざします。
防災活動拠点の整備	・災害時における初期消火、救出・救護などの地域の初動活動や炊き出しなどの生活支援の場として、防災活動拠点を整備します。
公共施設の防災機能の強化	・地域住民の日常生活に身近な公共施設の建替えや改修にあわせて、本来必要とされている機能とともに、防災上必要な設備等の整備を進め、災害時の転活用も想定した防災機能の強化を図ります。

施策04 犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、区民が安全で安心して暮らせるまちづくりのため、ハード・ソフトの両面から防犯対策を展開しています。平成16年以降、区内の刑法犯認知件数は、ほぼ一貫して減少傾向で推移しており、平成22年は6,224件、平成15年の9,830件の約6割の水準に減少しています。
- 「平成22年版 犯罪白書（法務省）」によると、一般刑法犯の被害者に占める65歳以上の被害者の割合は平成12年の8.7%から、平成21年の10.6%に上昇するなど、全国的に高齢者が被害者となる犯罪の割合が増えています。葛飾区政策・施策マーケティング調査では、防犯対策をしている区民の割合は、平成19年度の43.0%から平成23年度の50.0%に上昇しており、区民の犯罪に対する不安感や、防犯対策への関心はむしろ高まっていると考えられます。
- より安全で安心なまちづくりを実現するためには、区民・関係団体・区が連携して取り組むことが不可欠であり、特に自治町会、商店街、PTAなどの地域団体が常日頃から実施している防犯パトロールなどの自主的な防犯活動は、犯罪を未然に防止する上で重要な取組みとなっています。

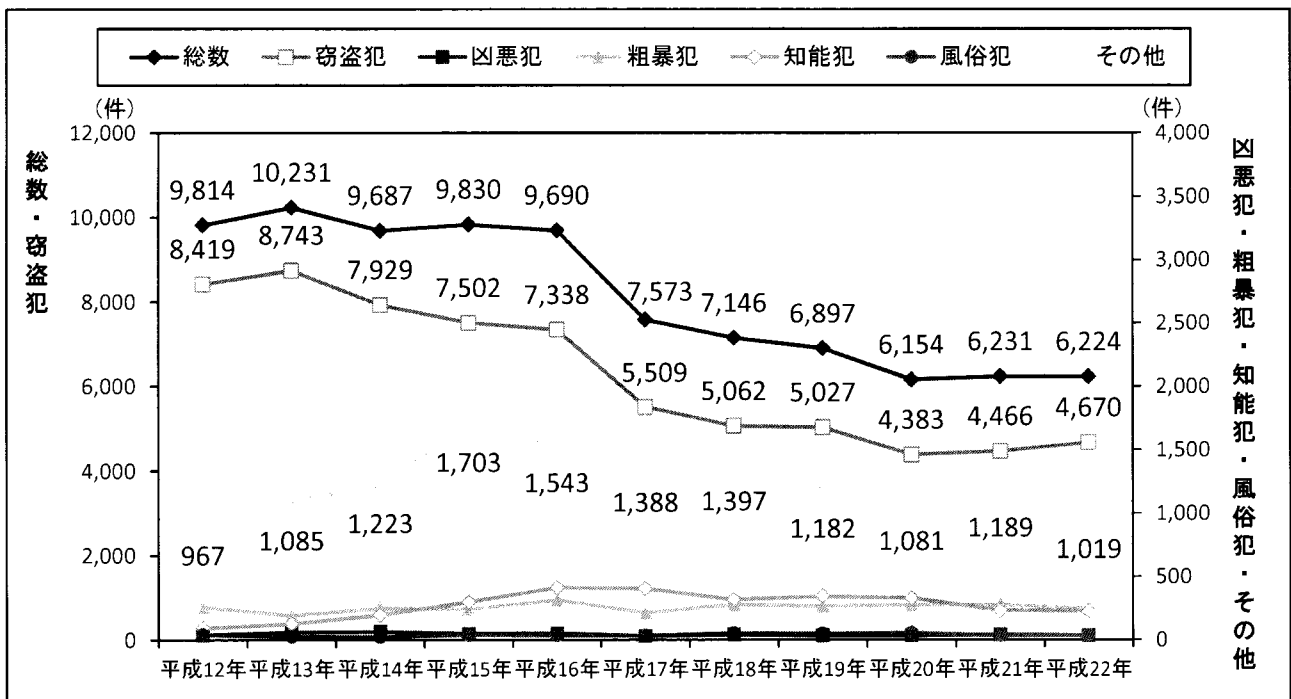


図 刑法犯発生件数の推移 出典：警視庁刑事部刑事総務課資料



【施策の方向】

- 地域の防犯力を高め、犯罪や事故を未然に防止するため、パネル展の実施などにより区民の意識の向上を図るとともに、活動助成等により地域の自主的な防犯活動を促進します。
- 防犯カメラなど防犯設備の整備に対する助成や私道防犯灯設置助成、地域の自主的な防犯活動を推進するリーダーの育成や犯罪・事故を抑止する活動に係る区内事業者との協定の締結、区内の犯罪情報・不審者情報を電子メールで配信する「葛飾区安全・安心情報メール」などを引き続き実施し、安全で安心なまちづくりを進めていきます。

[区民の役割]

- 犯罪や事故を未然に防止するための知識を身につけましょう。

[事業者の役割]

- 死角となる場所に防犯対策を講じるなど、地域と協力して犯罪や事故の起こりにくいまちづくりに取り組みましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
地域安全活動支援事業	・犯罪や事故の発生を減らし区民の安全を守るため、関係団体との連携を図りながら、区民・地域への啓発・情報提供、地域で行われる自主活動や防犯設備の整備に対する支援などを推進し、安全な地域社会の形成をめざします。

施策05 正しい知識により賢い消費者の目を身につけ、安心して生活できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 近年、全国的に、高齢者を狙った悪質商法による被害や、インターネットを使った電子商取引に代表される取引の複雑化・多様化に伴う様々な消費者トラブルが後を絶たない状況にあります。本区では、消費生活センターにおいて、契約上のトラブル等の消費生活相談や消費者講座等の開催、消費生活情報の提供などの事業を行っています。
- 消費生活相談件数は、平成16年度までは一貫して増加を続け、同年度には5,835件と平成13年度に比べ2.2倍に増加したものの、その後は減少傾向に転じ、平成22年度では2,917件となっています。しかし、個々の案件をみると、悪質かつ巧妙化した手口による被害も多く発生しており、平成22年度では契約金額が5千万円を超えるものが11件に上っています。
- 高齢化の進行に伴い、悪質商法による被害が拡大することが大いに懸念されます。このため、区民が消費者被害にあわないよう、今後も引き続き、“賢い消費者”の育成に向け、様々な支援を行うとともに、消費者被害が発生した場合には、速やかに救済措置を講じることが求められています。

表 消費生活相談件数の推移

（単位：件）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総数	2,640	3,029	4,955	5,835	3,895	3,380	3,327	3,034	3,044	2,917
契約(解約)	1,190	1,467	2,619	4,186	2,819	2,442	2,484	2,106	2,055	1,874
販売方法	796	872	2,180	2,872	1,706	1,314	1,312	1,081	1,075	1,074
品質・機能・役物品質	422	411	506	469	450	467	501	418	400	441
価格・料金	356	447	753	674	325	393	336	315	375	407
接客対応	103	106	149	171	210	206	233	166	207	233
法規・基準	304	362	643	944	420	432	405	217	222	219
安全・衛生	72	80	85	90	73	68	108	103	106	118
表示・広告	74	68	121	79	114	154	151	117	97	109
買物相談	51	41	47	35	19	26	14	15	24	41
生活知識	96	135	86	31	12	17	4	13	14	16
計量・量目	4	3	7	5	6	3	3	3	3	7
包装・容器	1	2	1	1	4	0	1	1	1	4
施設・設備	6	7	5	3	0	0	1	5	3	2
その他	95	192	240	94	102	59	28	95	114	90

出典：「葛飾の消費生活」

注：1件の相談でも複数の内容にわたることがあるため、総数と内訳とは一致しない。

【施策の方向】

- 消費者問題に取り組んでいる団体の活動を支援するとともに、“賢い消費者”の育成に向け、消費者講座等の学習機会の確保のほか、広報かつしかやパンフレット等を活用した区民に役立つ消費者情報の提供などを実施します。また、消費者被害にあう可能性の高い高齢者への情報提供の強化や小・中学生に対する消費者教育を進めるため、福祉部局や教育委員会との連携を深めます。
- より効果的に消費者トラブルに対処するため、消費生活相談を実施するほか、解決が難しい消費者被害については、区長の附属機関である葛飾区消費者被害救済委員会を活用し、速やかな被害者救済に努めます。

[区民の役割]

- 消費者被害を未然に防止するために必要な予見知識の習得に努めましょう。

[事業者の役割]

- 不適正な取引行為を行わず、健全な経済活動に努め、区民の安定した消費生活に貢献しましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
消費者対策推進事業	・区民が自立した消費者として行動できるよう、消費者問題に取り組んでいる団体の活動を支援するとともに、消費者情報の提供、消費者講座等の学習機会の確保、消費生活相談の実施など、様々な取組みを推進します。

## 政策 11

### 交通

安全かつ快適に移動できるまちにします

#### 【政策の概要】

だれもが安全で快適に移動できる都市空間を確保するために、区民の理解と協力を得ながら、都市計画道路の整備や踏切の解消、違法な駐車・駐輪対策等の強化に取り組めます。

また、子どもや高齢者などの交通弱者を守るために、交通事故の発生が多い地区における総合的な安全対策を推進するとともに、交通安全に対する区民意識の高揚を図ります。

#### 【施策の体系】

政策 11 交通

安全かつ快適に移動できるまちに  
します

施策 01

交通渋滞の解消と道路の適正な維持管理  
により、道路を安全かつ快適に通行できる  
ようにします

補助 261 号線（南水元地区）整備事業

補助 264 号線（細田東地区）・（細田西  
地区）・（環状 7 号線付近地区）整備事  
業

補助 274 号線（立石地区）整備事業

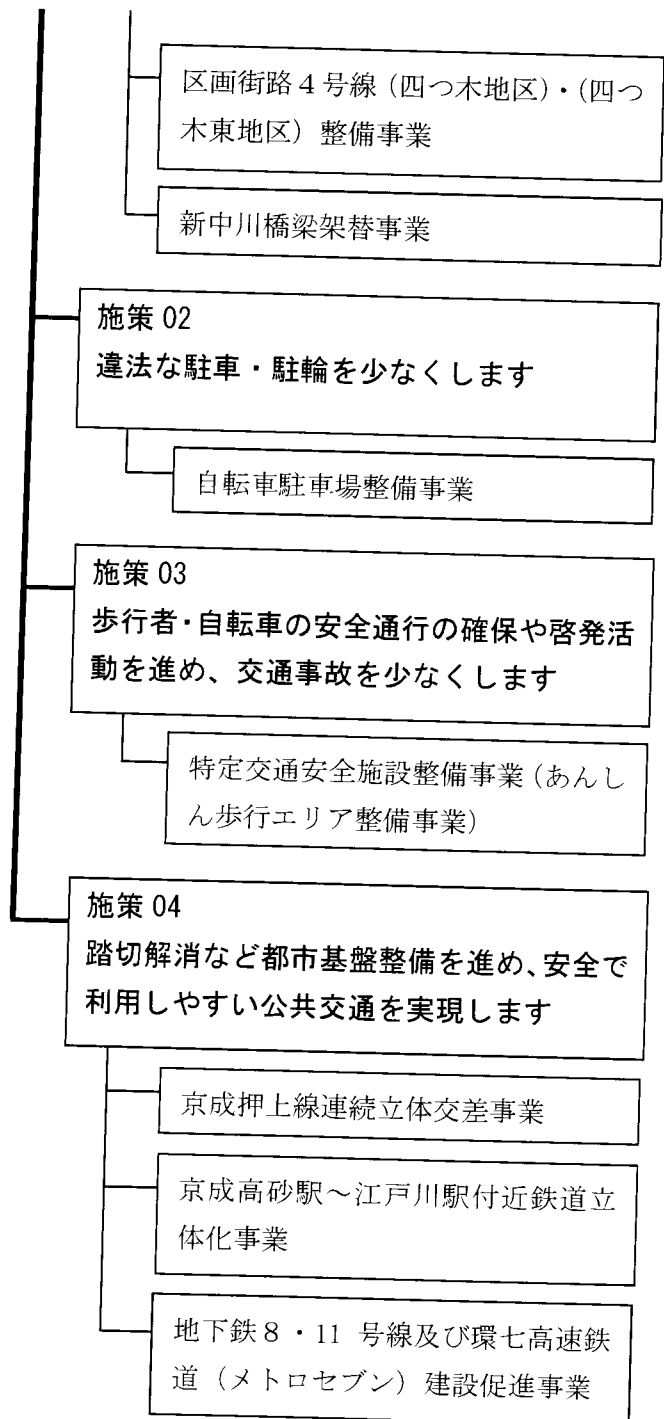
補助 276 号線（一口橋南地区）整備事  
業

補助 276・279 号線（隅田橋地区）整  
備事業

補助 282・264 号線（鎌倉地区）整備  
事業

補助 283 号線（柴又地区）整備事業

補助 284 号線（東新小岩南地区）・（東  
新小岩北地区）整備事業



施策01 交通渋滞の解消と道路の適正な維持管理により、道路を安全かつ快適に通行できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 交通の円滑化や防災性の向上などに寄与する都市計画道路は、平成22年3月31日現在、計画延長99.13kmのうち、64.45kmが整備済みであり、整備率は65.0%となっています。
- 平成16年3月、東京都と23区は、緊急的に改善すべき都市課題に対応する観点から、平成27年度を目標年次として、区部において優先的に整備すべき都市計画道路の路線を示した「区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）」を策定しています。区内では、都施行2路線、区施行13路線を優先的に整備すべき路線に位置付けています。
- 本区では、国道などの広域的な幹線道路の整備が進められている一方、これらの幹線道路を相互にネットワークする都市計画道路の整備が遅れていることから、交通渋滞が慢性化している状況にあります。

- 区が管理する道路は総延長で約730kmあり、その更新には多額の事業費が必要となっています。

表 都市計画道路の都市間比較(整備率の高い順)

順位	区名	計画延長 (km)	整備済 (km)	整備率(%)
1	台東区	42.82	36.03	84.1
2	中央区	57.84	48.20	83.3
3	千代田区	63.60	52.51	82.6
4	江東区	119.05	88.61	74.4
5	足立区	185.23	134.74	72.7
6	港区	107.70	77.65	72.1
7	渋谷区	71.21	50.65	71.1
8	板橋区	93.18	63.99	68.7
9	江戸川区	145.32	96.33	66.3
<b>10</b>	<b>葛飾区</b>	<b>99.13</b>	<b>64.45</b>	<b>65.0</b>
11	新宿区	85.05	54.29	63.8
12	北区	62.82	39.57	63.0
13	荒川区	37.87	23.40	61.8
14	豊島区	45.92	27.48	59.8
15	品川区	91.89	54.90	59.7
16	墨田区	55.08	31.96	58.0
17	文京区	42.71	23.31	54.6
18	杉並区	90.36	46.29	51.2
19	世田谷区	153.37	77.46	50.5
20	目黒区	37.95	18.68	49.2
21	練馬区	121.57	58.09	47.8
22	大田区	122.67	57.98	47.3
23	中野区	41.22	18.85	45.7
	区部	1,973.56	1,245.42	63.1

出典：(財)都市計画協会「都市計画年報」(平成22年3月31日現在)

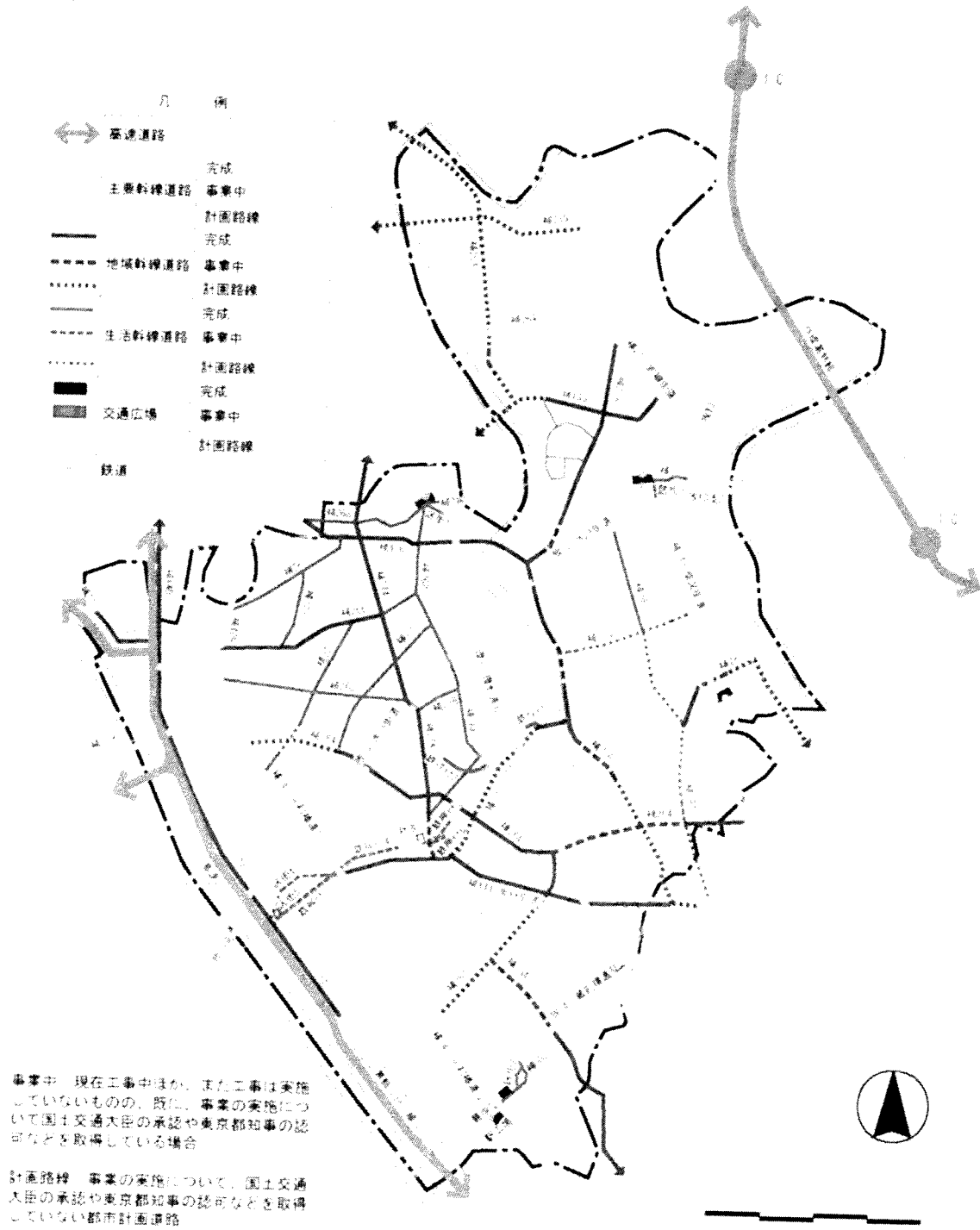


図 道路の整備方針図  
出典：「葛飾区都市計画マスタープラン」

【施策の方向】

- より快適で利便性の高い道路ネットワークを形成するため、今後も引き続き、都市計画道路の事業中区間の早期完成や優先整備路線に選定されている未着手区間の早期事業化に努めます。
- 早期完成に向けて区民の理解と協力を得るため、事業中の各路線の事業完了に至るまでのスケジュールや進捗状況などを適時適切に情報提供することで、事業の透明性及び信頼性の向上を図りま

基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

す。

- 次期事業化計画の策定にあたっては、事業中路線の整備の進捗状況を踏まえつつ、防災機能の向上と交通渋滞の緩和を図る上で重要度の高い都市計画道路を優先整備路線として選定するなど、より効果的・効率的な都市計画道路の整備に努めます。
- 安全で快適な道路環境を効率的に保全するため、道路の修繕や改修を予防保全の観点から計画的に実施します。また、だれもが安全で快適に通行できるようにするため、歩行空間の改善や街路樹の適正管理などを推進します。

【計画事業】

事業名	事業内容
補助261号線（南水元地区）整備事業	<p>【都市計画道路の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で円滑な交通機能を確保するとともに、良好な道路環境を整備するため、沿道地域住民や権利者の理解を得ながら、都市計画道路の整備を着実に推進していきます。</li> </ul>
補助264号線（細田東地区）・（細田西地区）・（環状7号線付近地区）整備事業	
補助274号線（立石地区）整備事業	
補助276号線（一口橋南地区）整備事業	
補助276・279号線（隅田橋地区）整備事業	
補助282・264号線（鎌倉地区）整備事業	
補助283号線（柴又地区）整備事業	
補助284号線（東新小岩南地区）・（東新小岩北地区）整備事業	
区画街路4号線（四つ木地区）・（四つ木東地区）整備事業	
新中川橋梁架替事業	



## 施策02 違法な駐車・駐輪を少なくします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、自転車駐車場の整備や地域との協働による啓発活動等により、駅周辺における放置自転車台数が平成17年度の5,800台から平成22年度の3,517台へと約4割減少しているものの、依然として駅周辺への自転車利用の需要は多く、買い物客などによる一時的な違法駐車・駐輪が後を絶たない状況にあります。
- 駅周辺の店舗は、大規模小売店舗立地法<sup>注</sup>や駐輪場の設置義務を課す区条例により、必要な駐車場や駐輪場の収容台数を確保することが規定されています。しかしながら、既設の店舗の中には、法令等の施行前に建築されたものも多く、これらの店舗は来店者のための駐車場や駐輪場が未設置となっています。
- 違法な駐車・駐輪は、歩行者や自動車の安全な通行を阻害し、交通渋滞や交通事故の原因にもなることから、既存の駐車・駐輪場の有効利用の促進や指導・取り締まりの強化に取り組むとともに、需要に応じて適正な場所に適正な規模の駐車・駐輪場を確保していく必要があります。

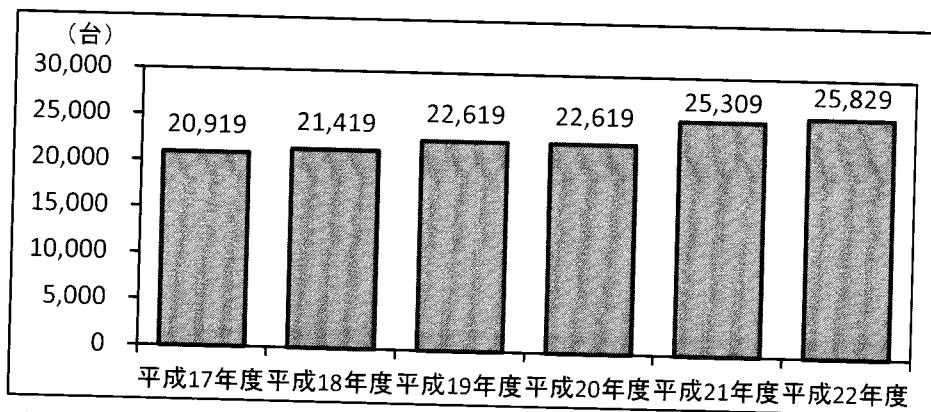


図 本区が整備した自転車駐車場の収容台数の推移 出典：都市整備部道路管理課資料

表 駅周辺における放置自転車台数(瞬時測定 of 年度平均)の推移 (単位：台)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総数	5,800	5,166	4,647	4,298	3,991	3,517
新小岩	1,905	1,499	1,219	1,144	1,088	1,024
立石	673	647	626	592	620	626
お花茶屋	415	403	410	386	366	357
青砥	506	543	536	429	373	320
堀切菖蒲園	425	389	362	354	332	315
金町	615	536	434	415	358	282
亀有	608	497	408	378	335	250
綾瀬	124	115	108	96	91	116
高砂	195	187	172	153	130	84
四ツ木	83	77	70	68	70	71
柴又	84	77	70	56	49	44
新柴又	167	196	232	227	179	28

出典：都市整備部道路管理課資料

注) 大規模小売店舗立地法（平成12年6月施行）

大型店舗を新たに開店したり、売場を拡張しようとする際、建物設置者（所有者）に対し、周辺地域の生活環境を保持するため、交通対策や騒音対策など必要な配慮が適正に行われることを確保するための手続を定めたもの。

【施策の方向】

- 駅周辺で推進している市街地再開発事業などの街づくり事業とあわせ、駐車・駐輪場の確保を図るとともに、駅周辺において駐車・駐輪場を設置しようとする民間事業者への支援を行います。
- 警察や店舗との連携のもと、駅周辺における違法な駐車・駐輪に対する指導及び取り締まりを強化するとともに、既存の駐車・駐輪場の有効利用を促進するため、広報やインターネットなどを活用し、場所や利用状況などを周知していきます。
- 自動車運転者及び自転車利用者に対するマナーの向上を図るための啓発活動や、マナーを守ることの必要性を継続的に訴えかけていきます。

[区民の役割]

- 駐車・駐輪場を正しく利用するとともに、違法な駐車・駐輪や安全な通行を阻害する駐車・駐輪を止めましょう。

[事業者の役割]

- 事業所の敷地内に適切な駐車・駐輪スペースを確保するほか、近隣の駐車・駐輪場への誘導に努めましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
自転車駐車場整備事業	・駅周辺の街づくり等にあわせ、適切に駐輪場施設を整備していきます。

### 施策03 歩行者・自転車の安全通行の確保や啓発活動を進め、交通事故を少なくします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内における交通事故の発生件数は、年々減少傾向にあり、平成22年は1,668件で過去10年間に最も多かった平成13年の2,389件と比べ721件、30.2%減少しています。
- しかし、発生件数の半数を占める自転車の事故や子どもの事故では特に大きな変化が見られず、また、高齢者の事故は増加の傾向にあります。
- 子どもや高齢者などの交通弱者を事故から守り、区民に交通安全意識を浸透させるためには、ハード・ソフトの両面から対策の充実を図っていく必要があります。
- 近年、自転車事故が増加していることや、自転車が歩道が無秩序に通行している実態などを踏まえ、国は道路交通法の改正や自転車専用レーンのモデル整備等を進めており、本区においても、歩行者及び自転車が安全に通行できる環境整備が求められています。

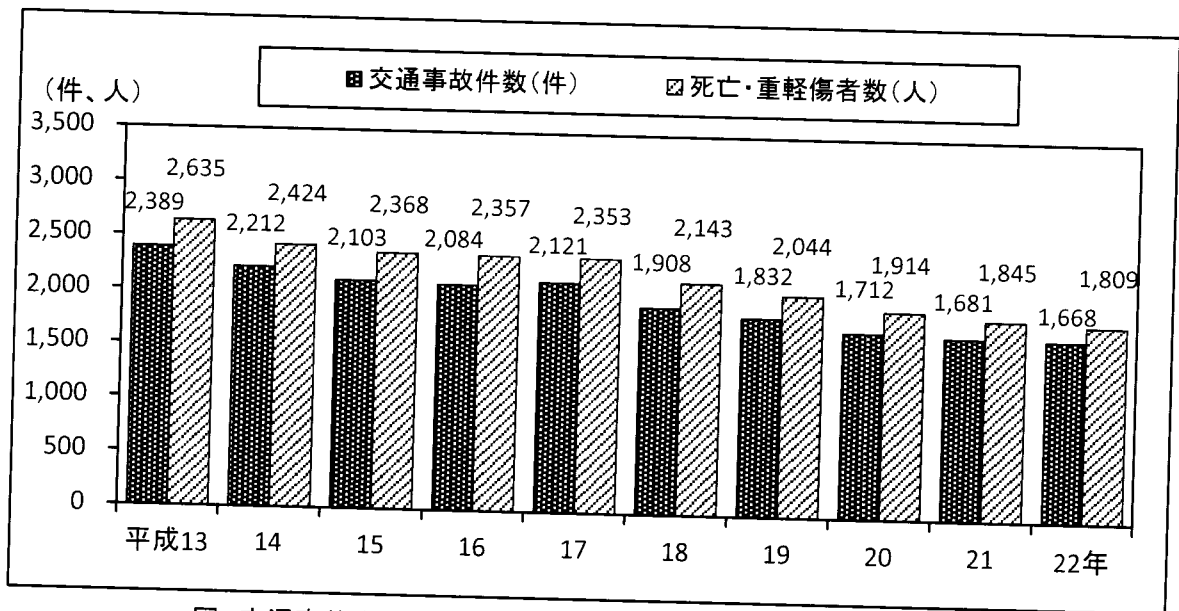


図 交通事故発生件数の推移 出典：警視庁交通部「東京の交通事故」

#### 【施策の方向】

- 交通事故発生件数の減少と区民の交通マナーを向上させるため、警察との連携を強化するとともに、年間を通じた啓発活動に努め、交通安全に対する区民意識の高揚を図っていきます。
- 歩行者や自転車の通行が多く、交通事故の発生が多い地区については、警察との連携のもと、総合的に交通安全対策を進めていきます。
- 歩行者、自転車の安全を確保するため、都市計画道路等の整備にあたり、広幅員の歩道を確保で

## 基本目標2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

きる場合は、自転車と歩行者を分離するほか、道路幅員や自動車交通量の状況に応じた自転車レーンの設置を検討するなど、段階的に自転車系ネットワークの構築を図ります。

### [区民・事業者の役割]

- 安全な通行を確保するための交通ルールやマナーをきちんと守りましょう。

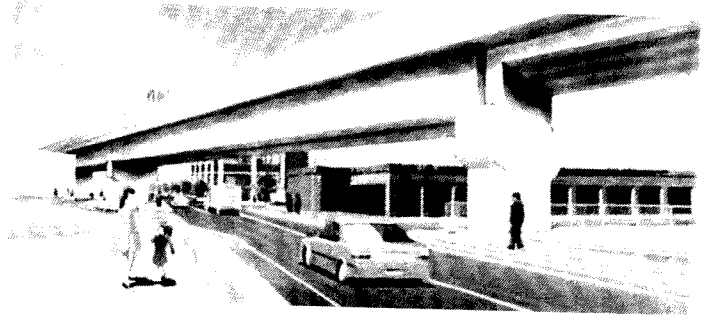
### 【計画事業】

事業名	事業内容
特定交通安全施設整備事業（あんしん歩行エリア整備事業）	・交通事故発生割合が高い地区を指定し、歩道の整備、交差点の改良、速度抑制対策など、警察と区が連携して総合的な交通事故対策を集中して行うことにより、歩行者・自転車利用者が安心して通行できるまちづくりを進めていきます。

## 施策04 踏切解消など都市基盤整備を進め、安全で利用しやすい公共交通を実現します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 都市高速鉄道京成電鉄押上線の四ツ木駅から青砥駅までの延長約2.6km（事業区間約2.2km）の区間では、平成15年2月に、連続立体交差及び附属街路の都市計画事業認可を取得し、事業を行っています。



＜京成押上線連続立体交差事業のイメージ＞

□ 現在、京成高砂駅から江戸川駅付近に至る約3.4kmの区間には、ピーク時の踏切遮断時間が40分以上にも及ぶ、いわゆる“開かずの踏切”をはじめとする13箇所の踏切があり、南北交通の分断や交通渋滞を引き起こし、地域の街づくりや都市活動を制限する大きな要因の1つとなっています。

□ 東京都及び鉄道事業者との連携のもと、四ツ木駅から青砥駅に至る区間の連続立体交差事業の早期完成に努めるとともに、京成高砂駅から江戸川駅付近に至る区間の連続立体交差事業についても、技術的課題の解消や事業化に向けた機運の熟成に取り組み、早期の事業化をめざしています。また、地下鉄8・11号線、環七高速鉄道（メトロセブン）の建設促進に向けた活動を進めているほか、都市基盤整備にあわせ、バス路線網の充実に向けた取組みを推進し、最寄り駅へのアクセス性等を高めています。

### 【施策の方向】

- 踏切の解消による安全性・防災性・交通利便性の向上を図るため、連続立体交差事業を中心とした都市基盤整備を街づくりと一体となって進めます。
- 地下鉄8・11号線、メトロセブンの早期実現に向けて、関係機関への要請活動等を行います。
- 交通結節点となる駅へのアクセス向上や不足している南北交通の充実を図るため、都市交通連絡調整会議<sup>注)</sup>などを通じ、交通事業者との情報提供や意見交換を進め、都市基盤整備の進捗にあわせたバス路線網の充実を図ります。

#### 注) 都市交通連絡調整会議

様々な協議を行い、区内のより良いバス路線網の実現をめざし、区とバス事業者等の連絡・調整の場として、平成17年3月に設置。

【計画事業】

事業名	事業内容
京成押上線連続立体交差事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道を立体化し、踏切を除却することにより、踏切での交通渋滞の解消、道路交通の安全確保、分断された地域の一体化を図ります。</li> </ul>
京成高砂駅～江戸川駅付近鉄道立体化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京成高砂駅付近の開かずの踏切の解消により、道路交通の円滑化、安全性・防災性の向上、地域分断の解消によるまちの活性化などを図るため、連続立体交差事業の実現に向けて取組みます。</li> </ul>
地下鉄 8・11 号線及び環七高速鉄道（メトロセブン）建設促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下鉄 8 号線・11 号線、メトロセブンの建設促進に向けて、国・東京地下鉄株式会社・関係機関への要請活動を行います。また、関係区市及び国、都区連絡会とともに、調査、研究会を開催します。</li> </ul>

政策 12

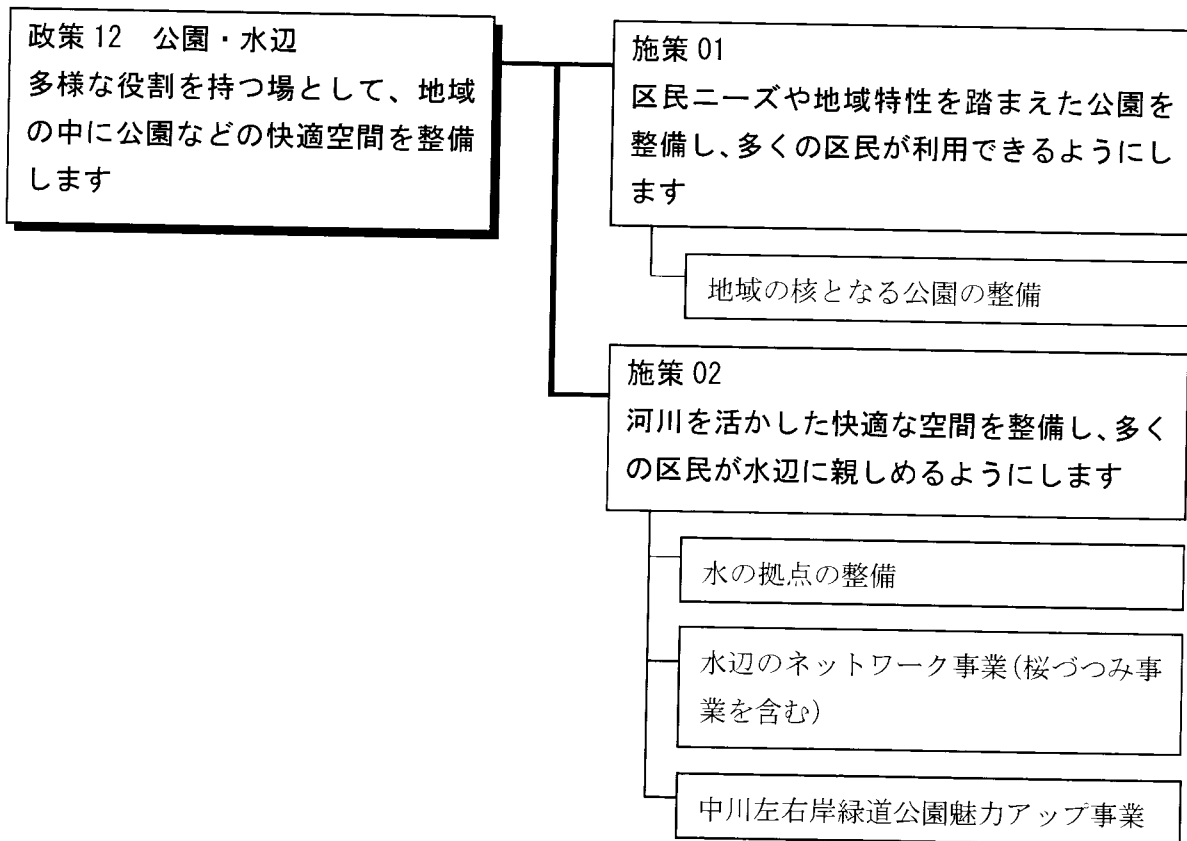
公園・水辺

多様な役割を持つ場として、地域の中に公園などの快適空間を整備します

【政策の概要】

多くの人々が気軽に集い、憩える場であるとともに、防災性や都市景観の向上など、多様な機能が発揮される場として、区民のニーズや地域の特性を踏まえた公園の整備・改修を推進するとともに、水辺に近づき、親しみ、楽しめる環境整備をさらに充実します。

【施策の体系】



施策 01 区民ニーズや地域特性を踏まえた公園を整備し、多くの区民が利用できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、これまで公園・緑地の配置や都市緑化の推進などの方針を定めた「葛飾区緑とオープンスペース基本計画」の中に掲げた目標値である、区民1人当たりの公園面積5㎡の達成に向け、着実に公園整備を推進してきました。
- 平成23年4月1日現在、都市公園法に基づき設置・管理され、公園・緑地の最も基本的な施設である都市公園の整備量は都立・区立を合わせ166.8ha、それ以外の公園を含めた公園の整備量は合計183.9haであり、区民1人当たりへ換算した公園の面積は4.15㎡となっています。
- 本区公園面積の大部分を占める都立水元公園や河川敷を活用した公園などは、市街地の外縁部に位置しており、鉄道駅の周辺部など、区民の暮らしに身近な公園がまだ不足している状況にあります。
- 既存の公園・児童遊園の半数以上が、供用開始から25年以上経過しており、遊具などの施設・設備が老朽化しているところもあります。本区では、老朽化した施設・設備の更新に取り組むとともに、出入口の段差解消やだれでもトイレの設置などのバリアフリー化を進め、広く区民に親しまれる公園づくりに努めています。

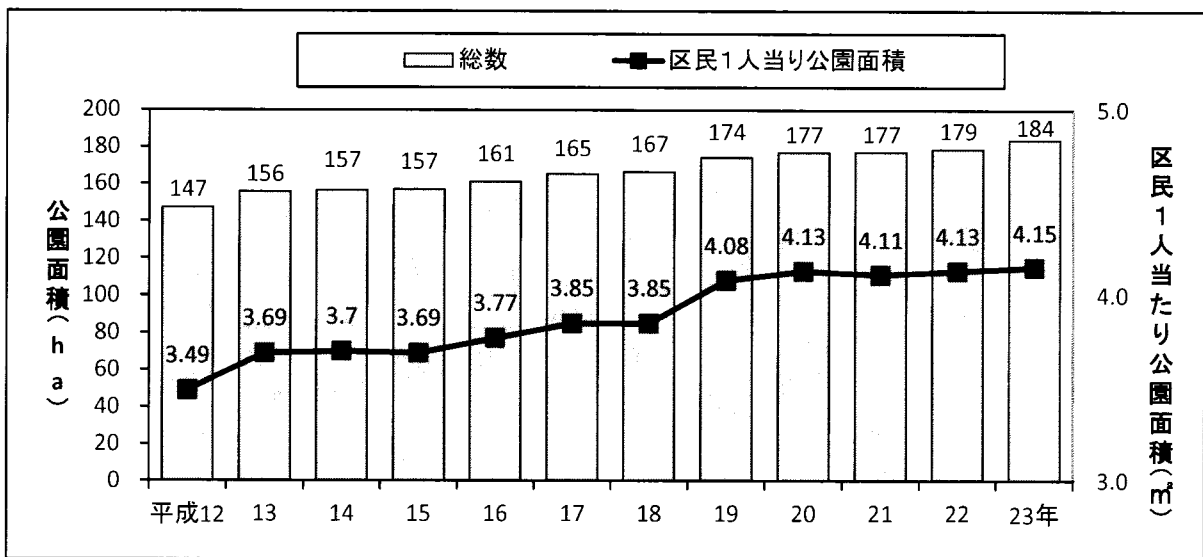


図 区民1人当たり公園面積の推移(各年4月1日現在) 出典:東京都建設局資料  
注:公園面積には、都立及び区立の都市公園、都市公園以外の区立公園、その他の公園を含む。



【施策の方向】

- 土地区画整理事業や地区計画などを活用した街づくりとの連携のもと、区民が気軽に歩いて利用できる公園や、地域の防災活動拠点となる公園など、地域の核となる公園の整備を進めます。
- 老朽化が進行している既存の公園の施設・設備について、利用者の安全確保及びライフサイクルコスト<sup>注)</sup>の縮減を図るため、今後より一層、予防保全的な管理の視点から、計画的な点検・補修等に取り組みます。
- 公園の整備・改修にあたっては、区民のニーズや地域の特性を踏まえた上で、子どもから高齢者までより多くの区民が、安全で安心して快適に利用できるようにします。また、地域の団体等に公園の清掃や点検・監視、花壇の管理運営などを行ってもらう取組みをより一層進めることで、地域に愛着をもって親しまれる、安全性・快適性の高い公園としていきます。

注) ライフサイクルコスト

施設の企画・設計から建設、維持管理、解体、廃棄までにかかる総コストをいう。

【区民の役割】

- いつでも安全で楽しく快適に利用できるよう、ルールとマナーを守りましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
地域の核となる公園の整備	・児童から高齢者までが歩いていける身近な公園や、地域の防災活動拠点となる一定規模以上の面積を有する公園など、地域特性や区民ニーズを踏まえて地域の核となる公園を整備し、レクリエーションの場の確保、地域環境の改善、災害時の避難場所の確保、まちの景観向上などを図ります。

## 施策 02 河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 荒川や江戸川をはじめ、区内を流れる幾筋もの大規模な河川は、都心部近郊に位置しながら、葛飾らしいゆとりとうるおいのある都市空間を形成するオープンスペースとして、極めて重要な役割を担っています。
- 本区では、「葛飾区緑とオープンスペース基本計画」に基づき、それぞれの河川の特徴を活かしながら、「水の拠点」として河川と一体となった公園を整備し、拠点間を結ぶネットワークとして「水辺の散策路」の整備を推進しています。
- 区内を流れる河川は、高い堤防や直立した護岸などによって、人々が容易に水辺に近付くことができず、河川が街から切り離されている状況にあります。本区にとって貴重なオープンスペースである河川敷は、治水や河川環境との調和に配慮しながら、人々が集い、憩える場として積極的な活用を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

- 河川と一体となった公園を整備し、区民が様々なレクリエーション活動を通じて水辺に親しめるようにするとともに、やすらぎや憩いを感じられるうるおいのある水辺空間の形成を図ります。
- 区民が水辺の散策を楽しむことができるようにするため、国や都の堤防整備等にあわせ、水の拠点を結ぶ散策路や桜づつみなどの整備を進めます。
- 水元小合溜<sup>注)</sup>については、水質の改善や生態系の回復など、良好な水辺環境の再生に向けた取り組みを、計画的に進めます。

注) 水元小合溜（みずもとこあいだめ）

都立水元公園内にある、1729年に八代将軍徳川吉宗の指示によって整備された溜め池をいう。

### 〔区民の役割〕

- いつでも安全で楽しく快適に利用できるよう、ルールとマナーを守りましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
水の拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本区のセールスポイントである河川沿いに、水辺と一体となった公園を整備することで、区民が様々なレクリエーション活動を通じて水との関わりを深められるようにするとともに、沿川地域に緑豊かな美しい景観を形成します。</li> </ul>
水辺のネットワーク事業（桜づつみ事業を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親しみの持てる水辺空間を創出するため、水の拠点を結ぶ散策路や桜づつみなど、水辺のネットワークを整備します。</li> </ul>
中川左右岸緑道公園魅力アップ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都が整備した中川親水テラスを緑道公園の拡張部分として編入し、老朽化した公園施設の改修や区民がより利用しやすいデザインへの見直しを行うなど、拡張部と一体的に整備することで、中川七曲の特色ある景観を持つ緑道公園の魅力向上します。</li> </ul>

## 政策 13

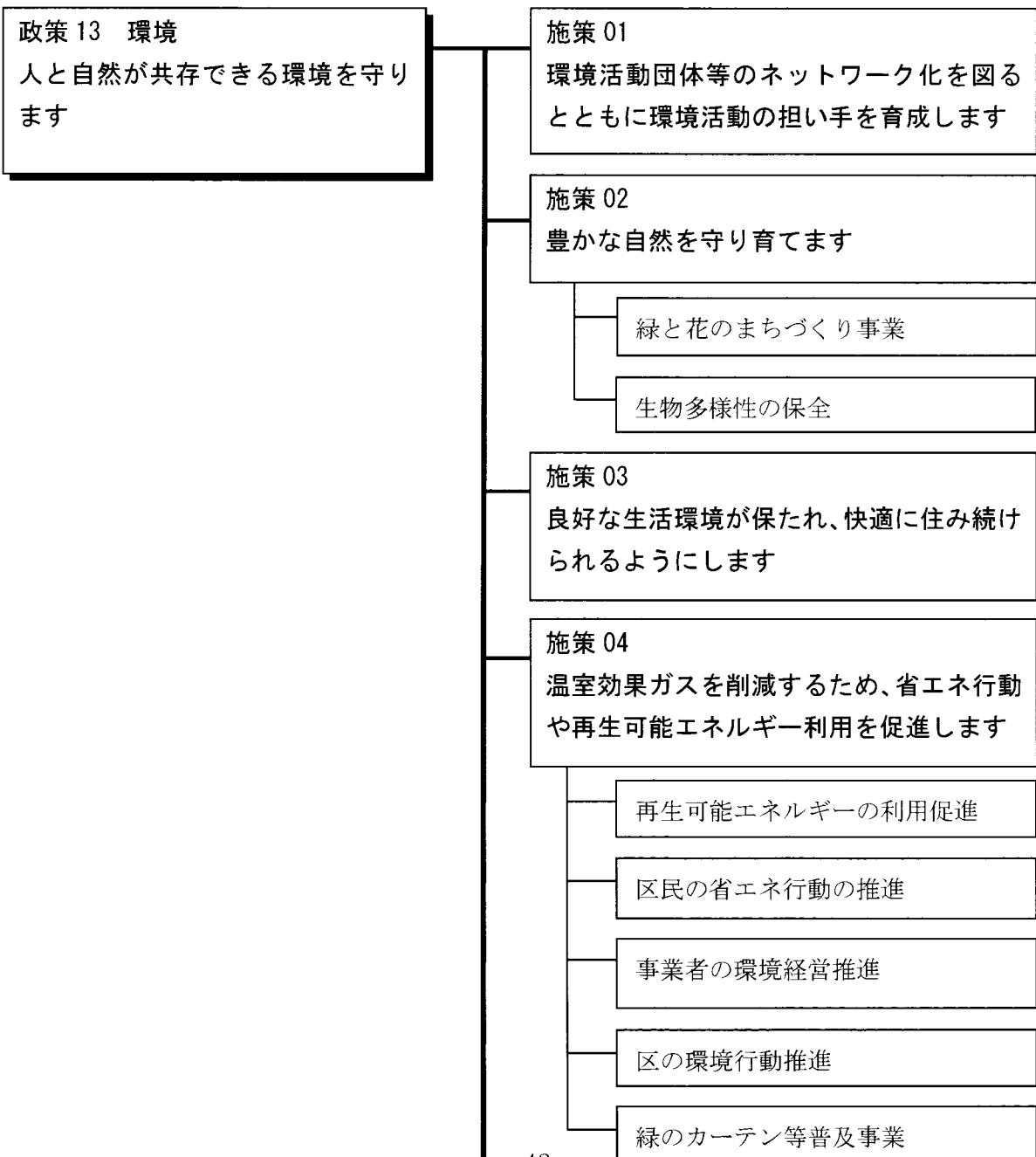
### 環境

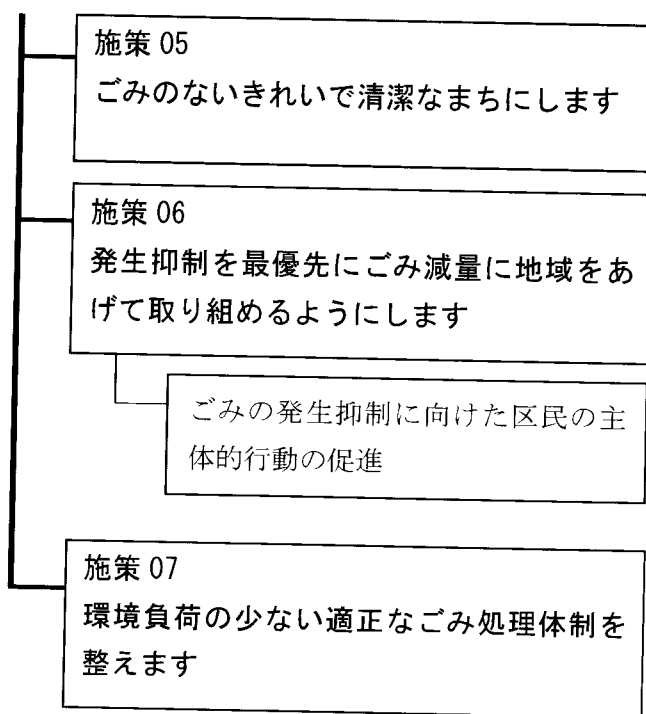
#### 人と自然が共存できる環境を守ります

#### 【政策の概要】

人と自然がいつまでも共存できる地域社会を確立するために、区民・事業者・区民団体・区など、多様な主体がそれぞれの責任と役割に応じて参加・協働する環境への取組みを充実させるとともに、区内に残された自然を大切に守り育てていきます。

#### 【施策の体系】





## 施策 01 環境活動団体等のネットワーク化を図るとともに環境活動の担い手を育成します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、平成8年に「人と自然が共存できる環境を未来へつなぐまち・かつしか」を基本理念とする「葛飾区環境基本計画<sup>注1)</sup>」を策定し、これに基づく環境施策を推進してきました。その後、平成23年3月には、本区の特性を踏まえながら、新たな環境問題へ対応するため、平成23年度から10年間の環境施策の方向性を定めた「葛飾区環境基本計画（第2次）」を策定しました。
- 区内の環境活動は、地球温暖化対策、自然環境の保全、ごみの減量・リサイクルなどのテーマごとに、葛飾区地球温暖化対策地域協議会<sup>注2)</sup>や葛飾区緑化推進協力員<sup>注3)</sup>、自然・環境レポーター<sup>注4)</sup>、かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会<sup>注5)</sup>などの団体や区民・事業者がそれぞれの環境分野で活動しています。
- 「葛飾区環境基本計画（第2次）」では、区民・事業者・区など多様な主体が連携・協働することで、より効果的な環境活動が展開できるよう、『区民・事業者・区の協働と参画による「エコの“わ”」形成プロジェクト』を重点プロジェクトの1つとして掲げ、既存の組織とともに、自然環境分野については新たに横断組織を立ち上げ、それらを地域の核とし、ネットワーク化することで、多様な主体が参加・協働できる場の整備をめざしています。

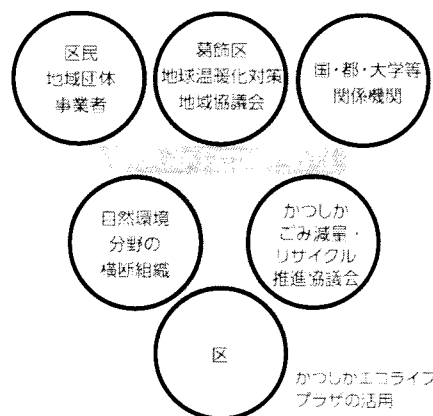


図 『区民・事業者・区の協働と参画による「エコの“わ”」形成プロジェクト』のイメージ

出典：「葛飾区環境基本計画（第2次）」

#### 注1) 葛飾区環境基本計画

葛飾区基本構想に掲げている将来像「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」の実現を環境面から補完するため、環境に係る施策を中長期的な展望に立ち、総合的・計画的に推進するための計画であり、各種計画の策定や施策の実施にあたり、環境配慮の方向性を示すもの。

#### 注2) 葛飾区地球温暖化対策地域協議会

区民・事業者・区民団体・区などの協働により、区内における地球温暖化対策の推進を図ることにより、温室効果ガスを削減し、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、平成20年12月に設立した。

#### 注3) 葛飾区緑化推進協力員

区長の委嘱を受け、公園などでのミニ花壇の管理や園芸教室の開催など、地域の緑化を推進するための活動を行う。

#### 注4) 自然・環境レポーター

地域と地球の環境を保全する意識を高め、率先して環境問題に取り組む人材を育成するため、区民ボランティアとして区が認定し、区内に生息する身近な動植物の観察結果や暮らしの中での環境配慮活動などを、毎月調査し、報告する。

#### 注5) かつしかごみ・リサイクル推進協議会

区民・事業者・区の三者が、協働してごみの発生抑制やリサイクルの取組を牽引していくために、平成15年8月に設立した。

【施策の方向】

- 環境活動に取り組んでいる既存組織の活動を充実させるとともに、組織同士で協力して活動することができるよう情報交換の場を設けるなど、組織間のネットワーク化を進めます。
- 自然環境分野において、葛飾区緑化推進協力員や自然・環境レポーターなど、既に区内で環境活動を行っている方々を中心に、各地域で環境活動を先導していくことのできる担い手を育成します。
- 「かつしかエコライフプラザ<sup>注6)</sup>」をごみの減量や環境活動の拠点として充実させるとともに、環境活動団体などの情報交流拠点や人材育成の場として活用します。
- 「葛飾区環境基本計画（第2次）」の望ましい将来像を実現するために、それを区全体で共有し、区民、事業者、区が協働して課題に取り組めるよう、区が環境ビジョンを示し、学校や職場、地域団体などが自主的に取り組む環境行動ルールの策定を促すことによって、環境活動の取組みを区全域に広げていきます。

注6) かつしかエコライフプラザ

立石図書館との複合施設であるメリットを活かして、ごみ減量や環境に関する学習や実践、活動や人材育成の拠点となるよう設立した施設。

[区民・事業者の役割]

- 日常生活や事業活動の中で、環境への負荷を少なくするために、自主的に取り組む行動のルールを定め、実践しましょう。

## 施策 02 豊かな自然を守り育てます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区は、区内を荒川、江戸川、中川、新中川などの大規模な河川が流下し、その水辺は豊かな生態系やうらおいのある景観を創出する貴重な空間となっています。これらの水辺のうち、荒川、江戸川の広大な河川敷を利用して整備した葛飾あらかわ水辺公園や柴又公園では、ヨシ原、干潟、浅瀬などの河川本来の姿を復元しており、野鳥や水生生物の宝庫となっています。
- 自然に対する意識が芽生え、自然を大切にす活動の輪が広がるよう、本区では、地域緑化の支援、屋上・壁面緑化や生垣設置に対する助成、保存樹木・樹林の保全、自然保護区域の維持管理、野鳥の保護・被害対策、区内の河川や池などの生物の生息状況の把握など、様々な事業に取り組んでいます。
- 葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、自然を大切にす行動をしている区民の割合は、平成22年度には72.3%に達しています。自然環境の保全に向けた活動の輪をさらに広げるためには、今後も引き続き、区内に残された自然を大切に守り、育てるとともに、身近な緑の保全や緑化に対する区民の意識を高めていく必要があります。
- 平成20年に成立した「生物多様性基本法<sup>注1)</sup>」を受け、本区では、生物多様性を回復させ、持続可能でより豊かな区民生活を実現するために、今後、本区が取り組む方向性を示した「(仮称)生物多様性かつしか戦略」を策定することとしました。

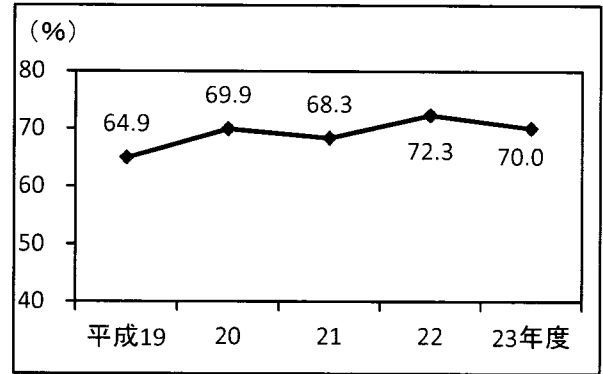


図 自然を大切にす行動をしている区民の割合  
出典:「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

#### 注1) 生物多様性基本法

生物多様性に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として制定されたもの。生物多様性の保全と持続可能な利用について基本原則が定められ、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務が規定されるとともに、地方公共団体に「生物多様性地域戦略」策定の努力義務が課せられた。

### 【施策の方向】

- 豊かな自然の恵みを大切に守り、育て、次世代につなぐまちをつくるため、今後も引き続き、自然に対する意識が芽生え、自然を大切にす活動の輪が広がるよう、様々な事業を展開します。
- 区民の緑と花を育む意識を高め、地域での緑花活動を支援することで、緑と花のまちづくりを推進します。
- 「(仮称)生物多様性かつしか戦略」に基づき、生物多様性を保全・再生・創出する取組みを推進



## 基本目標2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

するとともに、環境学習を通じて、区民に生物多様性の意味を正しく理解してもらい、将来にわたって生物多様性が良好に保全されるよう努めます。

- 平成23年10月施行の「生物多様性地域連携促進法<sup>※2</sup>」が成立し、そこでは、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体のそれぞれの主体の責務や協働取組の努力義務がうたわれています。本区においても、各主体が連携・協働して生物多様性の保全に努めます。

### 注2) 生物多様性地域連携促進法

正式には、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」とい  
い、NPO等多様な主体から地方自治体が作成する「地域連携保全活動計画」について、区へ提案できることとした。

### [区民・事業者の役割]

- 「自分たちのまちの自然環境は、自分たちで守り育て、次の世代に残す」という考えに立ち、緑や花を育てるなど、身近な場所から、できることを少しずつでも実践しましょう。

### 【計画事業】

事業名	事業内容
緑と花のまちづくり事業	・緑と花のまちづくりを推進する団体に対する支援や緑花材料の配布など、区民の自主的な活動により区内に緑と花を一層広めるような取組みを積極的に展開します。
生物多様性の保全	・将来にわたって生物多様性が良好に保全されるよう、「(仮称)生物多様性かつしか戦略」に基づき、生物多様性を保全・再生・創出する取組みや環境学習等による普及啓発を実施します。

### 施策 03 良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、環境法令に基づき、毎年、区内の大気や河川・池などの水質の状況、交通による騒音・振動等を調査し、周辺地域への影響や汚染・汚濁の状況、防止対策の効果などを経年で監視測定しています。また、公害の発生を防止するため、工場等の認可時における調査・指導、建設作業時における近隣住民への周知の徹底や丁寧な作業などを指導しています。
- 区民から寄せられる公害苦情受付件数は、概ね減少傾向にあるものの、近年、規制の対象とはならない騒音・振動など日常生活に起因する都市型近隣公害の相談は増加傾向にあります。

表 公害苦情受付件数の推移

	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
騒音	104	130	122	126	89	72	120	119	100
振動	34	42	49	27	27	18	26	17	32
ばい煙	47	50	39	46	30	17	28	28	28
粉じん	11	19	20	49	20	11	24	12	24
悪臭	60	49	44	40	39	38	43	36	20
有害ガス	2	0	1	1	1	1	2	1	0
汚水	0	0	3	2	2	0	1	0	0
その他	22	10	5	7	6	4	6	6	2
合計	280	300	283	298	214	161	250	219	206

出典：環境部環境課資料

#### 【施策の方向】

- 環境の悪化を防止するための監視測定を継続し、迅速な対策を講じることができる体制を確保します。
- 公害の発生を防止するため、発生源となり得る工場や指定作業場、深夜営業店などの事業者を中心に、法令や条例に基づく規制基準や予防策の周知を図ります。
- 一律の規制になじみにくい都市型近隣公害に関しては、可能な限り、近隣相互や関係者間での話し合いにより解決できるよう、広報紙やホームページ等を通じて、予防方法や解決策等の情報提供を行うことで、意識の向上を図ります。

〔区民の役割〕

- 地域の身近な生活環境を自ら守り育てるとともに、住民同士でお互いに助け合い、問題解決に取り組みましょう。

〔事業者の役割〕

- 公害の発生を未然に防止するとともに、近隣への配慮を徹底し、苦情が発生した場合には、迅速かつ丁寧に必要な応じた対策を講じましょう。

## 施策 04 温室効果ガスを削減するため、省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 東京の年平均気温は、20世紀に約3℃上昇しています。これは、日本の他の大都市と比べて大きな上昇となっています（大都市平均上昇気温2.4℃、中小規模の都市平均上昇気温1℃）。さらに、近年は、1日の最高気温が35℃以上を記録する猛暑日も増加するなど、東京における温暖化の進行は、年々深刻な事態を迎えています。
- 本区では、平成20年7月に「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画<sup>注1)</sup>」を策定し、「みんなで止めよう！温暖化」を合言葉に、平成24年度までに温室効果ガスの総排出量を対平成2年比で13.5%削減することを目標としています。平成20年度における本区の温室効果ガス排出量は1,599千tであり、「京都議定書<sup>注2)</sup>」で定められた基準年の排出量1,745千tに比べ8.4%減少しています。
- 今後も引き続き、着実に地域での地球温暖化対策を推進するため、平成25年度を初年度とする次期推進計画を策定し、区民・事業者・区民団体・区など、すべての主体がそれぞれの責任と役割分担のもと、温室効果ガスの削減に向けた取組みを実践するようにします。
- 東日本大震災の発生に伴う電力供給不足への対応を含め、低炭素社会の実現に向けて、区民・事業者・区などによる節電の取組みを継続するとともに、太陽光発電などの再生可能エネルギーの普及を促進する必要があります。

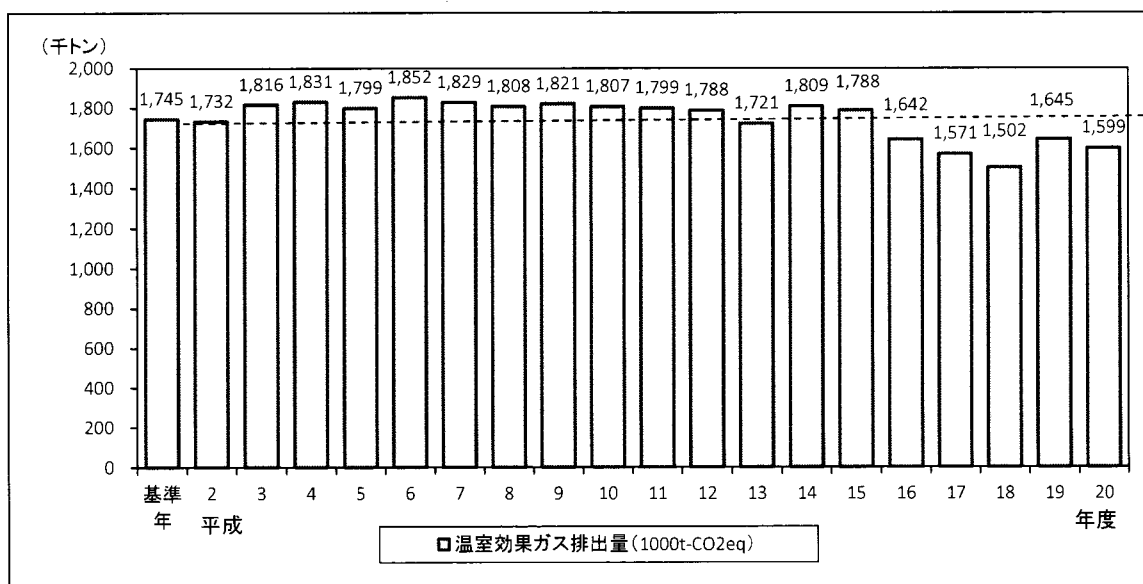


図 本区の温室効果ガス排出量の推移 出典：東京都環境局資料

注：京都議定書の規定による基準年は平成2年。ただし、温室効果ガスのうち、ハイドロフルオロカーボン等については平成7年が基準年となり、平成2年の二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)等の排出量と合算したものが、基準年の温室効果ガス排出量となる。

## 基本目標 2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

### 注 1) 葛飾区地球温暖化対策地域推進計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条に基づく、「地方公共団体がその区域の自然的社会条件に応じて温室効果ガス排出抑制のために策定する総合的な計画」として位置づけられるもので、環境基本計画を具体化し、区民・事業者・区民団体・区など各主体の行動指針となるもの。

### 注 2) 京都議定書

「気候変動に関する国際連合枠組条約」の目的を達成するため、平成 9 年に京都で開催された「第 3 回締約国会議（COP 3）」にて採択された議定書のこと。2008 年（平成 20 年）～2012 年（平成 24 年）に、温室効果ガスを対基準年（1990 年（平成 2 年））比で先進国全体では少なくとも 5 %、日本では 6 %削減する数値目標が定められた。

### 【施策の方向】

- 太陽光発電など再生可能エネルギーシステムの普及拡大に向け、助成事業や公共施設への導入を進めていくとともに、新たな再生可能エネルギーシステムの導入の検討も行っていきます。  
また、区民・事業者が行うエコライフや環境経営等への支援、緑のカーテンの推進などにより、省エネルギー手法の普及を図るほか、区自ら率先して省エネルギーに取り組むことで、環境行動を推進します。
- 区民・事業者の環境に配慮した行動を促進するための様々な取組みを推進します。
- 区民・事業者が行う環境負荷を低減するための行動や環境に配慮した取組みを奨励するための新たな仕組みづくりを検討します。

### [区民の役割]

- 電気・ガス・自動車の使用など、各家庭における日々の暮らしが地球温暖化の問題と密接に関わっていることを自覚し、環境負荷の少ない生活を実践しましょう。

### [事業者の役割]

- 日々の業務の中で、エネルギーの使用や廃棄物の量を極力抑えるとともに、建物や設備を省エネルギータイプのものに切り替えるなど、環境負荷の少ない事業活動を実践しましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
再生可能エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民・事業者に対する太陽光発電などの再生可能エネルギーシステムの導入費助成を行うとともに、学校や区施設へのシステム導入を率先して行うことで、再生可能エネルギーの利用を促進します。</li> </ul>
区民の省エネ行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民による環境に配慮した行動を推進するため、省エネルギー設備導入費助成やエコファミリー登録制度<sup>注3)</sup>などにより、家庭でのエコライフの取組みを促進します。</li> </ul>
事業者の環境経営推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー設備の導入費助成を実施するとともに、事業者が環境に配慮した企業活動を行うよう、環境経営関連の各種認証・認定取得の支援などを行います。</li> </ul>
区的环境行動推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内最大規模の事業者として、省エネ・節電対策等に率先して取り組むなど、環境に配慮した行動を推進します。</li> </ul>
緑のカーテン等普及事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の省エネ効率を高め、温室効果ガスの排出を抑制する「緑のカーテン」など、区民・事業者が身近に取り組むことができる省エネルギー手法の普及を図ります。</li> </ul>

注3) エコファミリー登録制度

区に登録し、1年間継続して毎月の電気・ガス・水道使用量をエネルギーデータ記入表に書き、環境家計簿をつけることで、毎日の暮らしの見直しに取り組んだ世帯に対して、区から「かつしかエコファミリー」認定証や記念品を贈呈する制度。

## 施策 05 ごみのないきれいで清潔なまちにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、平成17年8月に「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を施行し、たばこの吸い殻などのポイ捨てや歩きたばこ、犬・猫のふんの放置を禁止するとともに、多くの区民に条例の趣旨を理解し、遵守してもらえるよう様々な啓発活動に取り組んできました。
- 区内の各地域では、日頃から公園・道路の空き缶やタバコの吸い殻を拾ったり、犬ふん追放運動や花いっぱい運動を実施するなど、様々な「まちをきれいにする活動」が展開されており、区ではその支援・協力を推進しています。
- 平成19年度から、歩行喫煙者に直接注意を呼び掛ける歩行喫煙等禁止パトロールを実施しています。
- 葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、ごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う区民の割合は、平成19年度以降、一貫して増加傾向で推移しており、平成19年度の21.6%から平成23年度の35.6%に上昇しています。

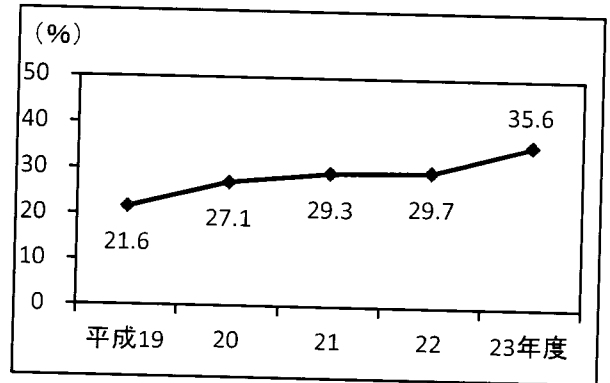


図 ごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う区民の割合  
出典：「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

### 【施策の方向】

- ごみのない、きれいで清潔なまちの実現に向け、区民に条例の趣旨を周知する普及啓発活動を実施するとともに、区民の主体的な環境美化への取組みを支援していきます。
- 区内全駅で行っている歩行喫煙等禁止パトロールやポイ捨て等防止キャンペーンを引き続き実施していきます。

### [区民・事業者の役割]

- 「自分たちのまちは自分たちで良くする」という自覚を持ち、環境美化のための取組みを積極的に実践しましょう。

## 施策06 発生抑制を最優先にごみ減量に地域をあげて取り組めるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、区民・事業者との協働のもと、ごみの発生抑制を最優先に3R<sup>注)</sup>を推進するためのPRやキャンペーン、イベントなどの啓発事業を展開するとともに、ごみの中から再生利用できる資源を回収するための行政による資源回収や区民主体の集団回収などを行うことにより、ごみの減量や資源の有効活用を促進していく資源循環型地域社会の構築に取り組んできました。
- 平成21年度に本区で排出されたごみ量は119,357tであり、平成15年度の133,124tに比べ、13,767t、率にして10.3%減少しています。また、平成21年度の資源量は26,530tで、このうち区による回収量は、対象品目を拡大したことで、平成15年度の11,871tから平成21年度の17,319tへと約1.5倍に増加しています。
- 限りある資源を有効活用し、環境への負荷を低減する資源循環型地域社会の構築に向け、はじめからごみとなるものを減らす発生抑制の取組みをさらに徹底する必要があります。

表 ごみ量・資源量の推移

		平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度
ごみ	区収集量(t)	114,798	111,090	110,276	106,607	101,697	93,680	92,655
	持込量(t)	18,326	18,363	18,025	21,842	21,723	27,114	26,702
	合計(t)	133,124	129,453	128,301	128,449	123,420	120,794	119,357
	1人1日あたり(g)	839	813	801	798	764	745	732
資源	集団回収量(t)	9,112	9,609	10,068	10,148	9,731	9,307	9,211
	区回収量(t)	11,871	13,350	13,636	15,459	15,412	17,210	17,319
	合計(t)	20,983	22,959	23,704	25,607	25,143	26,517	26,530
	1人1日あたり(g)	132	144	148	159	156	163	163
合計	合計(t)	154,107	152,412	152,005	154,056	148,563	147,311	145,887
	1人1日あたり(g)	971	957	949	957	920	908	895

出典:「葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」(平成23年4月)

### 注) 3R

ごみを減らし、循環型社会を構築するためのキーワード。第1に「ごみの発生抑制=リデュース (Reduce)」、第2に「再使用=リユース (Reuse)」、第3に「再生利用=リサイクル (Recycle)」であり、各頭文字をとって「3R」と称する。



【施策の方向】

- さらなるごみの減量や3Rを推進するための区民や事業者の主体的な活動を促進するとともに、発生抑制を最優先とする観点からの分かりやすい情報提供や環境学習の充実、3R活動を推進する人材の育成などに取り組み、本区らしいコミュニティを活かした循環型のまちをめざします。
- 区民の自主的な資源回収活動である集団回収の普及に力を入れ、区民のリサイクルへの参加意識を高めながら、より一層ごみや資源の分別を徹底し、とりわけごみとして排出される資源の割合を少なくすることで、さらなるごみの減量と資源の有効活用を促進します。

[区民の役割]

- 資源循環型地域社会の担い手として、ごみの減量に向けた生活スタイルを実践しましょう。

[事業者の役割]

- 排出者責任や拡大生産者責任を踏まえ、ごみの減量に配慮した事業活動に取り組みましょう。

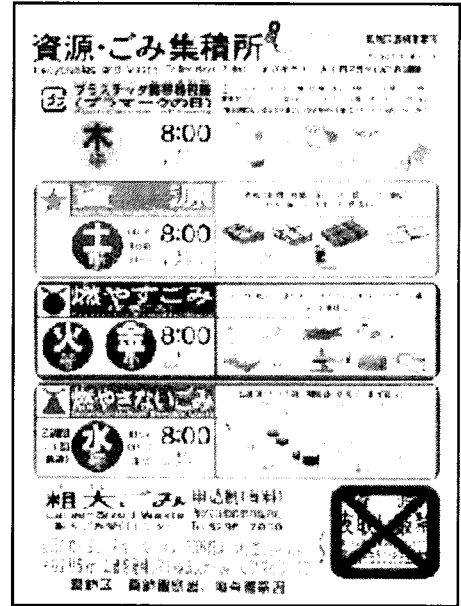
【計画事業】

事業名	事業内容
ごみの発生抑制に向けた区民の主体的行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民・事業者・区の三者が協働してごみの減量や3Rを推進するための具体的な取組みとして、「かつしかルール」を発信し、区民や事業者のそれぞれの役割を認識した主体的な活動を促進します。また、3R活動を推進する人材の育成に取り組むとともに、環境学習やイベント・講座など、啓発事業の充実を図ります。</li> </ul>

## 施策 07 環境負荷の少ない適正なごみ処理体制を整えます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 現在、区内にはごみの集積所が約 2 万箇所設置されており、燃やすごみは週 2 回、資源とプラスチック製容器包装は週 1 回、燃やさないごみは隔週 1 回収集しています。本区では、排出ルールを遵守してもらえるよう、必要に応じて現場での排出指導を実施しているものの、一部の集積所では、分別の不徹底や不適正な排出も見受けられます。
- 区内で発生するごみ量のうち、約 3 分の 1 を占める事業系ごみ<sup>注</sup>は処理業者への委託等による自己処理が原則ですが、小規模事業所を中心に日量 50kg 未満の事業系ごみを、有料ではあるものの家庭ごみとともに区が収集していたため、自己処理への転換がなかなか進まない状況でした。そこで、平成 21 年 4 月より区が回収する事業系ごみの量を日量 10kg 以下に改め、事業系ごみの自己処理責任を明確にすることで、自己処理への転換を促しています。



<資源・ごみ集積所看板>

- ごみの適正処理を進めるため、様々な機会を活用して区民への啓発活動や指導の徹底を図るとともに、事業系ごみの自己処理への転換を一層促進する必要があります。

#### 注) 事業系ごみ

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）とは、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、事業者が自らの責任で適正に処理する必要がある。

### 【施策の方向】

- 各地域の実情に応じた排出指導の徹底や不法投棄の防止対策、資源の持ち去り防止対策などに取り組むことにより、適正なごみ処理に向けた区民・事業者の果たすべき役割の徹底を図ります。
- 今後のごみ量や資源の収集形態を見据えながら、より効率的・効果的な収集体制を検討し、構築していきます。

### [区民の役割]

- ごみの分別・排出ルールを守りましょう。

### [事業者の役割]

- 事業活動から出るごみの処理は、事業者自らの責任で適正に処理する原則を徹底しましょう。

## 政策 14

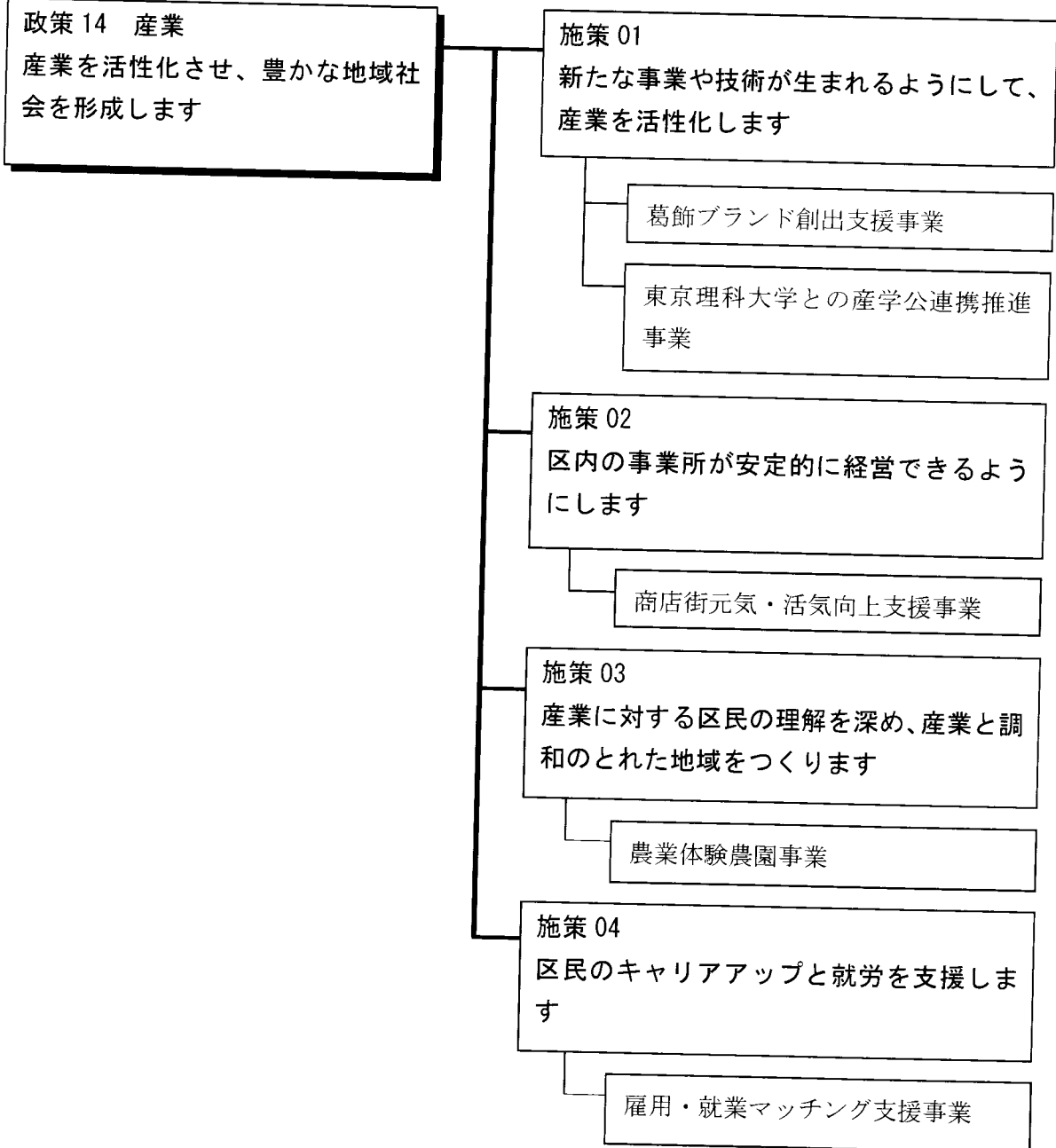
### 産業

産業を活性化させ、豊かな地域社会を形成します

#### 【政策の概要】

優れた製品・技術を有する製造業者の集積や東京理科大学葛飾キャンパスの開学、区民と自然の貴重なふれあいの場にもなっている農地など、区の強みを活かした産業振興策を推進します。

#### 【施策の体系】



## 施策01 新たな事業や技術が生まれるようにして、産業を活性化します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内には、金属・プレス・スプリング・ゴム・プラスチックなど、多種多様で高い技術力を持った中小の製造業者が数多く操業しています。近年は、国内の大手企業が海外に生産拠点を移している影響もあり、主要取引先からの発注の減少、生産コストの低減化の要求、小ロット・短期間での発注が顕著となるなど、極めて厳しい経営環境に置かれており、工業の事業所数や従業者数、製造品出荷額等は、年々減少傾向にあります。
- 本区では、製造業者の新製品・新技術の開発や販売経路の開拓を支援するとともに、高い技術を駆使して製造された製品を葛飾ブランド「葛飾町工場物語」として認定し、区内外に情報発信するなど、区内産業の活性化に取り組んでいます。今後は、平成25年4月の東京理科大学葛飾キャンパスの開学をきっかけとした、産学公の連携による新たな事業や技術の創出に期待が寄せられています。

表 工業の事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

	平成15年	平成16年 ※	平成17年	平成18年 ※	平成19年 ※	平成20年	平成21年 ※	平成15年から 平成20年の 増減率(%)
□								
事業所(事業所)	1,583	1,393	1,429	1,273	1,186	1,226	1,041	▲ 22.6
従業者数(人)	17,202	15,888	15,558	14,396	13,860	13,607	11,805	▲ 20.9
現金給与総額(万円)	6,488,420	6,056,371	5,713,698	5,227,966	5,185,663	5,026,679	4,288,738	▲ 22.5
原材料使用額等(万円)	14,303,684	14,357,193	11,216,406	11,057,941	11,458,794	11,769,780	10,213,394	▲ 17.7
製造品出荷額等(万円)	30,338,097	30,034,550	24,903,146	22,960,214	23,152,976	22,310,133	18,392,774	▲ 26.5
粗付加価値額(万円)	15,332,741	14,990,664	13,078,815	11,384,728	11,190,669	10,083,541	7,818,310	▲ 34.2

出典：東京都総務局「東京の工業統計調査」(各年12月31日現在)

注：※の年次は従業者4人以上を調査対象とする。

### 【施策の方向】

- 優れた製品や技術を持った製造業者が多いという強みを活かし、葛飾ならではのブランド力を高め、販路の拡大や事業者の意欲向上につなげていくため、今後も引き続き、区内で製造された製品や技術を区内外に積極的にPRします。
- 新製品・新技術開発に対する支援を継続しながら、区内企業と東京理科大学との間で新たに産学公の連携体制を構築し、大学の有する先端的な技術のシーズと区内の町工場が得意とする製造・加工技術を連携交流させることで、新たな付加価値創造の場をつくり、区内産業の活性化を進めます。

- 区内外及び業種を超えた中小企業間の交流の機会を充実させ、多様な連携を進めることにより、

KATSUSHIKA



町工場物語

<葛飾ブランド  
「葛飾町工場物語」  
ロゴマーク>

## 基本目標2 快適な生活を支える魅力あるまち（街づくりと産業）

共同開発製品の企画・販売など区内産業の活性化につなげていきます。

### 【事業者の役割】

- 自ら顧客のニーズを捉え、新たな製品の企画・販売に取り組みましょう。また、異業種・同業種間などの連携により、地域産業の活性化に取り組みましょう。

### 【計画事業】

事業名	事業内容
葛飾ブランド創出支援事業	・区内製造業が開発した優良製品等に「葛飾ブランド」を付し、それらの製品等の持つエピソードを元にした「物語集」を作成、配布するとともに、展示会への出展などによるPRを行います。
東京理科大学との産学公連携推進事業	・東京理科大学葛飾キャンパスの開学を契機として、区内企業と大学との間で新たに産学公連携体制を構築し、大学の有する先端的な研究機能と葛飾の町工場が得意とする製造・加工技術との連携交流を推進します。

## 施策02 区内の事業所が安定的に経営できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成21年度の区内の事業所数は20,112事業所であり、平成11年の22,883事業所に比べ、12.1%（2,771事業所）減少しています。
- 第3次産業は、平成11年の15,630事業所から平成21年の14,685事業所へと、6.0%（945事業所）減少していますが、第2次産業は、7,249事業所から5,421事業所へと、1,828事業所、率にして25.2%と大きく減少しています。

表 産業3区分別事業所数・従業者数

		平成11年	平成13年	平成16年	平成18年	平成21年
総数	事業所数(事業所)	22,883	22,443	20,003	19,690	20,112
	従業者数(人)	135,078	147,344	126,466	139,703	151,208
1次産業	事業所数(事業所)	4	4	5	5	6
	従業者数(人)	32	31	34	31	39
2次産業	事業所数(事業所)	7,249	6,791	5,851	5,391	5,421
	従業者数(人)	46,270	43,803	37,748	34,603	34,727
3次産業	事業所数(事業所)	15,630	15,648	14,147	14,294	14,685
	従業者数(人)	88,776	103,510	88,684	105,069	116,442

出典：総務省「事業所統計調査」(平成11・13・16・18年 各年6月1日現在)  
 総務省「経済センサス」(平成21年7月1日現在)

- 1事業所当たりの従業者数を23区内で比較すると、本区は7.5人で、23区中最も少ない人数です。
- 近年、区内の商店街は、大型店の出店などに加え、景気の減速による消費の伸び悩みなどの影響を受け、一段と厳しい状況に陥っています。

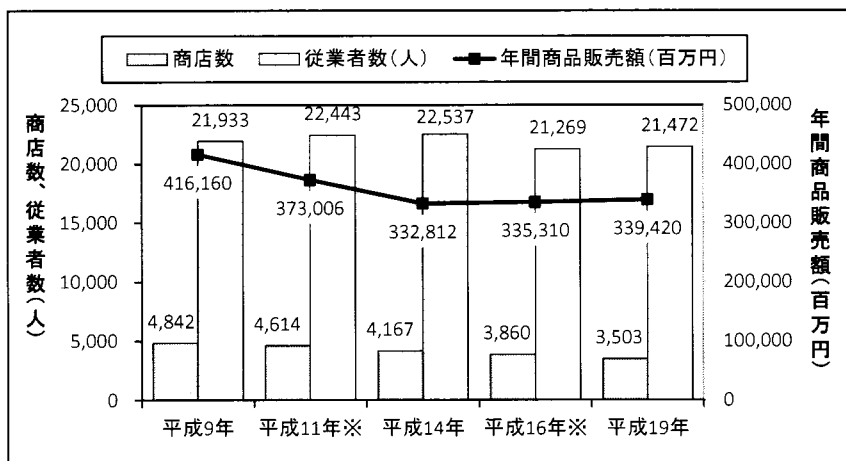


図 小売業の事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

出典：東京都総務局「商業統計調査」(各年6月1日現在)、※の年次は簡易調査

- 平成19年の小売業事業所数は3,503事業所であり、平成9年の4,842事業所と比べ、27.7%（1,339事業所）減少しています。また、年間商品販売額も、平成9年の4,161億6千万円から平成19年の3,394億2千万円へと、18.4%（767億4千万円）減少しています。
- 厳しい経営環境にある区内の商店街や中小企業に対し、本区では、新たな融資制度の創設や融資申込要件の緩和などを適時適切に実施することによって、経営の安定化を支援しています。
- 本区は、23区の中でも農業が産業として存続している数少ない区の1つです。平成22年8月1日現在、農家数は201戸、農業従業者数は470人、農地面積は44.3haとなっています。

【施策の方向】

- 区内の中小企業の経営安定化や経営基盤の強化を支援するため、引き続き、国内外の経済動向を踏まえながら、低利で利用しやすい融資制度を適切に実施していきます。
- 区民のふれあいの場であり、地域コミュニティの核としての役割が求められる商店街の活性化を図ることにより、経済活動を通じた賑わいや顧客サービスの充実に寄与するため、「新・元気を出せ商店街事業<sup>※</sup>」を中心に、商店街に対する各種の支援策を講じていきます。
- 区内で生産された農産物の販路拡大のため、区内の農家が栽培した採れたての新鮮野菜「葛飾元気野菜」の取扱店や使用店の拡大、商店街や各種イベントでのPRの強化を図ります。

注) 新・元気を出せ商店街事業

商店街の自主性を尊重し、個々の商店街の様々なニーズに適切に対応するため、意欲ある商店街から提案された事業を審査し、妥当と認められる事業に対して東京都と本区が助成するものをいう。

【計画事業】

事業名	事業内容
商店街元気・活気向上支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲のある商店街が実施する、他の商店街のモデルとなる新規事業に対して、既存補助事業の補助率をアップして商店街を支援します。</li> </ul>

### 施策03 産業に対する区民の理解を深め、産業と調和のとれた地域をつくれます

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区では、住居と製造業、商業、農業が混在しながら、互いの理解と協力のもと、調和を保って共存しています。
- 区民の産業への理解を深める場として、毎年、産業フェアを実施し、工業・商業・農業・伝統産業・観光等の区内産業を広く区民にアピールしています。
- 区内の農業は、従業者の後継者不足、市街化の進行などにより、農家数や農地面積の減少に歯止めがかからない状況が続いています。本区では、区民に都市農業への理解を深めてもらうよう、農家が育てた野菜の収穫を体験する「ふれあいレクリエーション農園」や、区内農地を巡りながら収穫等を楽しむ「農業オリエンテーリング」などを実施しています。
- 安全・安心な農産物の提供、地産地消を通じた食育、災害時の避難場所や延焼遮断等の防災機能、良好な都市環境の保全など、農業と農地が果たしている多面的な役割が将来にわたり適切に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を支えていく必要があります。

表 農家戸数・従業者数・農地面積の推移

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
農家数(戸)	264	257	251	240	232	228	214	209	208	202	201
従業者数(人)	585	569	552	536	519	513	483	479	482	474	470
農地面積(総数)	5,599	5,581	5,472	5,423	4,890	4,816	4,731	4,617	4,595	4,455	4,430
農地面積(a)	田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	畑	5,599	5,581	5,472	5,423	4,890	4,816	4,731	4,617	4,455	4,430
1戸当たり農地面積(a)	21	21	21	23	21	21	22	22	22	22	22

出典:産業経済課資料(各年8月1日現在)

#### 【施策の方向】

- 産業フェアなど、区民が区内産業にふれる機会を提供することによって、産業に対する理解を深めるとともに、次代を担う子どもたちの教育の場としての活用を図ります。
- 農業が果たしている多面的な役割に対する区民の理解を深めるため、農業体験農園を開設する農家を支援するなど、区民が農業にふれ、収穫の喜びを体験してもらえる機会を拡大します。



〔区民の役割〕

- 区内産業に対する理解を深め、近くの商店街を利用したり、区内で生産された農産物を購入したりしましょう。

〔事業者の役割〕

- 地域産業について区民の理解と協力を得ることができるよう、より多くの人々が区内産業にふれられる機会を提供しましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
農業体験農園事業	・新たな農業経営手法として、農家の指導により利用者が種まきから収穫までを体験する農業体験農園を開園する区内農家に対して、施設整備費や運営費の一部を助成します。

## 施策 04 区民のキャリアアップと就労を支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 中小企業の多い本区は、従来から景気変動の影響を受けやすく、近年は、景気後退の影響によって、雇用状況はより一層厳しさを増している状況にあります。
- 本区では、雇用・就業マッチング支援事業として、区内に設置した無料職業紹介所「しごと発見プラザかつしか」において、求職者を対象とした就職活動の支援や、事業所を対象とした人材確保の支援に取り組んでいます。
- ハローワークとの連携のもと、就職面接会や就職支援セミナーの開催などの支援にも取り組んでいます。
- 区内の製造業では、従業者の優秀な技能に支えられた製品・部品が対外的に高い評価を得ているものの、事業所や従業者数の減少傾向が続き、ものづくりに欠かすことができない様々な技術や知識、知恵などの技術的財産の次世代への継承が課題となっています。

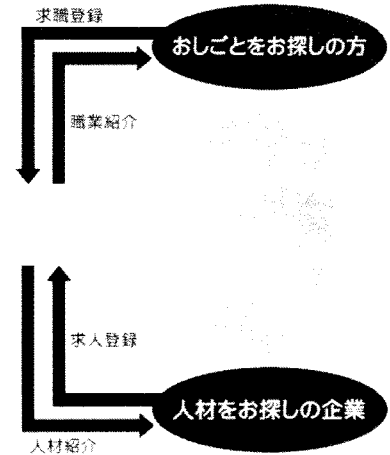


図 「しごと発見プラザかつしか」の仕組み

### 【施策の方向】

- 職を求める区民が個々の能力や適性などに応じた職に就くことができるとともに、企業が必要とする人材を確保できるよう、国や東京都などの関係機関との連携を強化し、より効果的な就職支援サービスを提供します。
- 区内製造業の操業環境や福利厚生、周辺地域への貢献度などを適正に評価し、優れた工場や技術者を認定・顕彰することで、企業のイメージ及び従業者の意欲の向上を図ります。

### 【事業者の役割】

- 区内産業の次代を担う人材の育成を積極的に推進しましょう。

### 【計画事業】

事業名	事業内容
雇用・就業マッチング支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職員が、区内及び近隣の企業を訪問し、求人情報の収集や人材確保の相談を行うとともに、収集した求人情報などを区民に紹介し、就労を支援します。また、求職者に対して個別のカウンセリングや適職診断等を実施し、適切な職業の紹介を行います。</li> </ul>

**政策15 観光**

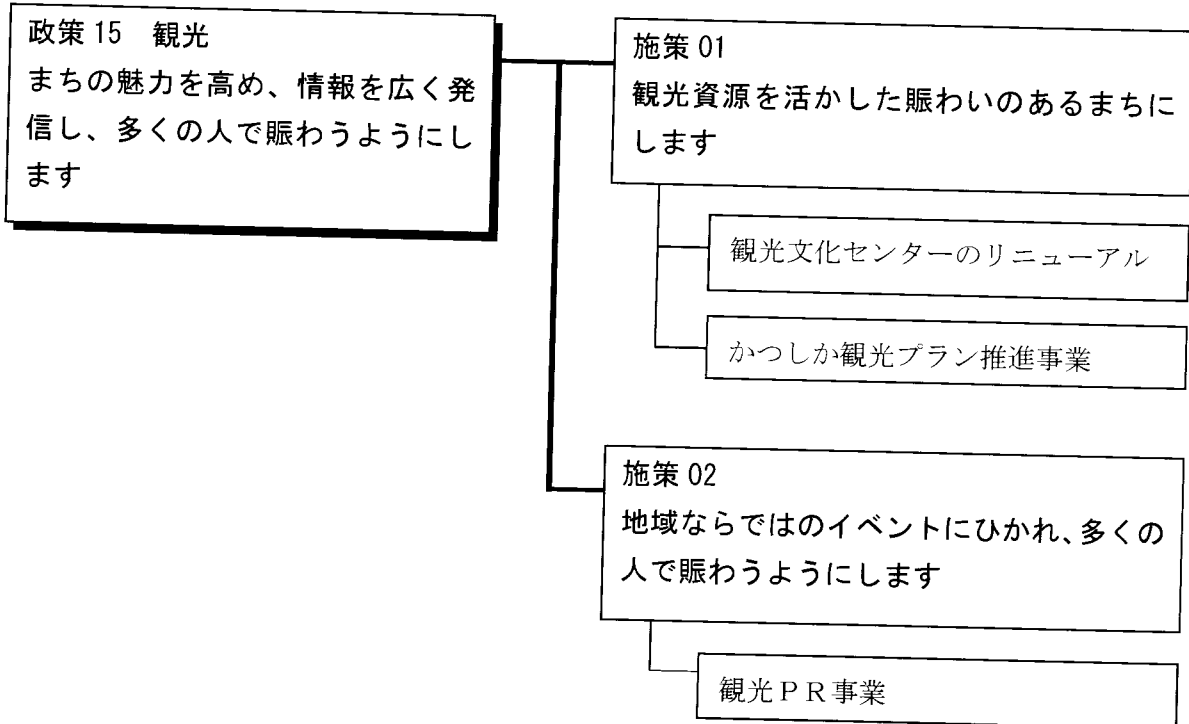
まちの魅力を高め、情報を広く発信し、多くの人で賑わうようにします

【政策の概要】

より多くの人々に区内を訪れてもらうために、全国的にも知名度の高い観光資源や地域の特性を活かした観光まちづくりを推進するとともに、観光客の回遊性の向上や観光イベントの充実に取り組みます。

また、各種情報媒体の活用や民間事業者との協働などにより、情報発信力を強化し、本区に対する知名度の向上と国内外からの新たな観光客の誘客につなげていきます。

【施策の体系】



## 施策01 観光資源を活かした賑わいのあるまちにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区は、映画「男はつらいよ」の舞台として、全国的にも有名な「柴又帝釈天」や、漫画「こちら葛飾区亀有公園前派出所」の舞台となった「亀有」、都内唯一の水郷景観を持つ「都立水元公園」、花菖蒲の名所として知られる「堀切菖蒲園」、昭和レトロを感じさせる風情の立石駅周辺の商店街など、豊かな観光資源に恵まれており、区内外から多くの観光客を集めています。

□ 本区では、平成19年3月に観光まちづくりのめざすべき姿と、それを実現するための施策の方向性及び観光振興プロジェクトなどを明らかにした「かつしか観光プラン」を策定し、地域の賑わいづくりに寄与する、観光を基軸としたまちづくりに取り組んでいます。

□ 葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、区内が観光により賑わっていると思う区民の割合は、平成19年度以降、一貫して増加傾向にあり、平成23年度では27.7%、対平成19年度比で7.2ポイント増加しています。

□ 本格的な人口減少社会の到来に伴い、今後ますます都市間競争が激化していくと見込まれる中、全国的にも知名度の高い観光資源に恵まれている本区にとって、観光は極めて重要な役割を担っているといえます。

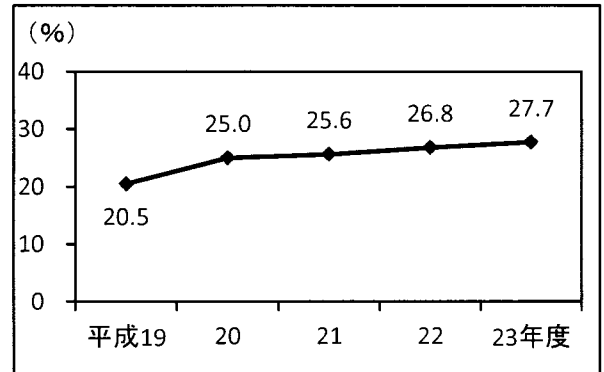
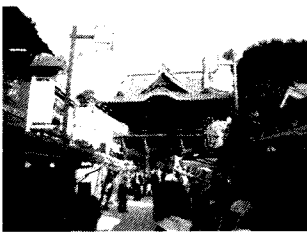
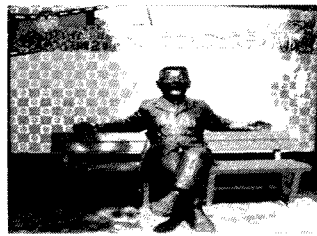


図 区内が観光により賑わっていると思う区民の割合  
出典:「葛飾区政策・施策マーケティング調査」



<柴又帝釈天>



<亀有公園の両さん銅像>

(C) 秋本治・アトリエびーだま/集英社



<都立水元公園>



<堀切菖蒲園>

【施策の方向】

- 既存の観光資源に加え、自然環境や景観など、地域の特性を活かした観光まちづくりを推進し、“かつしか”らしいまちの魅力を高めていきます。
- 「寅さん」や「こち亀」などの全国的にも知名度の高い人気キャラクターを活用した観光まちづくりを推進することにより、マスコミ等による情報発信の機会を増やし、本区に対する知名度の向上と観光客の増加につなげていきます。
- 本区の観光拠点施設である「葛飾区観光文化センター」の機能や魅力を高め、柴又の賑わいづくりと地域経済の活性化に貢献します。
- 観光を点ではなく面として展開し、観光地としての魅力を高めるため、新たな観光資源の掘り起こしや観光ルートづくりを推進し、観光客の回遊性を向上させます。
- 区内の各産業との連携を深め、地域産業資源を活用した産業観光の振興を図ることにより、区内産業全体の活性化に寄与します。

【計画事業】

事業名	事業内容
観光文化センターのリニューアル	・観光文化センターの新たな入館者やリピーターを獲得するため、定期的な展示リニューアルを行います。
かつしか観光プラン推進事業	・キャラクターを活かした観光振興事業や観光ルートの開発など、「かつしか観光プラン」を推進するための事業を戦略的に実施し、区の観光地としての魅力を向上します。

## 施策 02 地域ならではのイベントにひかれ、多くの人で賑わうようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 毎年7月下旬に開催される「葛飾納涼花火大会」や、6月上旬～下旬にかけて堀切菖蒲園と都立水元公園で開催される「菖蒲まつり」などのイベントは、本区を代表する観光イベントとして広く定着しており、区内外から多くの観光客を引き込み、本区の魅力を広くPRする絶好の機会となっています。



<葛飾納涼花火大会>

□ 近隣の墨田区押上・業平橋地区において、平成24年5月に開業（予定）の「東京スカイツリー」は、東京の新名所として、国内外から多くの観光客が訪れることが見込まれています。今後、いかに本区の魅力を高め、情報発信力を強化し、東京スカイツリーの観光客を区内観光に引き込んでいくのかが、観光振興を図る上での重要な取組みテーマの1つとなっています。

□ 「訪れたいまち」としてのイメージを形成するためにも、地元商店街や観光関係団体、マスコミなどの民間事業者と協働しながら、新たな観光事業の展開や観光客にとってより魅力ある情報の発信を継続的に実施していく必要があります。

### 【施策の方向】

□ 花火大会や菖蒲まつりなど、毎年多くの人々で賑わうイベントの開催に加え、これに続く新たな観光イベントの開発や、まち歩きなど身近に楽しめる観光イベントの充実を図ることで、継続的に観光客を誘致するようにします。

□ 東京スカイツリーの開業によって見込まれる、国内外の新たな観光客を区内に引き込むため、多言語化を含む情報発信力の強化を図りながら、観光マップやホームページなどの各種情報媒体による、ターゲットを意識した情報発信を継続的に実施していきます。

□ 多様化・高度化する観光客のニーズに十二分に 대응することができるよう、民間事業者や地域の力と協働し、緊密な情報交換や連携を図りながら、取組みを推進していきます。

### 【計画事業】

事業名	事業内容
観光PR事業	・国内外からの観光客の誘客を図るため、観光マップ・ホームページ・観光PR用DVDなど、各種媒体を活用し、区の魅力を積極的に発信していきます。

# 基本計画（基本目標別計画部分）（案）

## 基本目標 3 豊かな区民文化を創造しはぐくむまち（生涯学習とふれあい）

### 政策 16 人権・平和・ユニバーサルデザイン

区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます …………… 1

### 政策 17 地域活動

区民の地域活動への参画をすすめ、住民が主人公となるいきいきとした地域づくりを進めます …………… 7

### 政策 18 文化・国際

地域に根差した文化と芸術を育み、多文化を理解する地域社会をつくります …………… 11

### 政策 19 学校教育

子どもの生きる力と個性を伸ばし、自ら考え判断できる能力を育てます …………… 16

### 政策 20 地域教育

学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります …………… 25

### 政策 21 区民学習

生涯にわたり主体的に学習を続けられるようにします …………… 31

### 政策 22 スポーツ

生涯にわたりスポーツに親しめるようにします …………… 35





政策 16

人権・  
平和・  
ユニバーサル  
デザイン

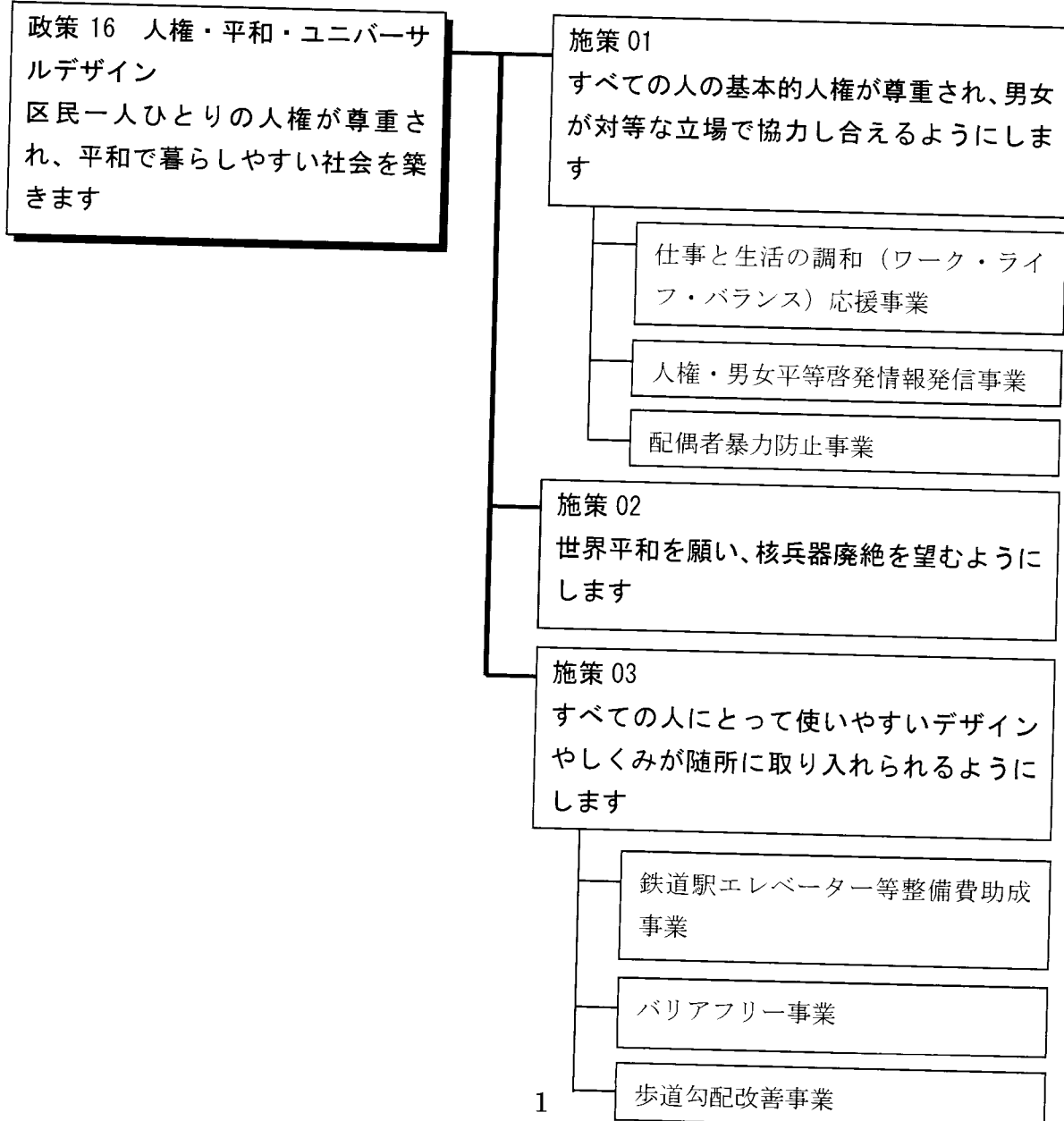
区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい  
社会を築きます

【政策の概要】

区民一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるために、男女平等の推進や、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、高齢者や障害者、子ども等に対する人権侵害の防止、同和問題への対応など、様々な人権問題に対して啓発活動を進めるとともに、DV被害の防止や被害者に対する支援等に取り組みます。

また、多様な人々がそれぞれ抱える困難さを理解し、互いに助け合えるような風土を醸成するとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた環境の整備を行います。

【施策の体系】



施策01 すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 女性、高齢者、障害者、外国人などに対する偏見や差別、同和問題、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）や、児童虐待、高齢者虐待など、様々な人権課題があり、政策・施策マーケティング調査によると、約3人に1人の区民が、日常生活の中で差別があると感じています。
- 男女平等に関する意識と実態調査によると、特に職場や政治の場、社会通念・慣習などの面で、男性が優遇されていると考える区民が多くなっています。全体的な男女平等観としては、区民の約6割が男性が優遇されていると感じています。

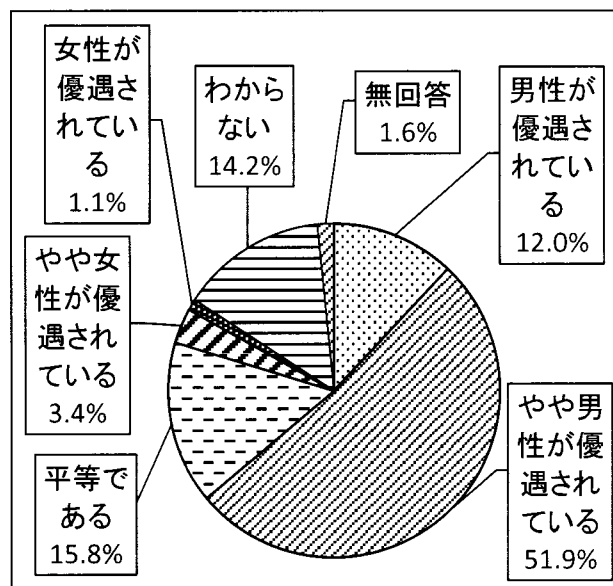


図 全体的な男女平等観  
出典：「男女平等に関する意識と実態調査報告」（平成22年）

- 政策・方針などの意思決定の場への女性の参画に努めてきましたが、本区の審議会等の女性委員の割合は24.4%（平成22年度）にとどまっています。
- 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、DV）については、身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力なども含まれ、意識啓発や支援の充実が求められています。
- 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」では、就労している女性のうち第1子出産を機に約6割が退職しています。また、職場の雰囲気を理由に育児休業取得を断念する男女も多くみられ、現実には男性は仕事を、女性は家庭生活を優先しており、男女ともに生活の中での優先度では希望と現実に大きなギャップがあり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が求められています。

【施策の方向】

- 区民一人ひとりが互いの人権を尊重する社会を実現するために、あらゆる偏見や差別、同和問題など、人権に関する課題について、区民の理解促進を図ります。
- 男女が社会の対等な構成員として、互いの人格を尊重しあい、その個性と能力を十分に発揮し、協力し合うことができるよう、区民の理解促進を図るとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。
- 配偶者暴力やセクシャル・ハラスメント、児童虐待や高齢者虐待など、あらゆる暴力の防止に向

### 基本目標3 豊かな区民文化を創造しはぐくむまち（生涯学習とふれあい）

けて、社会全体で取り組めるよう、啓発を進めるとともに、配偶者等からの暴力を早期に発見し、被害者の安全確保と、本人の意思を尊重した継続的な支援のしくみづくりを進めます。

- 誰もが仕事と家庭を大切にしたい質の高い暮らしを営むことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成を図ります。

#### 〔区民の役割〕

- 区民一人ひとりが、互いの基本的人権を尊重することで、明るく住みやすい社会づくりに取り組みましょう。また、男女が互いの違いを認めつつ、ともに協力し合うことで、平等な立場で社会参画を進めましょう。

#### 〔事業者の役割〕

- 企業・団体は、募集や採用、配置、昇進、教育訓練等について、性別や出身などの違いで差別をすることなく、等しく就労できる環境を構築しましょう。また、仕事と生活の調和を実現するため、個々の企業の実状に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組みましょう。

#### 【計画事業】

事業名	事業内容
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりが望む「仕事」と「仕事以外の生活（子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など）」の調和について、社会的気運の醸成が図られるよう、男性の家事・育児・介護等参画促進イベントや企業向けセミナーの開催等を行います。</li> </ul>
人権・男女平等啓発情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等や同和問題など人権に関する問題への理解を深めるため、人権についてわかりやすい啓発紙を区内全戸配布するとともに、事業所向け啓発紙や男女平等をわかりやすく記した冊子を作成・配付します。</li> </ul>
配偶者暴力防止事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる暴力の防止に向けて、社会全体で取り組めるよう、配偶者暴力の防止及び被害者保護に関するパンフレットの作成や講演会等を実施し、区民の意識向上を図ります。また、DV被害者支援の総合相談窓口として、配偶者暴力相談支援センターの機能を整備します。</li> </ul>

## 施策02 世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 昭和58年に「非核平和都市宣言」を行い、核のない世界への想いを区民と共有してきました。
- 区は、これまで戦争の悲惨な体験を若い世代に引き継ぐための様々な取り組みを行ってきましたが、戦後67年が経過し戦争体験者の高齢化が進んでいます。また、戦争を実体験として有していない世代が人口の約8割を占める中で、非核平和への関心が薄れることが懸念されています。そのため、今後も戦争の悲惨な体験を若い世代に引き継いでいくための取り組みについて検討する必要があります。

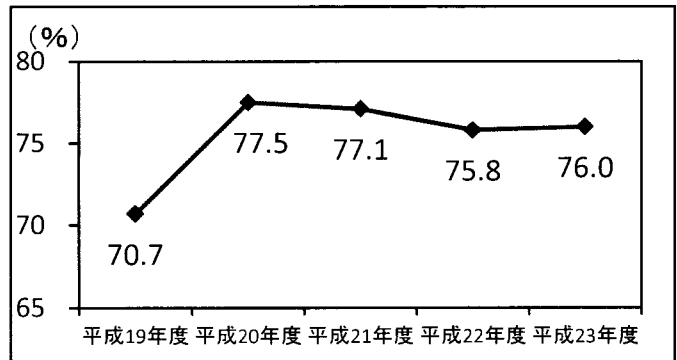


図 非核平和について関心がある区民の割合  
出典:「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

### 【施策の方向】

- 戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の確立を祈念する取り組みを引き続き積極的に行っていきます。
- 戦争に関する貴重な記憶や体験を若い世代へ引き継ぐため、非核平和に関する啓発を続けていきます。
- 被爆者の会の活動を引き続き支援するとともに、会員が高齢化している現状に鑑み支援のあり方について検討していきます。

### [区民の役割]

- 平和の尊さを理解し、非核平和への関心を高めましょう。また、戦争経験者については、貴重な記憶や体験を若い世代に引き継ぎましょう。

### 施策 03 すべての人にとって使いやすいデザインやしぐみが随所に取り入れられるようにします

#### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 平成19年に「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」を策定し、一人ひとりが尊重され、だれもが安心して暮らし続けることのできる「心ふれあう住みよいまちかつしか」の実現を目指してきましたが、政策・施策マーケティング調査によると「葛飾区内で、ユニバーサルデザインが取り入れられていると思う区民の割合」は20%前後にとどまっています。

□ 平成18年に「葛飾区交通バリアフリー基本構想」、平成23年に「葛飾区バリアフリー基本構想 葛飾区新小岩駅圏移動等円滑化基本構想」を策定し、駅を中心とした地区を重点整備地区として定め、駅や道路、公共公益施設、商店街等を含めた一体的なバリアフリー化を進めてきました。

□ 身の回りの不自由さや不便さを解消し、誰もが安全で快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインの考え方については、歩道勾配の改善やだれでもトイレ、エレベーターの設置など、ハード面の成果が得られてきた一方、誰もがわかりやすい情報提供やサービスの利用しやすさなど、ソフト面のさらなる取り組みが必要です。

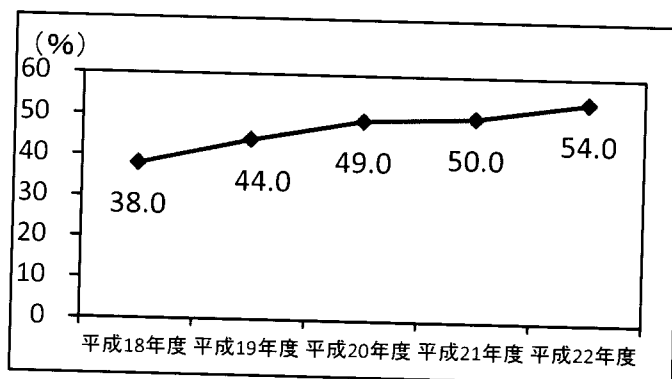


図 歩道勾配の改善率 出典：道路補修課資料  
注：改善路線延長÷計画路線延長(20km)

#### 【施策の方向】

□ 区は、あらゆる事業の実施にあたって、計画・検討の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、実施、評価、改善といった過程を経て、継続的な見直し（スパイラルアップ）を行っていきます。

□ 高齢者や障害者、妊産婦、けが人をはじめ、全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、区民や公共交通事業者、国、東京都などと一体となって地域のバリアフリー化を進めます。

□ 区民一人ひとりが、高齢者や障害者、子ども連れ、子ども、外国人などの多様な人々がそれぞれに抱える困難さを理解し、さらに困ったときには声をかけあい、お互い助け合えるような環境をつくることで、「心のバリアフリー」を推進します。

【区民の役割】

- 日常生活の中で、困っている人に気づき、助け合うという「心のバリアフリー」を進めましょう。

【事業者の役割】

- 高齢者や障害者等が使いやすいサービスの提供や施設・設備のバリアフリー化などを進めることで、すべての人が生活しやすい環境の整備に努めましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
鉄道駅エレベーター等整備費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての人が安心して安全に移動できるまちづくりを実現するため、鉄道事業者が区内鉄道駅において、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づくエレベーター等の整備を行う場合、整備に要する経費の助成を行います。</li> </ul>
バリアフリー事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葛飾区バリアフリー基本構想（平成23年3月策定）の重点整備地区に指定した新小岩駅圏において、区民や公共交通事業者、国や都などと一体となり、駅や道路、公共公益施設、商店街を含めたバリアフリー化を進めます。</li> </ul>
歩道勾配改善事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内20kmの道路に設定された特定経路<sup>注)</sup>について、歩道の段差や勾配等を改善し、高齢者や障害者、車いす利用者等、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。</li> </ul>

注) 特定経路

駅周辺と公共施設等を結ぶ利用者の多い道路。特に、高齢の方、障害のある方、車いすの方の利用の多い道路。

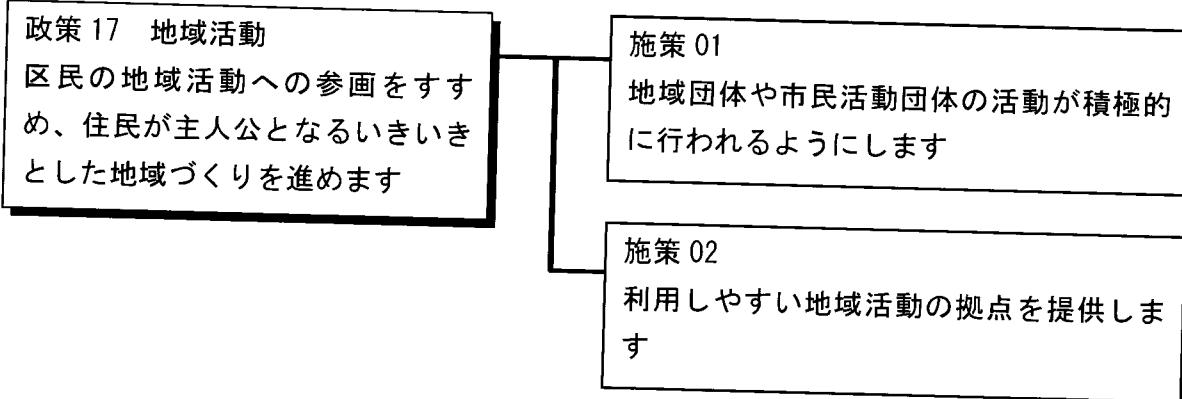
**政策17** 地域活動

区民の地域活動への参画をすすめ、住民が主人公となるいきいきとした地域づくりを進めます

【政策の概要】

区民自ら地域の様々な課題を解決し、安全・安心で暮らしやすいまちをつくるためには、地域住民による自発的な自治活動や、住民同士の交流が重要であることから、これらの地域活動を支援していきます。

【施策の体系】



施策01 地域団体や市民活動団体の活動が積極的に行われるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 本区には、平成23年4月1日現在、238の町会自治会があり、これらの連合体である各地区自治町会連合会が、旧出張所の管轄区域を基にした19地区に結成され、さらに19地区が集まり葛飾区自治町会連合会を組織しています。これらの組織では、防犯や環境美化、募金活動等の福祉向上、お祭りなどの親睦活動などが行われています。

□ 地域住民による自発的な自治活動や相

互協力は、安全・安心なまち、暮らしやすいまちをつくる上で不可欠であり、平成23年3月の東日本大震災では、地域コミュニティの重要性が改めてクローズアップされました。このため、これまで以上に、災害時における助け合いをはじめ、子どもや高齢者を狙った犯罪を防ぐための地域の見守りなどの共助活動が求められています。

□ 地域活動を推進するリーダーの固定化や高齢化、近隣関係の希薄化が進んでいます。

□ 政策・施策マーケティング調査では、最近1年間に地域活動に参加したことがある区民は、約2割にとどまっています。

□ 国または都の認証を受けた主たる事務所の所在地を葛飾区内におく特定非営利活動法人（NPO法人）の数は、平成15年度末の22団体から、平成22年度末の98団体へと、7年間で約4.5倍に増えています。

□ 市民活動支援センターでは、市民活動団体や市民活動に関心がある、あるいは行いたいと考えている区民の方に、市民活動に関する相談や講座などを実施しています。

【施策の方向】

□ 地域の課題解決には、地域と区が連携することが不可欠であり、まちづくり懇談会や地区まつりの支援、地区ニュース発行など、引き続き、地域活動の活性化のため、様々な側面支援を進めます。また、葛飾区自治町会連合会や関係各課と連携し、自治町会での地域活動や人づくりの支援を行います。

□ 市民活動支援センターを市民活動に関する相談・支援を行う拠点として、引き続き設置し、各種支援事業を通じて、市民活動の活性化を図ります。

□ 区民と行政との協働を促進するため、庁内の連携を強化していきます。

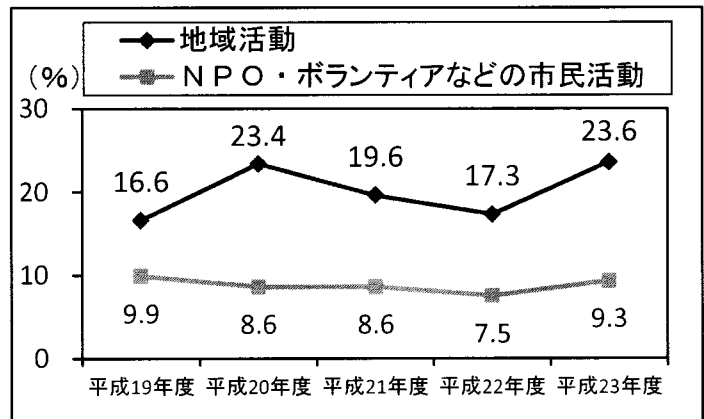


図 地域活動、市民活動に参加している区民の割合  
出典：「葛飾区政策・施策マーケティング調査」



**[区民の役割]**

- 地域で発生する様々な課題に対し、地域自らが課題を解決できるよう、そこで生活する人々が知恵と力を結集し、行動しましょう。また、地域団体等の市民活動に関心を持ち、各人の能力に応じた役割を担うなどできることから協力しましょう。

**[事業者の役割]**

- 地域の一員としての立場もあることを認識し、協賛活動やボランティア活動など、様々な地域活動への積極的な参画・協力を心がけ、実行していきましょう。

## 施策02 利用しやすい地域活動の拠点を提供します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 平成20年度に、地区センター、集会所、敬老館、社会教育館について、世代を超えて、身近な趣味やスポーツ、学習、憩い、交流などの機会をより多く持てるよう、設置目的や利用対象、利用方法を整理し、新たな地域コミュニティ施設として、地区センター、集い交流館、憩い交流館、学び交流館を開館しました。また、公共施設予約システムの運用を開始し、パソコンや携帯電話、区内各所に設置するタッチパネルからも施設予約ができるようにし、利用者の利便性の向上を図りました。

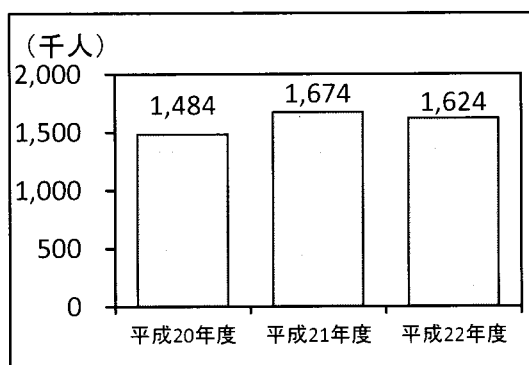


図 地域コミュニティ施設年間利用者数  
出典：地域振興課資料

- 地域コミュニティ施設の年間利用者数は、平成20年度の約148万人から、平成22年度の約162万人に増加し、地域コミュニティ施設の利用団体登録数は、平成20年度の3,719団体から、平成22年度の6,631団体に増加しています。
- 地域コミュニティ施設の中には、利用率が低迷している施設があり、より効果的・効率的な施設のあり方を考える必要があります。
- 地域での集会施設や活動拠点となる自治町会会館の建設に対し、自治町会と連携して支援を行ってきました。

### 【施策の方向】

- 地域コミュニティ施設を良好に保ち、地域活動や生涯学習の拠点として、区民に提供していきます。
- 自治町会活動が主体的かつ円滑に行われるよう、引き続き自治町会活動の拠点確保について支援します。

**政策18**

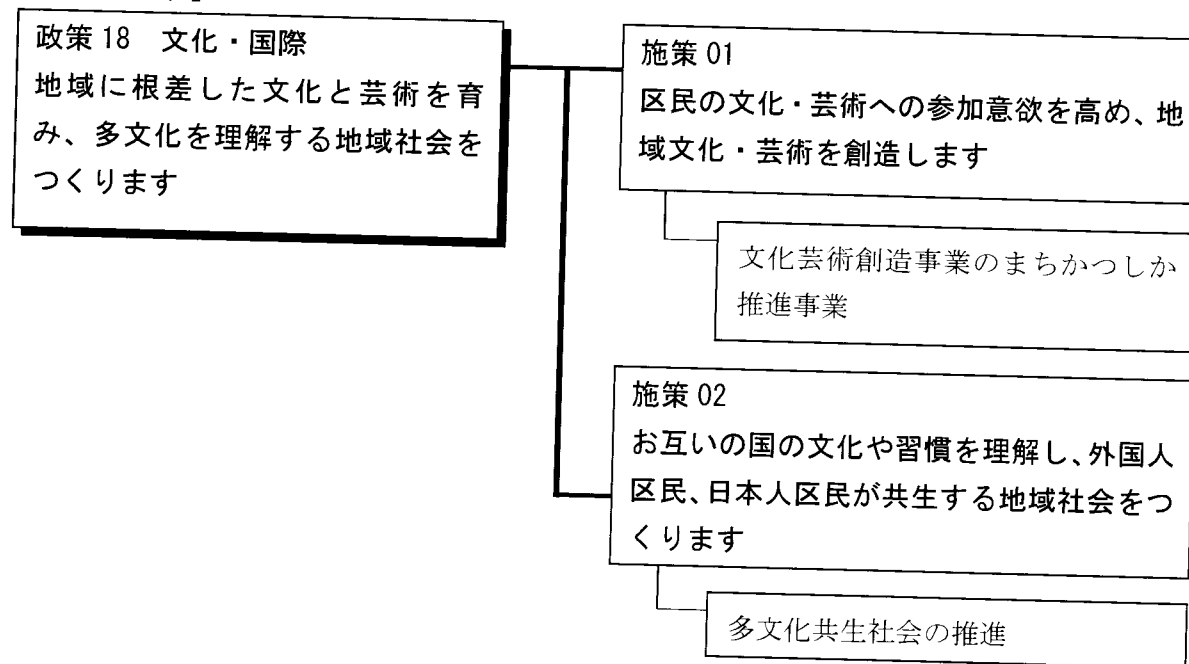
文化・  
国際

地域に根差した文化と芸術を育み、多文化を理解する  
地域社会をつくります

【政策の概要】

地域の文化・芸術が活性化されるような文化・芸術活動を推進します。また、世界に開かれた地域社会となるよう外国人区民と日本人区民との交流を深め、お互いの異なる文化や習慣を理解しあう地域社会をつくります。

【施策の体系】



## 施策 01 区民の文化・芸術への参加意欲を高め、地域文化・芸術を創造します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 「かつしかシンフォニーヒルズ」「かめありリリオホール」の2施設を拠点として、音楽や演劇等をはじめとする様々な催しが行われています。
- 音楽や演劇等をより親しむための体験講座や、区内の芸術家による展示、地域コンサート等、年間約30事業行っています。これらの事業には、平成22年度に延べ約5万6千人が参加し、過去3年間の区民参加率は5割～7割となっています。

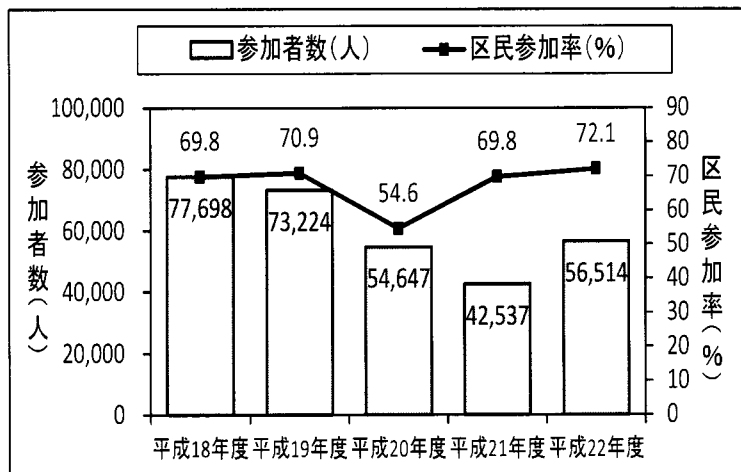


図 文化芸術創造事業の参加者数、区民参加率  
出典:文化国際課資料

- 区民の自主的な文化活動への支援として、総合芸術祭典や合唱祭、秋の区民文化祭を毎年開催しています。
- 区内には郷土の歴史を伝える貴重な文化財が存在しています。この郷土の歴史や文化を理解するために欠くことのできない文化財を登録文化財とし、そのうち特に重要なものを指定文化財として保存・活用に努めています。<sup>注)</sup>

#### 注) 指定文化財、登録文化財

指定文化財は、文化財保護法・文化財保護条例で保護の対象として指定されている文化財を指し、登録文化財は、指定文化財以外のもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを指す。

### 【施策の方向】

- 幅広い世代の区民が、観たい・聴きたいと思えるような音楽や演劇等の鑑賞事業を行います。また、より多くの区民の参加意欲を高められるような、参加型・体験型事業等を展開するとともに、区民が主体的に文化・芸術活動に取り組めるよう文化芸術活動の参加者や文化芸術活動団体と連携・協働して、地域の文化・芸術活動の活性化を図ります。
- 地域の特性を活かし葛飾らしさが感じられる独自の文化芸術を発信していきます。
- 郷土の歴史や文化を理解し、地域への愛着心や地域の魅力を高めるために、文化財の調査、保護、活用を進めます。

基本目標3 豊かな区民文化を創造しはぐくむまち（生涯学習とふれあい）

【計画事業】

事業名	事業内容
文化芸術創造事業のまちかつしか推進事業	・多くの区民に文化芸術活動への参加機会を提供するため、区民参加型事業として、かつしかオリジナル公募事業や公募型文化芸術事業を実施します。

## 施策 02 お互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する地域社会をつくります

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の外国人登録者数は、平成23年4月1日現在、14,635人で、地方自治体の中では、全国で17番目、23区で12番目です。
- 本区は、オーストリア共和国ウィーン市フロリズドルフ区、中華人民共和国北京市豊台区と友好都市提携を結んでいるほか、マレーシアペナン州とも友好交流を行っています。

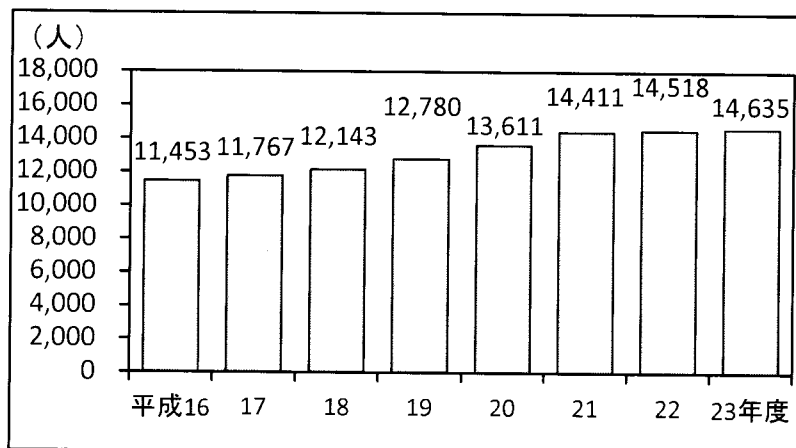


図 外国人登録者数 出典:戸籍住民課資料(4月1日現在)

- 友好都市をはじめとする外国都市とは、文化やスポーツを通じた国際交流を行っています。また、区内ではそれぞれの国の文化や習慣の違いを理解し合い、外国人区民にも暮らしやすい地域となるよう語学・多文化理解講座の開催や外国語による情報提供、外国人生活相談などを実施しています。
- 政策・施策マーケティング調査では、最近1年間に区内で外国人と交流をもったことのある区民の割合は約1割です。

### 【施策の方向】

- 外国人との交流を進め、外国の文化・習慣に対する相互理解を深めるために、語学講座や多文化理解講座、国際交流まつり等を実施し、外国人区民と日本人区民との交流を広げるとともに、地域における国際交流活動を民間団体やボランティアと協働で推進します。
- 友好都市をはじめとする外国都市との交流を深めます。

### [区民の役割]

- 主体的に国際交流活動に取り組み、外国人区民と日本人区民がお互いの文化や習慣を尊重し協力し合いましょう。

基本目標3 豊かな区民文化を創造しはぐくむまち（生涯学習とふれあい）

【計画事業】

事業名	事業内容
多文化共生社会の推進	・外国人区民にとっても暮らしやすい地域となるよう生活に役立つ情報の提供や各種文化紹介講座の開催、民間国際交流団体に対する事業助成やボランティア活動に対する支援を行います。また、友好都市をはじめとする外国都市との交流を深めます。

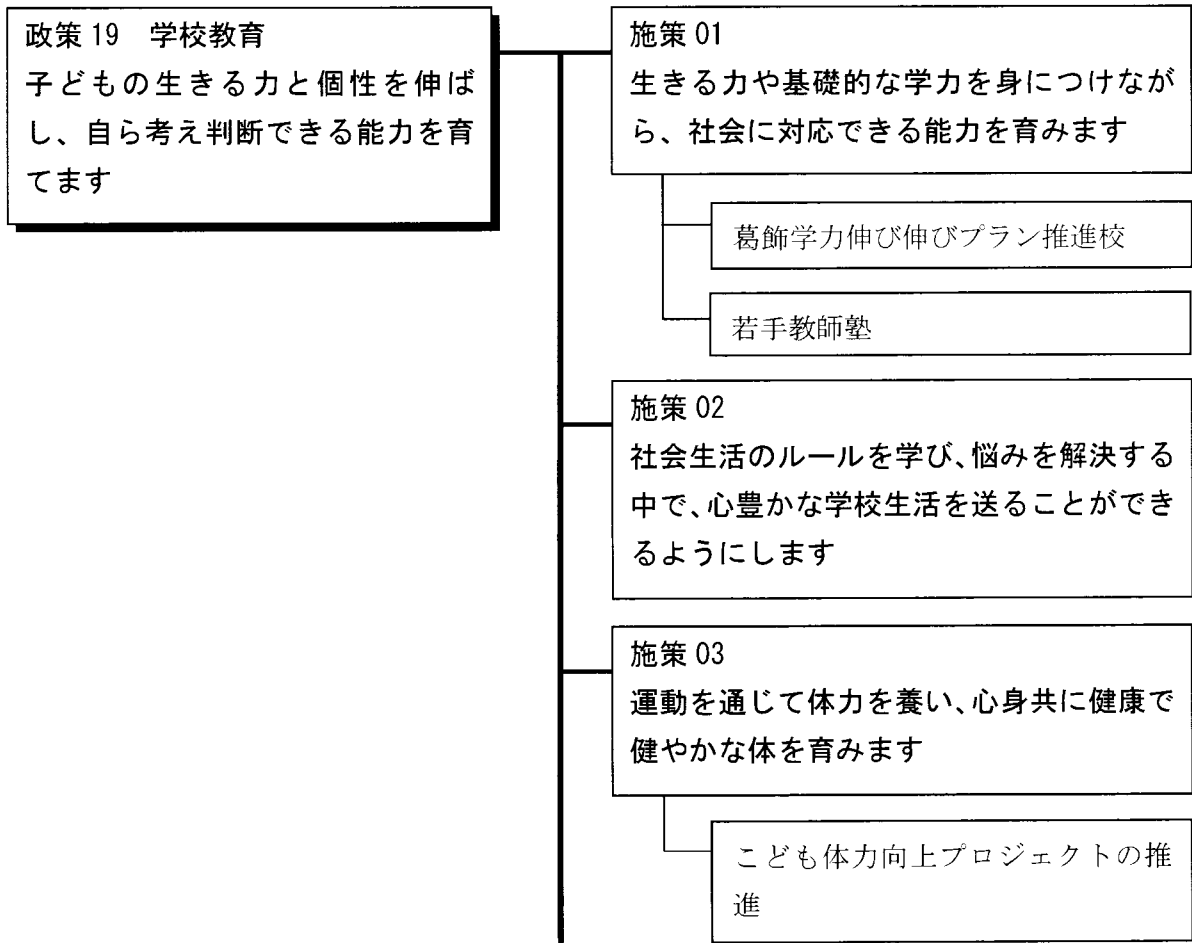
**政策19** 学校教育

子どもの生きる力と個性を伸ばし、自ら考え判断できる能力を育てます

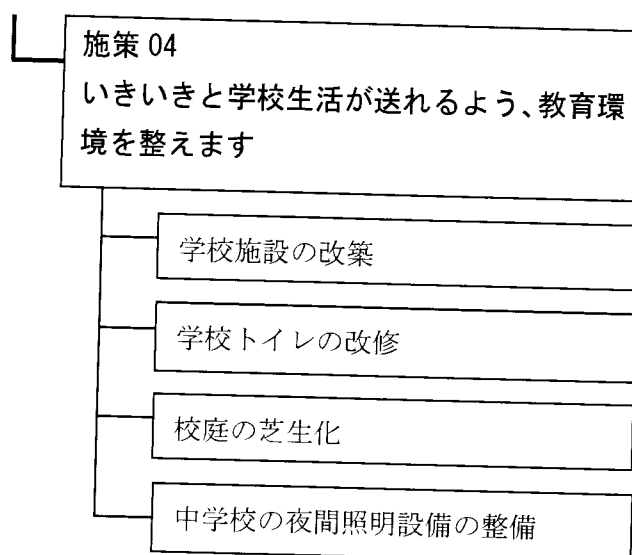
【政策の概要】

子どもたちの生きる力や学力、豊かな心を育成するとともに、体力の向上を図ります。また、学校施設の老朽化や学校規模の適正化などを視野に入れながら校舎の改築を行っていきます。

【施策の体系】







## 施策 01 生きる力や基礎的な学力を身につけながら、社会に対応できる能力を育みます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 小学校では、平成 23 年度より、中学校では平成 24 年度より新しい学習指導要領が全面実施となり、これまでの「生きる力」をはぐくむという理念を継承し、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するという基本的な考え方が示されています。
- 葛飾区教育振興ビジョン第2次では、「基礎的・基本的な知識・技能」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等」「学習意欲・学習習慣」を確かな学力の要素としています。
- 本区が実施した「確かな学力の定着度調査」によると、基礎が身に付いている人数は、小学校4年生から中学校1年生の間で6～7割、中学校2年生以上で5～6割となっています。
- 学力分布の傾向としては、成績上位層と下位層に分かれる二極化が進んでいます。また、地域間・学校間で学習の到達度に差が出ていること、基礎的な学力を活用した応用力の育成に課題が見られます。
- 基礎学力が十分身に付いていない背景には、家庭での学習習慣が身に付いておらず、テレビやゲームに多くの時間を割いている現状があります。
- 小学校や中学校に入学した際、学習や生活のリズムになじめず、学校不適応な状態が生じるケースが見られます。そこで、小学校と中学校が連携を強化して児童・生徒の個性や能力を伸ばす取組、さらに幼稚園・保育園や家庭との連携を推進していくことが必要です。

### 【施策の方向】

- 夏季休業日の短縮や葛飾教育の日（月1回の土曜授業）による授業時間数の確保、夏季学習教室や検定試験のためのチャレンジ教室など引き続き様々な学習機会の確保に努めます。
- 児童・生徒の習熟度に応じた指導を基本に、学校全体として個々の学習をサポートする仕組みを整備し、児童・生徒の学力の向上を図ります。
- 家庭と連携して規則正しい生活習慣を確立し、学習時間を増やすための取り組みを行います。
- 教員の研修体制を見直し、経験年数や職層に応じた研修内容とするなど、系統性を図り、授業にすぐに役立つ内容にしていきます。
- 教員の授業力向上を図るために、外部人材等を活用し、授業研究を通じたより実践的な研修をしていきます。
- 9年間の義務教育を円滑に進めていくため、小中の連携を強化します。また、小学校と幼稚園・保育園や家庭との連携も進めます。

〔区民の役割〕

- 学校の授業等とあわせて、家庭での学習習慣を身に付けるようにしましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
葛飾学力伸び伸びプラン推進校	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望する学校において、学力向上に対する取組（計画）を作成し、その取組を教育委員会が評価し、評価に基づいた支援を行います。</li> </ul>
若手教師塾	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員の授業力向上を目的とする小・中学校の若手教員を対象にした若手教師塾を設置します。ここでは、学習指導力や生活指導力など、教員に求められる力をさらに深め、効果的な授業改善に結びつけます。</li> </ul>

## 施策02 社会生活のルールを学び、悩みを解決する中で、心豊かな学校生活を送ることができるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 近年、社会の基本的なルールが守れない子どもや、良好な人間関係を築くことができない子どもが増えています。このため、家庭と学校が連携しながら、児童・生徒の豊かな心を育成する必要があります。

□ 本区の不登校児童・生徒（30日以上欠席）は、平成22年度で353人発生しており、その原因は複雑化・多様化しています。

□ 不登校児童・生徒のうち、適応指導教室に通う子どもたちは3割未満であり、学校からの連絡を拒否するなど、ひきこもりの状況も少なくありません。このため、不登校の未然防止や早期対応に努めるとともに、個々の児童・生徒に応じたきめ細かい粘り強い対応が必要です。

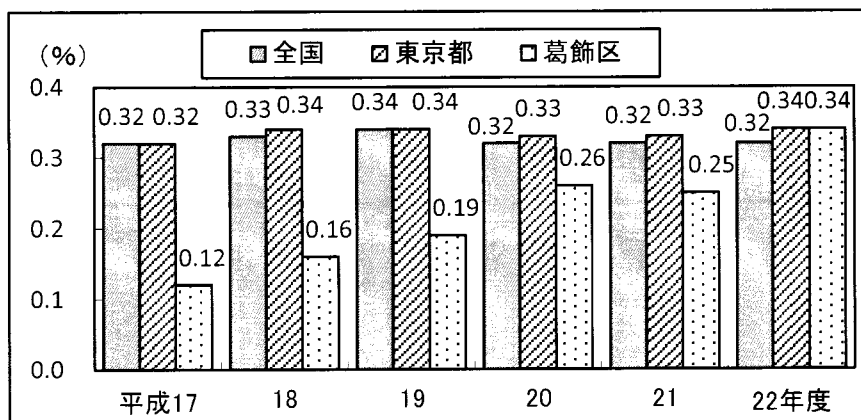


図 不登校児童数の出現率(小学校)

出典: 文部科学省「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

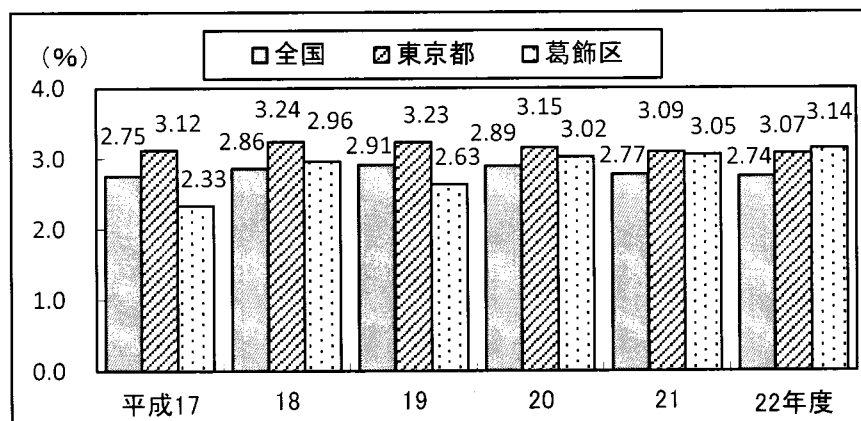


図 不登校生徒数の出現率(中学校)

出典: 文部科学省「児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

### 【施策の方向】

□ 児童・生徒の豊かな心の育成には、家庭・地域との連携が不可欠であり、家庭や地域の教育力の重要性を啓発し、連携した取組を行います。

□ 区内全小・中学校に配置されているスクールカウンセラーを活用しながら、教育相談体制の組織的な対応を図るとともに、教育委員会として、巡回スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカー等からなる学校問題解決チームの活動を推進させ、区全体の教育相談体制の充実を図りま

### 基本目標3 豊かな区民文化を創造しはぐくむまち（生涯学習とふれあい）

す。

- 望ましい人間関係の構築や社会に生きていく上で必要な資質を身に付けるため、自然体験や集団生活を通して、基本的な生活習慣や公衆道徳などを学ぶことが大切です。本区では、移動教室や体験学習の実施を通して、豊かな人間性や社会性の育成を目指します。
- 豊かな心や人間性を育むために、あいさつ運動を推進します。
- 中学校2年生を対象とした職場体験を通して、社会の一員としての自覚や自立、社会参加を促すとともに、社会への貢献意欲、職業意識の向上を図ります。

#### [区民の役割]

- 社会性や豊かな人間性を養うために、子どもたちに様々な経験を積みませましょう。

#### [事業者の役割]

- 職場体験など子どもたちの社会参加を促す学習支援をしましょう。

施策03 運動を通じて体力を養い、心身共に健康で健やかな体を育みます

【施策を取り巻く現状と課題】

- 本区の児童・生徒の体力は、平成22年度の全国体力調査結果では国や都と比較して低い傾向にあります。
- 運動をする児童・生徒としない児童・生徒の二極化が起きています。
- 体力低下の原因の1つに、児童や生徒が、テレビを見る時間やゲームをする時間が増えたことにより、外で思い切り体を動かす習慣が減ってきていることが考えられます。
- 体力の向上について、子どもも大人も意識を高め、運動の機会を増やすこと、子どもたちに運動の楽しさやできる喜びを体験させることが必要です。

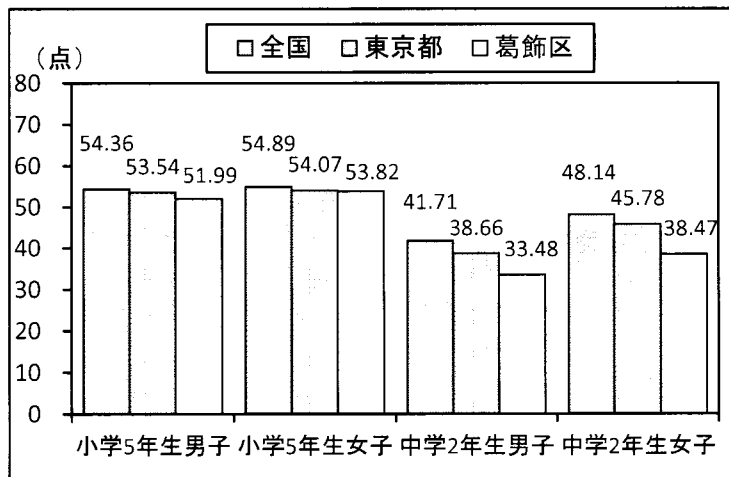


図 児童・生徒の体力合計点の平均値(80点満点)  
 出典:文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」  
 (平成22年度)

【施策の方向】

- 児童・生徒の運動する機会を増やし、体育科の授業を充実することで、運動する喜びを味わわせ、運動好きの子を育てます。また、優れた運動能力を持っている児童・生徒の能力を伸ばしていきます。

【区民の役割】

- 体力の向上について、意識を高め、子どもたちが運動する機会を増やしましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
こども体力向上プロジェクトの推進	・児童・生徒の体力向上のため、体育専科講師を配置し、体育の授業の充実を図るとともに、運動する機会を増やし、体を動かすことが好きになるよう、定期的な記録会の開催や中学校スポーツ重点支援校を設けます。

## 施策04 いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 学校施設については、その多くが昭和30年代から昭和40年代にかけて建築されたものであるため老朽化が進んでおります。そのため、計画的な改築や保全が必要となっております。
- 学校のトイレは、全部で163系統ありますが、平成23年度末までに97系統を改修してきました。今後は、残っている未改修のトイレの計画的な改修が求められます。
- 小学校においては、校庭の芝生化を進めてきました。芝の維持管理のため、PTAや地域の方々による組織の立ち上げが必要です。
- 中学校では、部活動の支援や災害時の対応などを目的に校庭の夜間照明設備設置を進めています。本事業の継続にあたっては、近隣の方々のご理解が必要です。
- 本区が実施した「確かな学力の定着度調査」では、学校に行くのが楽しいと感じている小学4年～6年生の平均が79.7%、中学1年～3年生の平均が78.3%となっています。

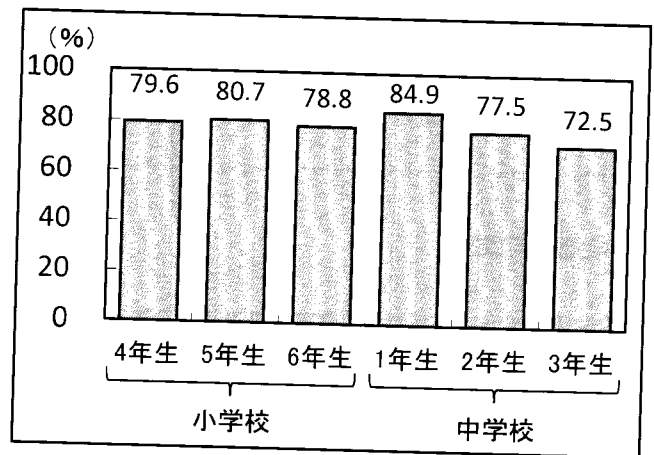


図 学校に行くのが楽しい割合

出典:「確かな学力の定着度調査」(平成23年度)  
注:「とても」「まあ」「あまり」「まったく」の回答のうち、「とても」「まあ」の肯定的な回答をした児童・生徒の割合。

### 【施策の方向】

- 子どもたちが安全かつ安心して学校生活を送れるよう教育環境を充実していきます。
- 学校施設の老朽化や現在の多様化した教育ニーズに適切に対応していくため、将来の児童・生徒数を踏まえ、学校規模の適正化なども視野に入れながら、校舎の改築・改修を行っていきます。
- 児童・生徒から親しまれる使いやすいトイレへの改修を進めるとともに、地域の理解や協力などの態勢を整えながら中学校の夜間照明の設置や小学校の芝生化などの教育環境の整備を行っていきます。

【計画事業】

事業名	事業内容
学校施設の改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な学習環境を確保できるよう学校規模の適正化などを視野に入れながら、学校施設の改築実施計画を策定し、計画的に改築を進めます。</li> </ul>
学校トイレの改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校トイレを快適にするため、和式便器から洋式便器への取替え等の改修工事を行います。</li> </ul>
校庭の芝生化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒートアイランド対策及び砂塵対策、また、子どもたちがのびのびと校庭で遊ぶことができる環境を整備するため、校庭の芝生化を進めます。</li> </ul>
中学校の夜間照明設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>夜間照明を設置することにより、学校の部活動や地域住民によるスポーツ活動の環境整備を進めるとともに、災害発生時の夜間避難所の照明手段として活用することを目的に、中学校に夜間照明を設置します。</li> </ul>



**政策 20** 地域教育

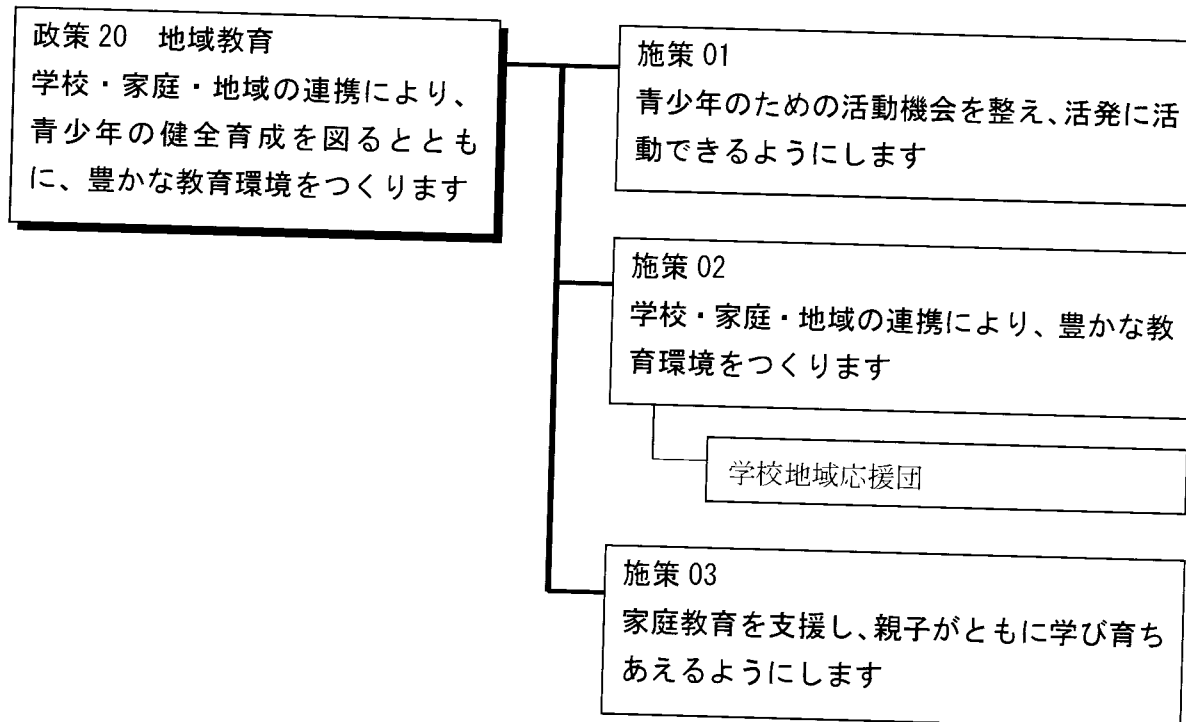
学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります

【政策の概要】

子どもの健全な成長を促すために、家庭における「早寝・早起き、朝ごはん」等の生活習慣の改善を支援し、人格形成の基本となる明るい家庭づくりを推進します。

また、学校、家庭、地域が連携することで、子どもたちに多様な体験や世代間を超えた交流を経験させ、地域に愛着や誇りを持てるよう社会全体で子どもたちの成長や自立を支援する環境づくりを進めます。

【施策の体系】



施策01 青少年のための活動機会を整え、活発に活動できるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

- 青少年の健全育成のため、青少年育成地区委員会や青少年委員などが中心となり、学校と地域の連携を深めながら、子どもたちを対象とした事業の実施や地域の行事、活動への参画を促進してきました。
- 青少年の犯罪や不良行為は、少年犯罪行為者数、少年不良行為者数ともに増加減少を繰り返しています。
- 地域が主体となっていく、わくわくチャレンジ広場が定着し、子どもと大人の交流が深まっています。

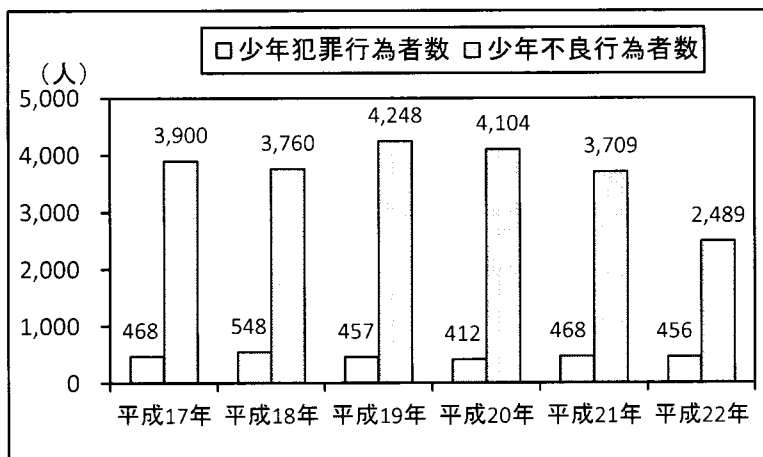


図 少年犯罪行為者数、少年不良行為者数

出典：葛飾警察署、亀有警察署資料

注：犯罪行為者には14歳未満の少年（触法少年）を含む。

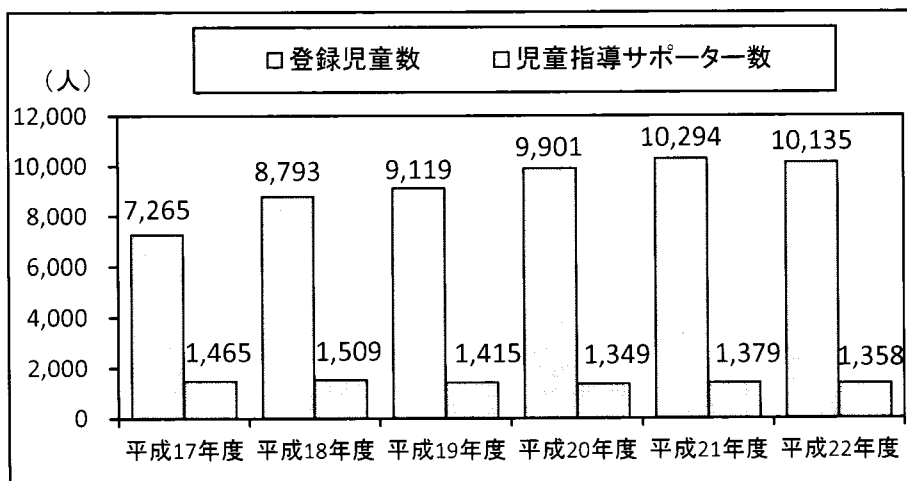


図 わくわくチャレンジ広場登録児童数、児童指導サポーター数

出典：地域教育課資料

【施策の方向】

- 青少年には、学校や家庭だけでなく、地域での様々な体験・活動への参加がその成長にとって重要です。青少年の居場所づくりや地域活動への参画の促進、体験活動の機会の提供など、地域の人々や学校、関係機関と協働することによって、青少年の育成に取り組みます。
- わくわくチャレンジ広場が、すべての児童にとって、安全で安心な居場所となるよう対象学年を拡大するとともに、学習、文化・スポーツ指導を実施します。

〔区民の役割〕

- 青少年の居場所づくりや、地域活動への参加を促すなど、地域で青少年の育成に取り組みましょう。

施策02 学校・家庭・地域の連携により、豊かな教育環境をつくります

【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成18年12月に教育基本法が改正され、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と学校・家庭・地域の連携が強化されることになりました。
- 少子化に伴う学級数の減少により、指導に当たる教員も減少し、部活動の指導に困難が生じています。また、教員の異動により、部活動の顧問を引き継ぐ教員がいなくなるという事態も生じており、部活を維持していくことが年々難しくなっています。
- 核家族化や少子化など、子どもたちを取り巻く状況が変化する中で、地域とのつながりは希薄となりがちであり、子どもたちが様々な交流を通じて、社会性を身につける機会が少なくなっています。このため、学校と家庭の連携、さらに地域社会の様々な人や団体との協働が求められています。

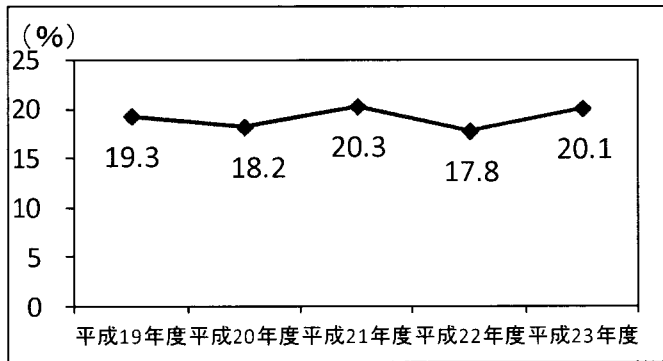


図 過去1年間に学校の行事やボランティア活動等に行ったことのある区民の割合  
出典:「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

【施策の方向】

- 部活動の継続や家庭や地域の教育力の向上、地域一体となった学校支援を行うために、学校、保護者、地域、ボランティアグループ等の連携を強化し、学校支援活動の輪を広げていきます。
- 地域と学校が一体となって学校の教育活動を支える学校地域応援団の取り組みを進めます。

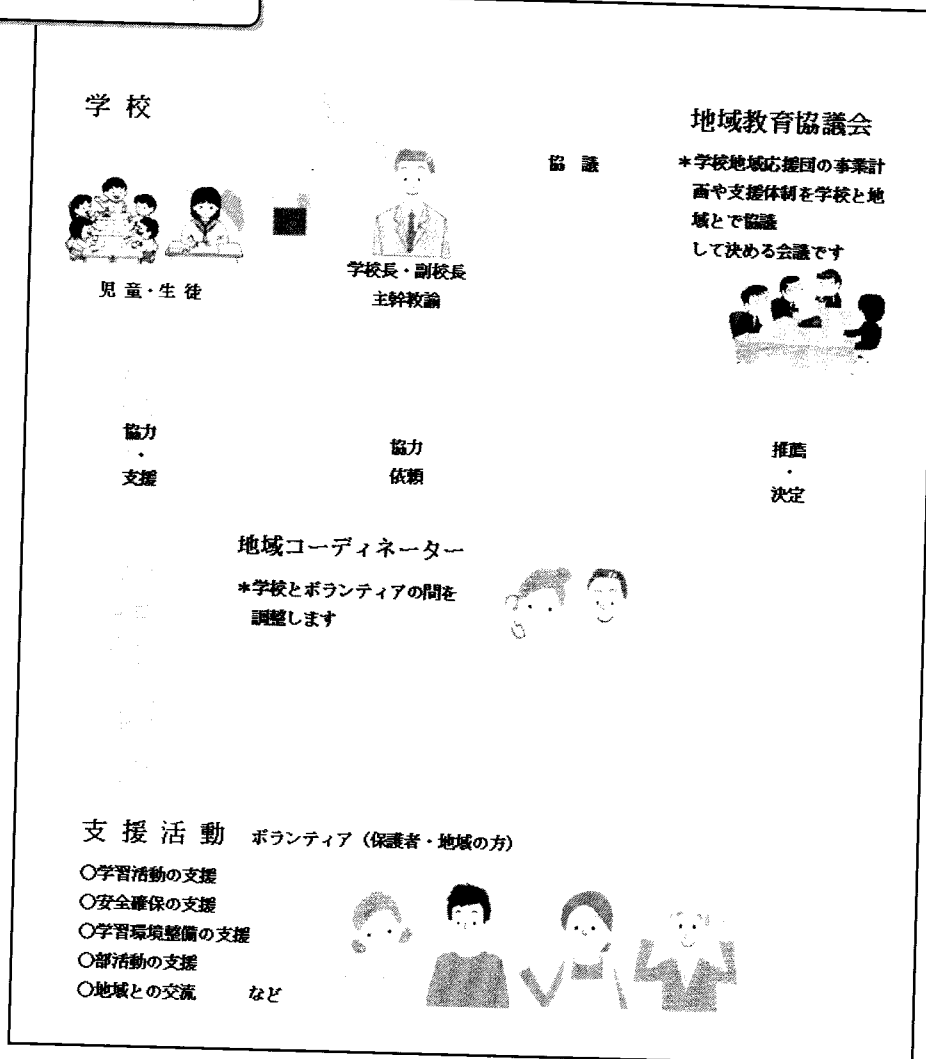
【区民の役割】

- 学校行事やPTA活動等に積極的に参加し、学校の取り組みに対する理解を深めましょう。また、学校地域応援団などの活動に協力し、地域で学校を支えましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
学校地域応援団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校ごとに、学校運営を支援する「学校地域応援団」を設置し、児童・生徒の学習支援や教育環境の整備、安全活動等に、地域と学校が協力して取り組みます。具体的な活動を行うにあたっては、各学校に、地域の協力を得て行う支援活動の企画や運営を協議する「地域教育協議会」を設け、活動日程や地域の人・団体との調整を行う「地域コーディネーター」を委嘱します。</li> <li>・順次事業を拡大し、全小・中学校への設置を目指します。</li> </ul>

学校地域応援団のしくみ



施策 03 家庭教育を支援し、親子がともに学び育ちあえるようにします

【施策を取り巻く現状と課題】

□ 家庭教育は、基本的な生活習慣、生活能力を育む学びの出発点です。しかし、少子化や、核家族化をはじめとする家庭環境の変化、地域との繋がりの希薄化等を背景とし、家庭の教育力の低下が指摘されています。家庭の教育力を向上させていくためには、家庭の力のみならず、地域全体で支えるしくみづくりが必要です。

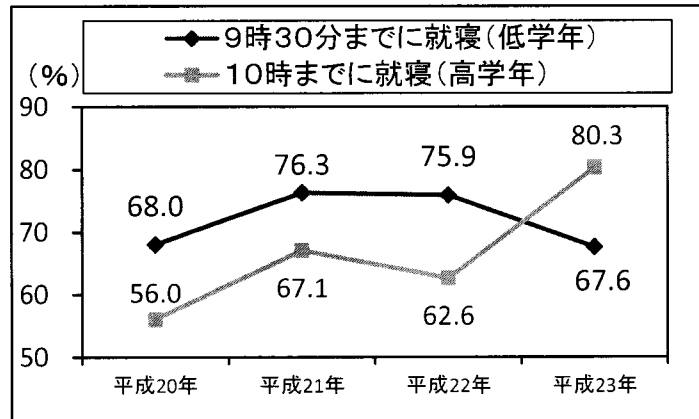


図 就寝時刻の変化 出典:「生活点検調査」

□ 児童や生徒の中には、朝食をしっかりと食べない子がいるほか、テレビを見る時間やゲームをする時間が長いなど、生活習慣に問題を抱えている子もいます。

【施策の方向】

- 「かつしか家庭教育のすすめ」を小・中学校の入学時期の保護者説明会、青少年育成地区委員会での学習会などで配付、説明し、学校・地域と連携した家庭教育支援を進めます。
- 学力向上や健全育成のためには、基本的な生活習慣を身に付けることが大切であり、「早寝・早起き、朝ごはん」「ノーテレビ・ノーゲームデー」など保護者への啓発を推進し、家庭教育の充実を図ります。
- PTA・保護者、地域の子育て団体・サークルなどが自主的に家庭教育を学べるよう、学習機会の拡大や、情報提供などの支援を行っていきます。

【区民の役割】

□ 家庭において、子どもたちに、早寝・早起きの習慣を身に付けさせ、「朝食はしっかり食べる」、「テレビを見る時間やゲームをする時間を予め決めておく」等の基本的な生活習慣を確立するとともに、家庭での体力づくりや学習習慣を定着させましょう。

## 政策21

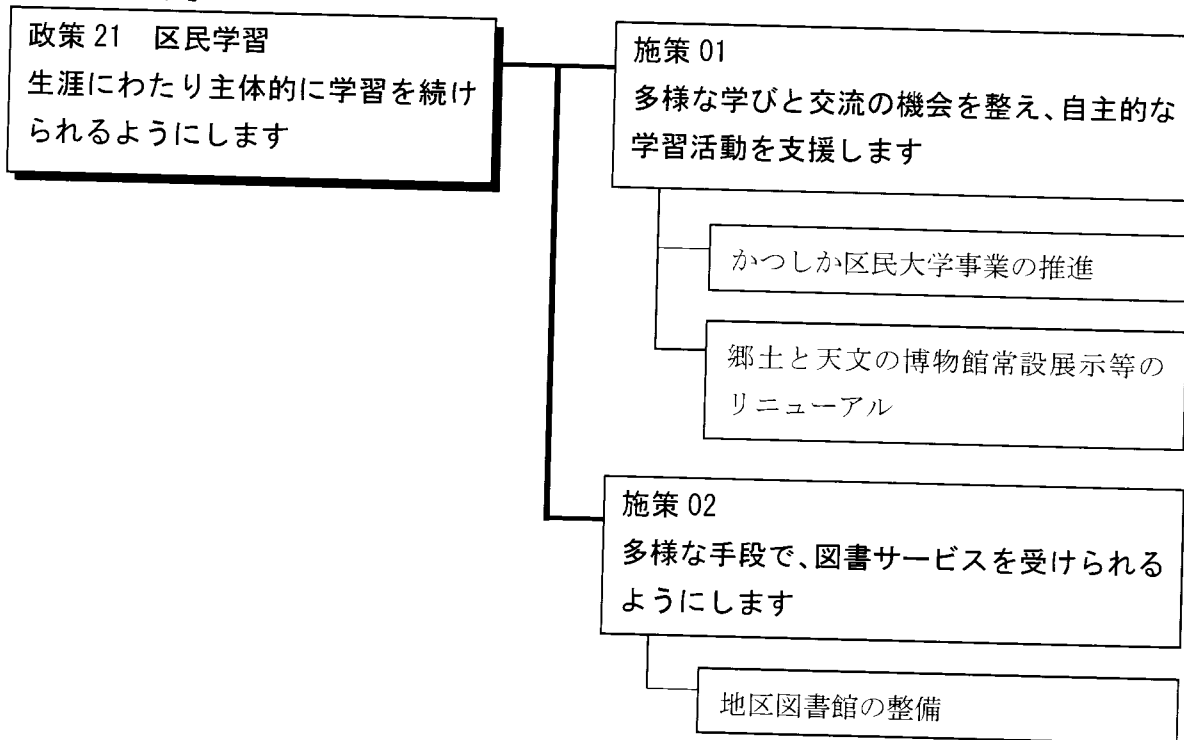
### 区民学習

生涯にわたり主体的に学習を続けられるようにします

#### 【政策の概要】

多様な学びの場の整備や機会の拡充、区民の自主的学習活動への支援を通して、地域の中で学びの輪を広げ、区民が生涯にわたり主体的に学習を続けられるようにします。また、区民の学びの成果をボランティア活動や地域の活動に発揮できるようなくみづくりを進めます。

#### 【施策の体系】



施策01 多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します

【施策を取り巻く現状と課題】

- いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも学ぶことができるように多様な学習事業を実施しています。
- 区民の生涯学習の場として、郷土と天文の博物館、図書館、地区センター、学び交流館などがあり、それぞれ活用されています。

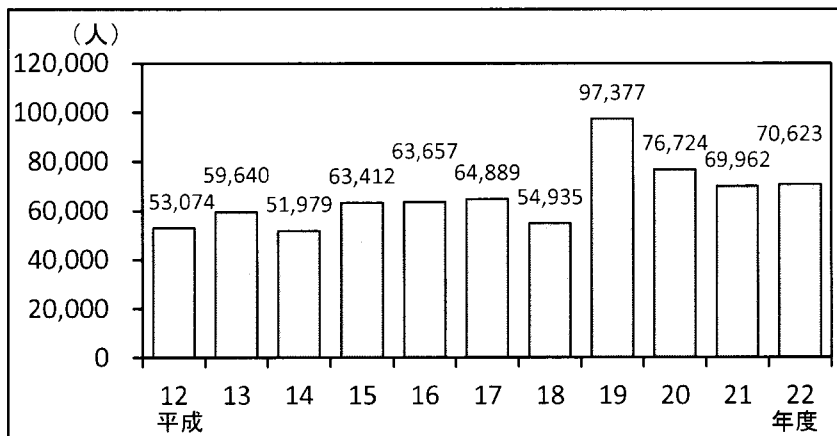


図 郷土と天文の博物館の入館者数

出典：郷土と天文の博物館資料

- 郷土と天文の博物館には、地域の自然と歴史、文化を学ぶ郷土展示室と、宇宙への夢を育み、関心を高めるプラネタリウム、天体観測室等があり、平成22年度には7万人を超える利用がありました。
- 区民の多様な学習ニーズに応えるために、平成22年4月に「かつしか区民大学」を開校し、22年度は、33コース57講座を実施し、延べ9,974人の区民が受講しました。

【施策の方向】

- かつしか区民大学では、ふるさと葛飾への理解と関心を深める「葛飾学」や地域の各種活動を担う人材を育成する分野など、各種講座を充実するとともに、区民の参画・協働による運営を一層推進し、多様な学習機会を提供します。
- 区民の自主的な学習活動に対する支援を行っていきます。また、一人ひとりの学習を、個人の教養や生きがいのみならず、人づくりやまちづくり、学校支援、地域福祉の向上に活かせるようにします。
- 郷土と天文の博物館では、体験的に学べる博物館として、プラネタリウム番組の充実や特別展・企画展等の開催、講座や各種イベントの実施を通じ、幅広い層の利用促進を図ります。

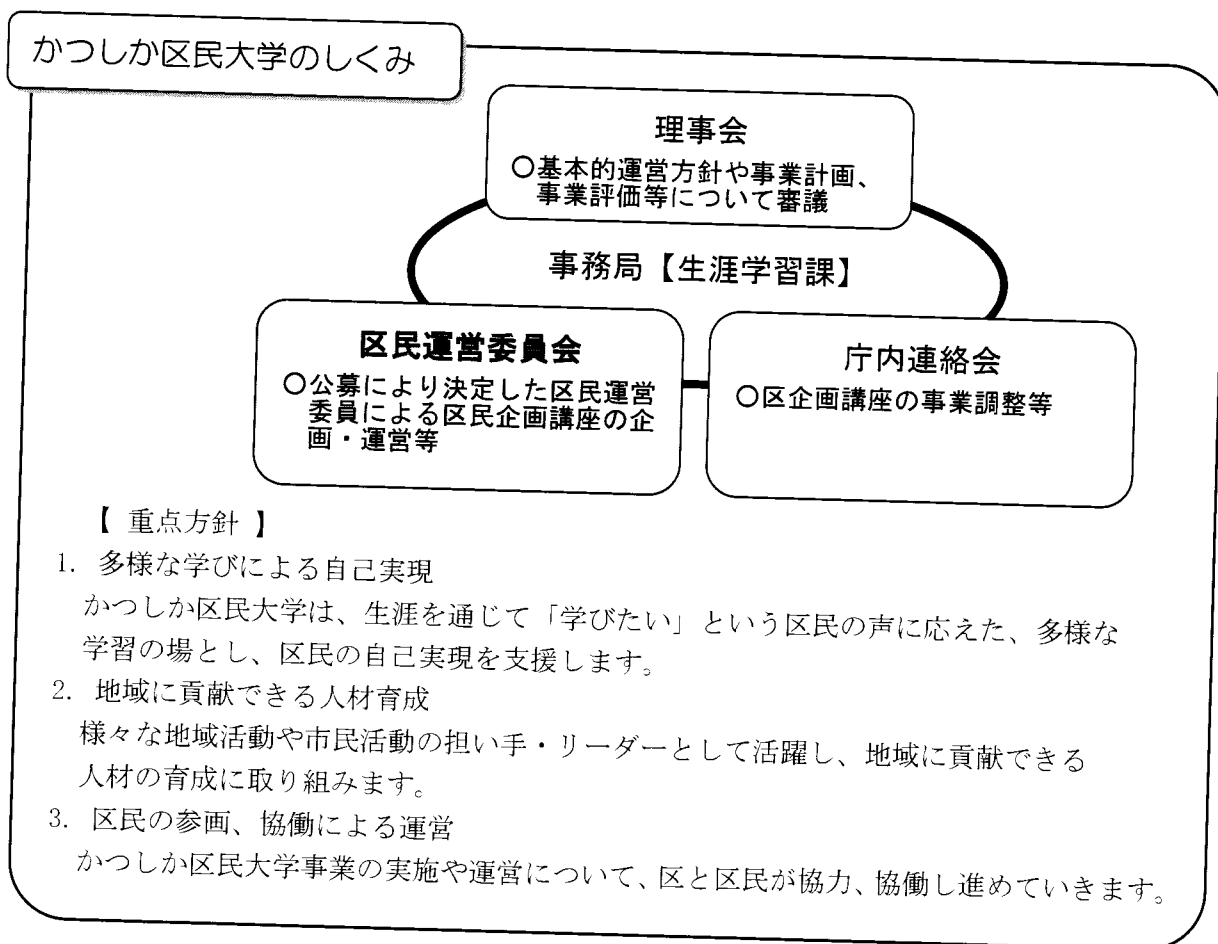
[区民の役割]

- 様々な学習の場を活用し、学んだ成果をボランティア活動など通じて地域社会に還元しましょう。



【計画事業】

事業名	事業内容
かつしか区民大学事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の生涯学習を支援するために設けた学びのしくみ「かつしか区民大学」では、区が企画する講座、大学などの教育機関との連携・協働講座、区民や団体が企画する講座があり、多様な学習の場として、区民の自己実現を支援します。</li> <li>・また、様々な地域活動や市民活動の担い手・リーダーとして活躍し、地域に貢献できる人材の育成に取り組みます。</li> </ul>
郷土と天文の博物館常設展示等のリニューアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定化されている常設展示をさまざまな要素を加えた可動式展示とし、新たな資料の追加や展示内容の変更ができるようリニューアルします。また、最新の宇宙科学情報を定期的に更新するなど、何度も訪れたいくなる博物館にします。</li> </ul>



## 施策02 多様な手段で、図書サービスを受けられるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 平成21年、新たに金町駅前に中央図書館を開設しました。その他、地域図書館6館、中央図書館の分館として地区図書館4館、新宿図書センターを設置しています。
- 幼児期からの読書の習慣づけや、読書離れが進む中高生への啓発、ビジネス・医療・健康・福祉等の区民の課題解決に役立つ情報の提供、電子書籍等のデジタル資料への対応が課題となっています。

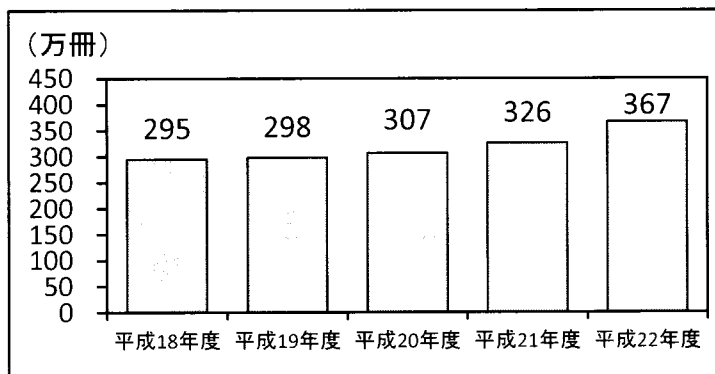


図 図書・資料年間貸出点数

出典：中央図書館資料(図書・雑誌・CD・カセット・ビデオ)

### 【施策の方向】

- 地域経済の活性化につながる高度で専門的な情報の提供や、郷土愛を育むための地域関連資料の収集・保存、所蔵資料のデジタル化、電子書籍の導入検討などを進めるとともに、レファレンスサービスの充実やICTを活用したサービスの効率的な提供など、図書館サービスのより一層の充実と区民の利便性を高めます。
- 乳幼児期から高齢期までの全ての世代の読書環境を整備し、各年代に応じて読書に親しむことができる機会を増やします。また、地域で子どもの読書活動の推進を担うボランティアの育成や、幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校等との連携を進めます。

### 【計画事業】

事業名	事業内容
地区図書館の整備	・中央図書館、地域図書館から比較的離れた地域に地区図書館を整備します。なお整備にあたっては、学校などの既存施設を活用します。

## 政策 22

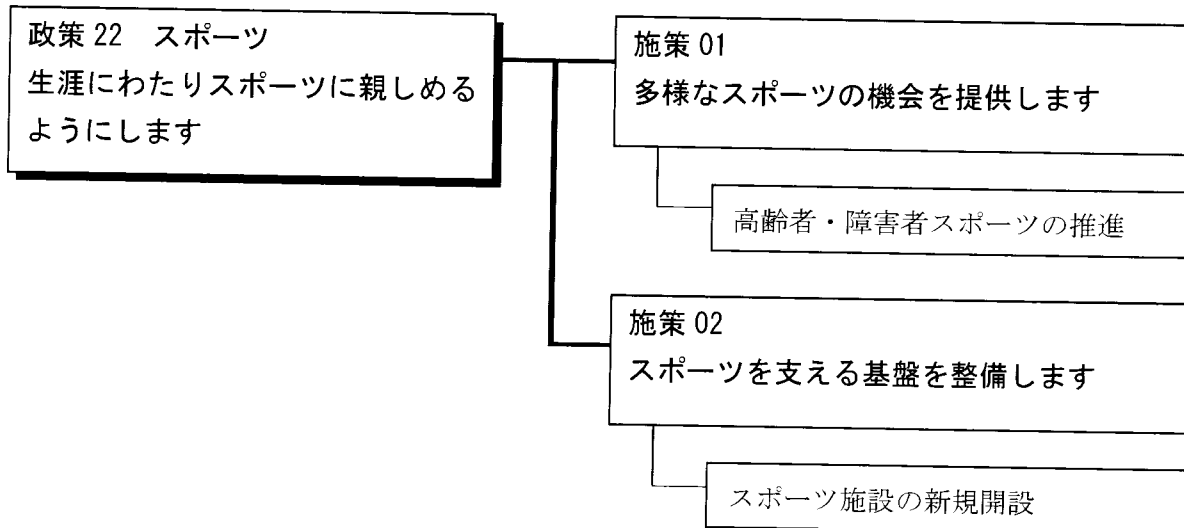
### スポーツ

生涯にわたリスポーツに親しめるようにします

#### 【政策の概要】

区民それぞれの体力や技術、興味・目的に応じて、「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」自分にあった形で定期的・継続的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に親しめる機会を充実するとともにスポーツ施設を整備します。

#### 【施策の体系】



## 施策01 多様なスポーツの機会を提供します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

□ 区は、幼児から高齢に至る区民の誰もが、自分にあった形で定期的・継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んできました。政策・施策マーケティング調査によると、日頃からスポーツを楽しんでいる区民は、約3割となっています。

□ 各地域では、自治町会や青少年育成地区委員会、体育指導委員（スポーツ推進委員）、子ども会育成会連合会、そして、体育協会やかつしか地域スポーツクラブをはじめ各種

スポーツ団体などが、独自に、または相互に協力し、さらに指定管理者とも連携して、地域住民のスポーツ活動や健康づくりの活動を行っています。

□ 超高齢社会を迎えるにあたり、今後さらに、高齢者や障害者が気軽にスポーツをできる機会の提供などの事業の推進が求められています。

□ 子どもの体力は、長期的な低下が続きましたが、ここ数年は下げ止まっています。文部科学省の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」では、葛飾区の児童・生徒の体力は、全国や都の平均と比べても低く、幼児期からの身体活動の習慣化が課題になっています。

□ 身近な地域でスポーツや文化活動が楽しめる、かつしか地域スポーツクラブが堀切・南綾瀬・お花茶屋地域と水元・西水元地域に設立されています。

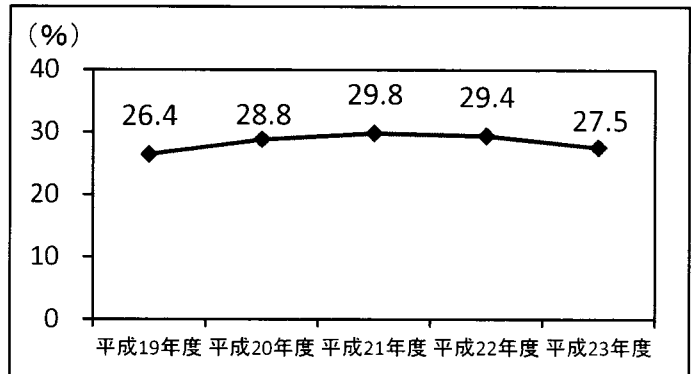


図 スポーツを楽しんでいる区民の割合  
出典:「葛飾区政策・施策マーケティング調査」

### 【施策の方向】

□ 区民の誰もが、身近な地域で、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、自分にあった形で定期的・継続的にスポーツに親しむことができる環境を充実します。

□ 体力測定会の実施と健康プログラムの提供により、継続的にスポーツを実施する啓発を進め、高齢者や障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる環境を充実します。

□ 子どもの体力向上や心身の成長のために、幼児期から身体活動を習慣化するための取り組みを行います。また、子どもが、家族や友人と一緒にスポーツを「する」、「見る」、「話す」ことで、スポーツの楽しさや素晴らしさの理解を深めることができる機会を提供します。

□ 体育協会や体育指導委員（スポーツ推進委員）、地域スポーツクラブなど地域の団体と指定管理者が連携・協働して、スポーツ活動の環境を充実していきます。

基本目標3 豊かな区民文化を創造しはぐくむまち（生涯学習とふれあい）

【区民の役割】

- 生涯にわたって健やかな心身を維持するために、幼児期から運動に親しむ習慣を身につけ、それぞれの体力等にあった運動機会を持ちましょう。

【計画事業】

事業名	事業内容
高齢者・障害者スポーツの推進	・高齢者や障害者が自主的・積極的に安心してスポーツを行うことができる環境を整備し、幸福で豊かな生活を実現できるよう、健康体操プログラムの提供や障害者指導員の養成などを実施します。

## 施策 02 スポーツを支える基盤を整備します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

- 区内には、総合スポーツセンター体育館をはじめ、陸上競技場、温水プール、水元体育館や河川敷の野球場、球技場、テニスコートなど、体育施設が33箇所あり、およそ年間200万人に利用されています。
- 今後も区民が安全、安心にスポーツ活動に取り組むためには、指定管理者との連携・協働を行いながら、体育施設の継続的なメンテナンスと計画的な改修が必要です。
- 身近なスポーツの場として、区内の小中学校や旧学校の体育館や校庭を開放しており、平成22年度には、体育館と校庭をあわせて約70万人の利用がありました。

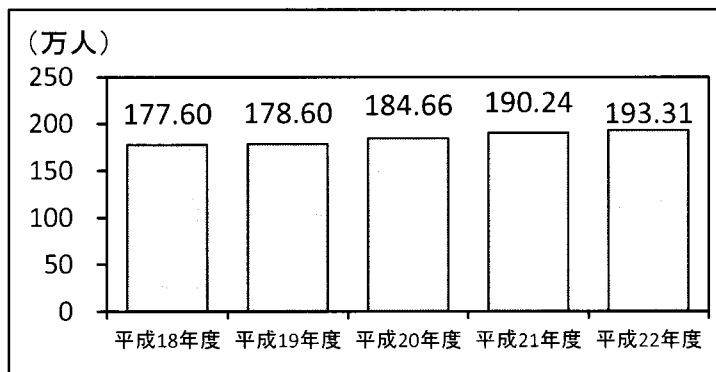


図 スポーツ施設の利用者数 出典:生涯スポーツ課資料

### 【施策の方向】

- 既存の体育施設を維持するための適切な改修と管理運営を進めます。
- 老朽化している水元体育館・温水プールの改築に併せて、水元高校跡地の一部を活用しながら、水元中央公園全体をフィットネスパークとして整備します。
- 公園整備等の街づくり事業と連携しながら、区民のスポーツ活動の環境を充実していきます。

### 【計画事業】

事業名	事業内容
スポーツ施設の新規開設	・老朽化した水元体育館を改築するとともに、水元中央公園及び都立水元高校跡地の一部を一体としたフィットネスパークを整備するなど、区民が安全で快適にスポーツをできる体育施設を整備します。